

廃止措置実施方針

(再処理施設)

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

一 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

1. 廃止措置対象施設

廃止措置対象施設の範囲は、再処理の事業の指定があったものとみなされた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設（以下「再処理施設」という。）である。

主要な廃止措置対象施設を表 3-1 に示す。

2. 敷地

再処理施設の敷地は、茨城県那珂郡東海村の南東端の平坦地に位置し、東側は太平洋に面しており、その敷地面積は約 15 万平方メートルで、敷地はほぼ台形状の部分とその南側にのびる帯状の部分とからなっている。

再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 3-1 に示す。

3. 廃止措置対象施設の状況

(1) 事業の許可等の変更の経緯

再処理事業指定申請及び再処理事業変更許可申請の経緯等を表 3-2 及び表 3-3 に示す。

(2) その他

解体撤去作業の容易化等に資する施設の設計については、新規施設の設計段階や新たに設備を追加する変更を行う段階で検討する。

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（1 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
分離精製工場(MP)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	受入れ施設	天井クレーン設備
			カスク冷却設備
			除染設備
			燃料取出し設備
			燃料移動設備
			燃料汚染検査, 除染設備
			燃料一時貯蔵設備
		貯蔵施設	燃料取扱操作設備(貯蔵プール)
			燃料貯蔵設備
			燃料移動設備
			燃料取扱操作設備(濃縮ウラン移動プール)
		プール水処理設備	貯水ピット
			廃液貯槽
			貯蔵プール水処理設備
			熱交換器
	移動プール・機械処理プール水処理設備		
	再処理設備本体 ^{※1}	せん断処理施設	燃料移動設備
			せん断装置
			天井クレーン(濃縮ウラン機械処理セル)
			マニプレータ類(濃縮ウラン機械処理セル)
			燃料装荷装置
			ハル取扱設備
			天井クレーン(濃縮ウラン溶解槽装荷セル)
			マニプレータ(除染保守セル)
		溶解施設	廃棄物取扱設備
			濃縮ウラン溶解槽
			スロータンク
パルスフィルタ(放射性配管分岐室)			
	パルスフィルタ(分離第1セル)		
	洗浄液受槽		
	溶解槽溶液受槽		

※1：再処理設備本体とは、せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設を示す。

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（2 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称	
分離精製工場(MP)	再処理設備 本体	溶解施設		調整槽	
				給液槽	
		分離施設	分離第 1 サイクル	高放射性廃液中間貯槽	
				分離第 1 抽出器	
				希釈剤洗浄器	
				分離第 2 抽出器	
			分離第 2 サイクル	分離第 3 抽出器	
				分離第 4 抽出器	
				調整槽	
				中間貯槽	
				分離第 5 抽出器	
			リワーク	受槽	
				溢流受槽	
				中間貯槽	
				溶媒受槽	
		廃溶媒受槽			
		プルトニウム溶液受槽			
		溢流溶媒受槽			
		精製施設	プルトニウムの精 製系	調整槽	
				中間貯槽	
				酸化塔	
				空気吹込塔	
				プルトニウム精製第 1 抽出器	
				プルトニウム精製第 2 抽出器	
				溶媒貯槽	
				中間貯槽（プルトニウム溶液濃縮系）	
希釈槽					
プルトニウム溶液蒸発缶					
プルトニウム濃縮液受槽					
循環槽					
プルトニウム濃縮液取出し，受入れ設備					

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（3 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
分離精製工場(MP)	再処理設備 本体	精製施設	ウランの精製系	調整槽
				中間貯槽（ウラン精製セル）
				ウラン精製第1抽出器
				ウラン精製第2抽出器
				中間貯槽（ウラン濃縮脱硝室）
				ウラン溶液蒸発缶（第1段）
				濃縮液受槽
				希釈槽
				給液槽
				一時貯槽
		脱硝施設	ウラン溶液蒸発缶（第2段）	
			濃縮液受槽	
			脱硝塔	
			製品積出し設備	
			重量計	
			三酸化ウラン容器接続器具	
			三酸化ウラン取出し装置	
		酸及び溶媒の 回収施設	酸回収施設	希釈剤洗浄器
				希釈剤受槽
				酸回収中間貯槽
				酸回収蒸発缶
				デミスタ
				酸回収精留塔
				凝縮器
				冷却器
			中間貯槽	
			溶媒回収施設（分 離第1サイクル系）	第1溶媒洗浄器
希釈剤洗浄器				
溶媒洗浄廃液中間貯槽				

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（4 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
分離精製工場(MP)	再処理設備 本体	酸及び溶媒の 回収施設	溶媒回収施設（分 離第1サイクル系）	溶媒貯槽
				沈降槽
				フィルタ
			溶媒回収施設（分 離第2サイクル系）	希釈剤洗浄器
				溶媒洗浄廃液中間貯槽
				溶媒貯槽
				第2溶媒洗浄器
			溶媒回収施設（ウ ラン精製サイクル 系）	第3溶媒洗浄器
				溶媒貯槽
	フィルタ			
	製品貯蔵施 設	プルトニウム製品の貯蔵		プルトニウム製品貯槽
				プルトニウム製品取出し設備
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の 廃棄施設	槽類換気系（燃料 溶解槽からの廃 気）	酸吸収塔
				洗浄塔 溶解廃気用
				フィルタ
			槽類換気系（燃料 せん断装置からの 廃気）	フィルタ
				洗浄塔 せん断廃気用
			槽類換気系（高放 射性廃液貯槽から の廃気）	洗浄塔
				フィルタ
槽類換気系（高放 射性廃液蒸発缶， プルトニウム濃厚 溶液処理工程など からの廃気）			酸吸収塔(酸回収セル)	
			空気吹込塔(酸回収セル)	
			洗浄塔(プルトニウム濃縮セル)	
			酸吸収塔(ウラン濃縮脱硝室)	
セル換気系	洗浄塔(溶解オフガス処理セル)			
	フィルタ			
廃ガス貯蔵装置	廃ガス貯槽			

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（5 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
分離精製工場(MP)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高放射性の液体廃棄物	高放射性廃液蒸発缶
				高放射性廃液貯槽
				中間貯槽
		低放射性の液体廃棄物	中間貯槽	
	その他再処理設備の附属施設	濃縮ウラン溶解槽の遠隔補修技術開発設備		濃縮ウラン溶解槽
				遠隔補修・検査装置
	計測制御系統施設	安全保護回路		濃縮ウラン溶解槽, ウラン溶液蒸発缶(第1段), プルトニウム溶液蒸発缶, 高放射性廃液蒸発缶, 脱硝塔, 分離, 精製及び溶媒回収
		核計装設備		アルファ線モニタ
		中性子線モニタ		

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（6 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
ウラン脱硝施設(DN)	再処理設備本体	脱硝施設	UNH 受槽
			UNH 貯槽
			蒸発缶（第2段）
			濃縮液受槽
			脱硝塔
			酸吸収塔
			UO ₃ 受槽
			オーバーサイズ受槽
			計量台
			溶解槽
	計測制御系統施設	安全保護回路	脱硝塔

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
ウラン貯蔵所(U03)	製品貯蔵施設	ウラン製品の貯蔵	ウラン製品貯蔵設備
第二ウラン貯蔵所(2U03)			ウラン製品貯蔵設備
第三ウラン貯蔵所(3U03)			ウラン製品貯蔵設備

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（7 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	その他再処理設備の附属施設	プルトニウム転換技術開発施設	硝酸プルトニウム受入計量槽
			硝酸プルトニウム貯槽
			混合槽
			混合液貯槽
			硝酸ウラニル受入計量槽
			硝酸ウラニル貯槽
			硝酸プルトニウム給液槽
			ウラン受槽
			混合液給液槽
			脱硝加熱器
			焙焼還元炉
			粉碎機
			混合機
			廃液受入槽
			廃液蒸発缶
中和沈殿槽			
			安全保護回路（焙焼還元炉，窒素－水素混合ガスの供給系）

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（8 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	その他再処理設備の附属施設	クリプトン回収技術開発施設	原料ガス中間貯槽
			反応器
			水吸着器
			ウォームコンテナ
			炭酸ガス吸着器
			キセノン吸着器
			コールドコンテナ
			主精留塔
			クリプトン精留塔
			キセノン液化塔
			キセノン精留塔
			中間槽
			クリプトン貯蔵シリンダ
			キセノン貯蔵シリンダ
廃液貯槽			
クリプトン固定化試験設備			

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（9 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高放射性廃液貯蔵場の廃気	洗浄塔
				フィルタ
		液体廃棄物の廃棄施設	高放射性の液体廃棄物	高放射性廃液貯槽
				中間貯槽
				中間熱交換器
冷却塔				

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	その他再処理設備の附属施設	ガラス固化技術開発施設	受入槽
			回収液槽
			濃縮器
			濃縮液槽
			濃縮液供給槽
			溶融炉
			中放射性廃液蒸発缶
			台車
			溶接装置
			クレーン設備（固化セル）
			マニプレータ類
			クレーン設備（搬送セル）
			検査設備
			保管ピット
			中放射性廃液貯槽
			低放射性廃液第一貯槽
			低放射性廃液第一蒸発缶
固化セル換気系設備			
槽類換気系設備			
冷却塔			
安全保護回路（固化セル）			

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（10 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高放射性の固体廃棄物	ハル貯蔵庫
				予備貯蔵庫
				汚染機器類貯蔵庫
				クレーン
				フィルタ

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高放射性の固体廃棄物	湿式貯蔵セル
				乾式貯蔵セル
				100 トン天井クレーン
				ドラム移送容器
				排気フィルタ
				湿式貯蔵セル水処理設備

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（11 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
廃棄物処理場(AAF)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	低放射性廃液貯槽
				中間受槽
				予熱器
				低放射性廃液第一蒸発缶
				サイクロン
				凝縮器
				冷却器
				低放射性濃縮廃液貯槽
				中和槽
				反応槽
				放出廃液貯槽
				放出管
		廃希釈剤貯槽		
廃溶媒・廃希釈剤貯槽				
		固体廃棄物の廃棄施設	低放射性の固体廃棄物	クレーン

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	予熱器
				低放射性廃液第二蒸発缶
				サイクロン
				濃縮液槽
				凝縮器
				冷却器

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（12 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	予熱器
				低放射性廃液第三蒸発缶
				サイクロン
				濃縮液冷却器
				廃液受入貯槽
				濃縮液貯槽
				凝縮器
				冷却器
				粗調整槽
				中和反応槽
中間貯槽				

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
放出廃液油分除去施設 (C)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	低放射性廃液貯槽
				サンドフィルタ
				活性炭吸着塔
				シックナー
				廃炭貯槽
				スラッジ貯槽
放出廃液貯槽				

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（13 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
スラッジ貯蔵場(LW)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	スラッジ貯槽
				廃溶媒貯槽

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	スラッジ貯槽
				濃縮液貯槽
				廃砂・廃樹脂貯槽

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
廃溶媒貯蔵場(WS)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	廃溶媒貯槽

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	その他再処理設備の附属施設	廃溶媒処理技術開発施設		受入貯槽
				洗浄槽
				第1抽出槽
				第2抽出槽
				第3抽出槽
				シリカゲル吸着塔
				廃シリカゲル貯槽
				蒸発缶
				充てん・かく拌装置
加熱装置				

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（14 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
アスファルト固化処理施設(ASP)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	廃液受入貯槽

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	濃縮液貯槽
				低放射性濃縮廃液貯槽
				廃液貯槽
				中間貯槽
				換気設備

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF) ^{※2}	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	スラリ蒸発缶
				硝酸塩溶液蒸発缶
		固体廃棄物の廃棄施設	低放射性の固体廃棄物	焼却炉

※2：低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)は、低放射性濃縮廃液等の処理方法を蒸発固化からセメント固化に変更する計画である。

表 3-1 主要な廃止措置対象施設（15 / 16）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低放射性の固体廃棄物	アスファルト固化体取扱設備（移送セル）
				アスファルト固化体取扱設備（貯蔵セル）

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低放射性の固体廃棄物	アスファルト固化体取扱設備（積換セル）
				アスファルト固化体取扱設備（移送セル）
				アスファルト固化体取扱設備（貯蔵セル）
				固化体評価試験設備

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
焼却施設(IF)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	低放射性の固体廃棄物	焼却炉
				小型焼却炉
				廃気処理設備

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
分析所(CB)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低放射性の液体廃棄物	中間貯槽
				その他再処理設備の附属施設

建家名称	施設区分	設備等の区分		設備名称
リサイクル機器試験施設(RETf) ※3	その他再処理設備の附属施設	リサイクル機器試験施設		試験設備

※3：リサイクル機器試験施設(RETf)は、今後の再処理施設の廃止措置における活用方策を検討した上で計画を定める。

表 3-1 主要な廃止措置対象施設 (16 / 16)

建家名称	施設区分	設備等の区分	設備名称
共通設備等	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主排気筒
			第一付属排気筒
			第二付属排気筒
			フィルタ
			換気設備
	計測制御系統施設	工程計装設備	液面計, 界面計, 濃度計, 圧力計, 温度計, 密度計, 流量計, 電導度計, 放射線モニタ, 水素イオン濃度計
	放射線管理施設	空気汚染モニタリング用機器	ベータ線ダストモニタ
			プルトニウムダストモニタ
		放射線モニタリング用機器	ガンマ線エリアモニタ
			中性子線エリアモニタ
			臨界警報装置
		排気モニタリング設備	クリプトンモニタ
			ヨウ素モニタ
			ダストモニタ
			排気モニタ
		排水モニタリング設備	排水サンプリング設備
			分析設備
		屋外放射線モニタリング設備	屋外放射線モニタリング設備
		その他再処理設備の附属施設	電源設備
	非常用電源設備		非常用発電機, 無停電電源装置, 無停電電源設備
	圧縮空気設備		空気圧縮機
	給水施設		浄水装置, 浄水貯槽, ポンプ, 冷却塔, 冷却水供給ポンプ, 冷却塔供給ポンプ, 低温貯水槽, 高温貯水槽, 冷却水供給槽, 純水設備
	蒸気供給施設		ボイラ装置

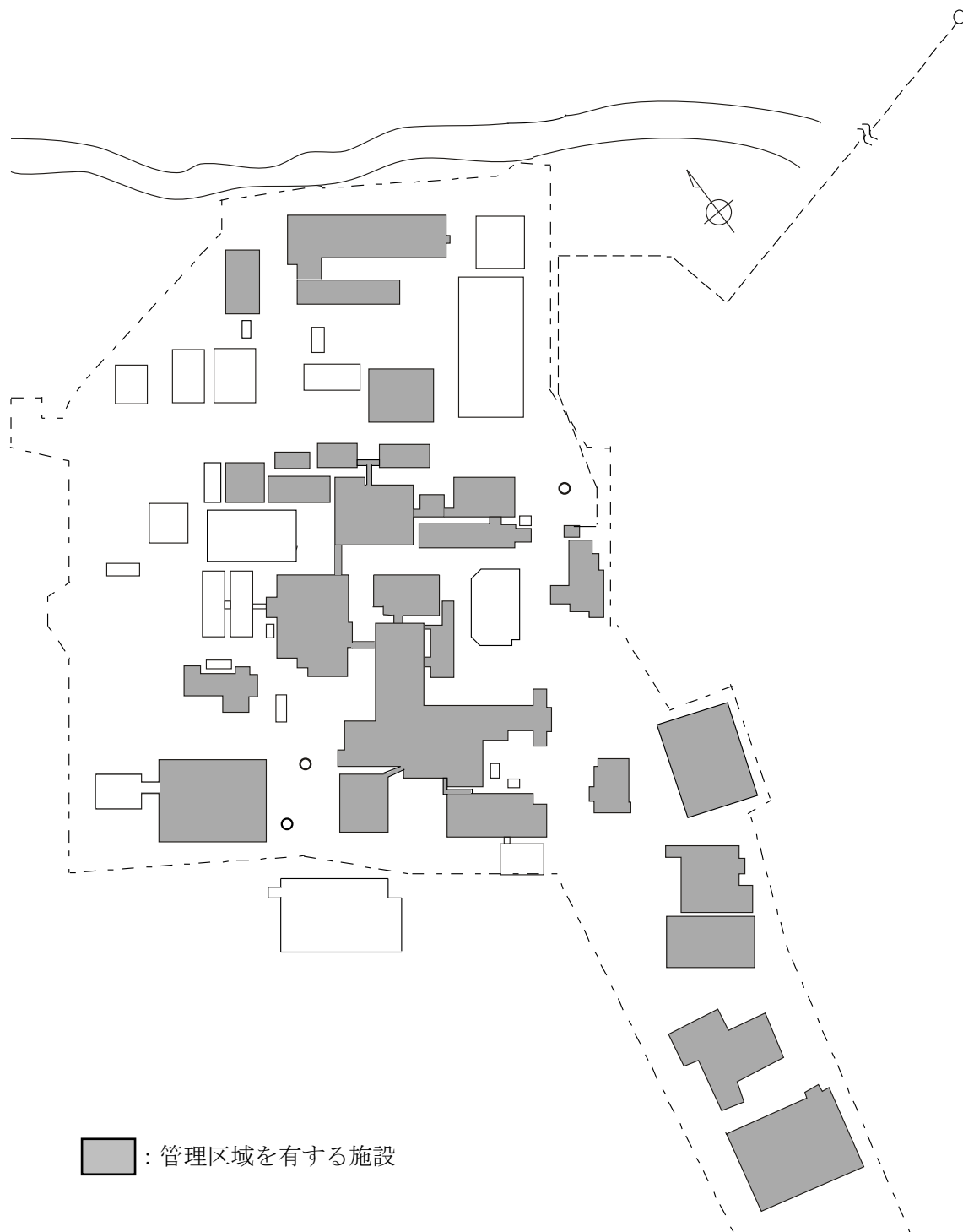


図 3-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置

表 3-2 再処理事業指定申請及び再処理事業変更許可申請の経緯

再処理事業指定申請書は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の旧法人名称）の設立に当たり施行された独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）の附則第 18 条第 1 項及び第 2 項に基づき、経済産業大臣に提出（平成 17 年 9 月 27 日）し、設立の日（平成 17 年 10 月 1 日）に指定があったものとみなされたものである。再処理事業指定申請及び再処理事業変更許可申請の経緯を以下に示す。

なお、平成 17 年 10 月 1 日以前の再処理事業指定申請に係る内容は、設置承認申請に記載している。設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯を表 3-3 に示す。

許可年月日	許可番号	備考
平成 18 年 5 月 29 日	平成 17.01.14 原第 8 号	再処理を行う使用済燃料に原子力第 1 船（むつ）使用済燃料を追加，新型転換炉使用済燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）の年間再処理量を 10 トンから 40 トンに増加，第二アスファルト固化体貯蔵施設に蒸発固化体等の固化体廃棄物及び低放射性の固体廃棄物を貯蔵，低放射性の固体廃棄物を第二アスファルト固化体貯蔵施設，第一及び第二低放射性固体廃棄物貯蔵場から廃棄物処理場等に送り再び処理できるように変更。
(平成 26 年 5 月 30 日届出) (平成 26 年 6 月 25 日一部補正)	—	原子力規制委員会 設置法附則第 29 条第 1 項に基づく届出 本文に「7. 再処理施設における放射線の管理に関する事項」及び「8. 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」を追加。

表 3-3 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯 (1/3)

設置承認申請書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和 54 年法律第 52 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき、再処理施設設置承認申請書を内閣総理大臣に提出（昭和 55 年 2 月 23 日（54 動燃（再）63））し、提出をもって承認を受けたとみなされたものである。設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯を以下に示す。

承認年月日	承認番号	備考
昭和 55 年 4 月 21 日	55 安（核規）第 163 号	第二スラッジ貯蔵場及び廃溶媒貯蔵場の新設
昭和 55 年 8 月 22 日	55 安（核規）第 444 号	低放射性廃液蒸発処理開発施設及び極低放射性廃液蒸発処理開発施設を放射性廃棄物の廃棄施設にする
昭和 56 年 7 月 25 日	56 安（核規）第 357 号	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の変更 廃溶媒処理技術開発施設の新設
昭和 57 年 8 月 12 日	57 安（核規）第 457 号	高放射性廃液貯蔵場、ウラン脱硝施設及び第二中間開閉所の新設並びに第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の増設
昭和 57 年 12 月 24 日	57 安（核規）第 782 号	溶解槽 1 基の溶解施設からその他再処理設備の附属施設への区分変更
昭和 58 年 8 月 17 日	58 安（核規）第 566 号	濃縮ウラン溶解セル（第 3 セル）への濃縮ウラン溶解槽設置、現在ある濃縮ウラン溶解槽の遠隔補修技術開発設備への変更、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場及び資材庫の新設

表 3-3 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯 (2/3)

承認年月日	承認番号	備 考
昭和 60 年 7 月 30 日	60 安 (核規) 第 321 号	新型転換炉使用済燃料の再処理の実施, 使用済燃料の貯蔵施設の貯蔵能力の増大, 照射後試験に供した使用済燃料のうち試験燃料片の再処理の実施, 廃溶媒技術開発施設における廃溶媒のエポキシ固化の技術開発の実施, アスファルト固化体などの貯蔵能力の増大, プルトニウム転換技術開発施設における濃縮度 20 %未満の濃縮ウランを用いた技術開発の実施, 小型試験設備におけるパルスカラムを用いた溶媒抽出工程の試験の実施
昭和 61 年 9 月 8 日	61 安 (核規) 第 494 号	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の新設及び高レベル放射性物質研究施設から発生する低放射性の固体廃棄物の受入れ
昭和 62 年 4 月 27 日	62 安 (核規) 第 186 号	パルスフィルタの追加設置, プルトニウム溶液蒸発缶の塔部及び酸回収蒸発缶の材料変更, プルトニウム転換技術開発施設における脱硝ボート材料の追加変更
昭和 63 年 2 月 9 日	62 安 (核規) 第 865 号	ガラス固化技術開発施設の新設
昭和 63 年 12 月 1 日	63 安 (核規) 第 709 号	焼却炉の更新, 硝酸ウラニル溶液の受け入れ機能の追加
平成元年 10 月 24 日	元安 (核規) 第 729 号	第三ウラン貯蔵所の新設
平成 2 年 12 月 27 日	2 安 (核規) 第 855 号	海洋放出口の移設
平成 5 年 8 月 3 日	5 安 (核規) 第 514 号	リサイクル機器試験施設の新設
平成 7 年 2 月 2 日	6 安 (核規) 第 913 号	クリプトン固定化試験設備の設置
平成 9 年 7 月 31 日	9 安 (核規) 第 474 号	ユーティリティ設備の更新
平成 9 年 10 月 21 日	9 安 (核規) 第 657 号	アスファルト固化処理施設の区分の変更
平成 10 年 6 月 25 日	10 安 (核規) 第 506 号	スラッジ貯槽の転用及び第二アスファルト固化体貯蔵施設における低放射性固体廃棄物の保管
平成 11 年 5 月 11 日	11 安 (核規) 第 315 号	アスファルト固化技術開発施設の付属排気筒の排気量の変更及び廃棄物処理場のコンクリート固化装置の撤去

表 3-3 設置承認申請及び設置変更承認申請の経緯 (3/3)

承認年月日	承認番号	備 考
平成 12 年 2 月 29 日	12 安 (核規) 第 150 号	株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故に係る濃縮度 20 %未満のウランを含む溶液の小型試験設備への受入
平成 12 年 7 月 19 日	12 安 (核規) 第 654 号	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の新設, 株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故に係る濃縮度 20 %未満のウランを含む溶液の再処理, 核的制限値の変更
平成 14 年 3 月 6 日	平成 13.03.01 原第 11 号	低放射性廃棄物処理技術開発施設の新設, その他再処理設備の附属施設の一部の区域の変更, 高レベル放射性物質研究施設の高放射性固体廃棄物の受入れ・貯蔵, 株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故に係る溶液の再処理に関する記載の削除

四 解体の対象となる施設及びその解体の方法

1. 解体の対象となる施設

解体の対象となる施設は、再処理の事業の指定があったものとみなされた再処理施設全施設である。再処理施設全施設の管理区域解除を目指し、管理区域を解除した建家は、利活用について検討する。

2. 解体の方法

再処理施設は、使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を保有しており、継続して放射性廃棄物の処理を行う必要がある状態の中で廃止措置に着手することから、一般的な原子力発電所における原子炉の廃止措置とは異なり、施設ごとに段階的に進めることになる。

分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)、クリプトン回収技術開発施設(Kr)は、所期の目的を終了したことから、先行して除染及び解体に着手する施設であり、一方、それ以外の施設においては、当面、放射性廃棄物の処理や貯蔵等を行い、所期の目的を終了した施設から順次除染及び解体に着手する。

廃止措置は、基本的に①解体準備期間、②機器解体期間及び③管理区域解除期間に区分し、建家ごとにこの順序で実施する。廃止措置の基本的なステップを表4-1に示す。

表4-1 廃止措置の基本的なステップ

区分	期間中の主な実施事項
第1段階 解体準備期間	・ 工程洗浄 ・ 系統除染 ・ 汚染状況の調査
第2段階 機器解体期間	・ 放射性物質により汚染された区域(管理区域)における機器の解体撤去
第3段階 管理区域解除期間	・ 建家の汚染除去 ・ 保安上必要な機器の撤去 ・ 管理区域解除

解体準備期間においては、分散している核燃料物質を集約する工程洗浄及び被ばく線量を低減する系統除染を実施するとともに、汚染状況の調査結果等を踏まえ、機器解体の工法及び手順の詳細について検討を進め、機器の解体撤去計画を策定する。

なお、機器の高経年化及び潜在的な危険性の排除の観点から一部の機器に対して先行して解体撤去を行うことも考慮する。

機器解体期間では、放射性物質により汚染された区域(管理区域)における供用を終了した機器の解体に着手する。

管理区域解除期間においては、管理区域の解除を行うに当たり、機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存している汚染について、はつり等の方法で除去する。その後、汚染検査を行い、安全を確認した上で、保安上必要な機器である換気設備や放射線管理設備等を撤去し、管理区域を順次解除する。管理区域を解除した建家は、利活用について検討する。

(1) 解体準備期間

解体準備期間では、建家及び構築物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理設備、換気設備、電源設備、その他保安上必要な設備等の必要な機能を維持管理する。

解体準備期間に実施する系統除染は、機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として、機器内表面の汚染を除去する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし、必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また、設備によっては補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。

放射線業務従事者及び周辺公衆の放射線被ばくを低減するように適切な機器解体工法及び解体手順を策定するため並びに機器解体に伴って発生する放射性固体廃棄物発生量の評価精度の向上を図るため、施設の汚染状況を調査する。施設の汚染状況を調査するために行う試料採取に当たっては、系統の維持管理に影響を与えないよう考慮する。

安全確保のための機能に影響を与えない範囲で管理区域外の機器や機器の高経年化及び潜在的な危険性の排除の観点から一部の機器に対して先行して解体撤去を行うことも考慮する。

なお、系統除染により合理的に放射能レベルが低減されたことをもって、解体準備期間を完了とする。

(2) 機器解体期間

機器解体期間では、管理区域における供用を終了した機器の解体に着手する。また、解体準備期間から着手している管理区域外の機器の解体撤去を継続して実施する。

機器解体は、機器解体に伴い発生する解体廃棄物の搬出ルート及び資機材置場を確保の上、工具等を用いた分解・取り外し、熱的切断装置又は機械的切断装置を用いた切断等を行う。解体廃棄物は、機器解体後のスペースを活用して保管することも考慮する。セル内機器の解体に当たっては、放射線業務従事者の被ばく低減のために、遮蔽や遠隔操作装置の利用等を考慮する。

これらの作業に伴う施設内の汚染拡大防止を図るために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所排気フィルタ及び局所排風機を導入する。

また、各種装置の使用に当たっては、取り扱う解体廃棄物の放射能レベルに応じて、必要な安全対策を講じる。

なお、管理区域に設置してある機器(保安上必要な機器を除く。)の解体を全て終えたことをもって機器解体期間を完了とする。

機器解体期間における機器解体及び機器撤去の詳細な方法等については、解体準備期間に実施する工程洗浄及び系統除染後の汚染状況調査を踏まえ検討し決定することから、機器解体に着手するまでに廃止措置計画の変更認可申請を行う。

(3) 管理区域解除期間

管理区域解除期間においては、管理区域の解除を行うに当たり、機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存している汚染について、はつり等の方法で除去する。その後、汚染検査を行い安全を確認した上で、換気設備や放射線管理設備等を撤去し、管理区域を順次解除する。管理区域を解除した建家は、利活用について検討する。

管理区域解除期間における詳細なはつり方法等については、機器解体期間に実施する機器の解体・撤去後の汚染状況調査を踏まえ検討し決定することから、はつり作業等に着手するまでに廃止措置計画の変更認可申請を行う。

なお、管理区域の解除をもって当該施設の管理区域解除期間を完了とする。

五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

1. 使用済燃料及び核燃料物質の譲渡し先

(1) 使用済燃料

使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。

(2) ウラン製品及びウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末

分離回収したウラン製品及びプルトニウム製品は、契約に基づき、契約相手先に返還する。または、分離回収したウラン及びプルトニウムの一部を契約相手先から原子力機構が購入する。これを踏まえ、ウラン貯蔵所(UO3)、第二ウラン貯蔵所(2UO3)及び第三ウラン貯蔵所(3UO3)に貯蔵中のウラン製品、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末を各施設の管理区域解除までに廃止対象施設外の施設に搬出する。

なお、再処理事業指定申請と異なる事項が生じた際は、再処理事業変更許可申請を行う。

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体及びスクラップ粉末、並びに工程内に回収可能核燃料物質が存在する。

核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体及びスクラップ粉末は、各施設の管理区域解除までに廃止対象施設外の施設に搬出する。

回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出すため、工程洗浄を実施する。回収可能核燃料物質のうちウラン溶液については粉末化し、(2)と同様に譲り渡す。使用済燃料せん断粉末は、濃縮ウラン溶解槽で加熱した硝酸で溶かし溶液化した後、高放射性廃液貯槽へ送液し、現有する高放射性廃液と混ぜてガラス固化体として廃棄する。また、低濃度のプルトニウム溶液は、一部のウラン溶液と混合した後、使用済燃料せん断粉末の溶解液と同じく高放射性廃液貯槽へ送液し、現有する高放射性廃液と混ぜてガラス固化体として廃棄する。

2. 譲渡しまでの間の使用済燃料及び核燃料物質の管理

分離精製工場(MP)に貯蔵中の使用済燃料は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵プールに貯蔵する。これらの燃料の取扱い及び貯蔵は、既往の許認

可を受けた燃料取扱操作設備，燃料貯蔵設備，燃料移動設備等で取り扱うとともに，安全確保のために必要な臨界防止，崩壊熱除去及び閉じ込め機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。

ウラン貯蔵所(U03)，第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)に貯蔵中のウラン製品は，搬出までの期間，当該施設の貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は，既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに，安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。

プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は，搬出が完了するまでの期間，当該施設の粉末貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は，既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに，安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。

これらの使用済燃料，ウラン製品，ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末等に係る設備の維持管理については，これまで再処理施設保安規定に定める巡視及び点検，施設定期自主検査等により実施しており今後も継続して行う。

3. 使用済燃料及び核燃料物質の最大貯蔵能力，存在場所と種類・数量

再処理施設における使用済燃料及び核燃料物質（分析又は校正に用いる核燃料物質を除く。）の存在場所ごとの種類及び数量を表 5-1 に示す。

表 5-1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量

種別	施設	部屋名	数量
使用済燃料	分離精製工場 (MP)	貯蔵プール	容量：516 燃料集合体（低濃縮ウラン燃料：140 トン，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料：80 トン） 【平成 29 年 6 月 30 日現在】 低濃縮ウラン燃料：約 17.2 tU ^{※1} （112 体） ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料： 約 23.5 tMOX ^{※2} （153 体）
ウラン製品 ^{※4} (三酸化ウラン 粉末)	ウラン貯蔵所 (U03)	貯蔵室	最大貯蔵能力 100 トン（1.6 %以下濃縮ウラン） 40 トン（4 %以下濃縮ウラン）
	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	貯蔵室	最大貯蔵能力 500 トン（1.6 %以下濃縮ウラン）
	第三ウラン貯蔵所 (3U03)	貯蔵室	最大貯蔵能力 500 トン（1.6 %以下濃縮ウラン）
ウラン・プルト ^{※4} ニウム混合酸化物 (MOX)粉末	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	粉末貯蔵室	最大貯蔵能力 810 kgMOX ^{※2}

上記のほか、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体^{※3}（廃液一次処理室に保管）及びスクラップ粉末（粉末貯蔵室に保管），並びに工程内に回収可能核燃料物質が存在する。

※1 金属ウラン換算

※2 金属ウラン・プルトニウム換算

※3 中和沈殿焙焼体：硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を脱硝した際に発生する廃液を水酸化ナトリウム溶液で中和することにより発生する沈殿物を乾燥・焙焼した固形物。これらの中和沈殿焙焼体は，水洗浄により更なる安定化を図った後，プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の粉末貯蔵室に保管する。

※4 核物質防護上の観点から，数量は最大貯蔵能力のみ記載。

六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

1. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法

再処理施設においては、化学形態、物理形態の異なるウラン、プルトニウムや核分裂生成物の放射性物質が、機器内表面に付着し、再処理施設各工程に分散して存在しており、放射性物質の取扱いによって汚染が考えられる区域は、管理区域に設定し管理している。特に放射能濃度が高い放射性物質を内包する設備、機器等が設置されているレッド区域等は、比較的放射能レベルが高い汚染がある。再処理施設の管理区域を図 6-1 (1)～(144)に示す。

今後、適切な解体工法・手順及び一般公衆等の被ばく線量評価に資するため、再処理施設の特徴を考慮して残存する放射性物質の核種組成、放射エネルギー及び施設内分布を機器解体に着手するまでに評価する。

なお、使用済燃料又は核物質による汚染の分布は、廃止措置を進める各段階において、汚染状況の調査等を実施して評価精度の向上を図っていく。

2. 除染の方法

(1) 廃止措置対象施設の汚染の特徴

再処理施設は、構造、形状、材質等が多種多様な設備・機器から構成されており、原子炉のような材料の放射化はほとんど見られないが、化学形態、物理形態の異なるウラン、プルトニウム、核分裂生成物等の放射性物質が材料に付着し、核燃料物質等を取り扱ってきた工程設備全体やこれらの設備を収納しているセル等が汚染していることが特徴である。

これらの放射性物質による汚染の除去に当たっては、事前に対象施設・設備の汚染状況等の確認を行う。その結果に基づき、除染の要否及び方法を確定するとともに、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び廃棄物低減の観点から、合理的に達成可能な限り汚染を除去する。

(2) 解体準備期間における除染

解体準備期間における除染は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。

分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施した後、機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として、機器内表面に付着したウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。基本

的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし、必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また、設備によっては補助的に高圧水等による機械的な除染を行う。対象とする機器は、貯槽、抽出器、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。

クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンダに貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。

系統除染に係る詳細な方法等については、工程洗浄やクリプトンの管理した状態での放出後に行う汚染状況の調査を踏まえ、系統除染に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更認可申請を行う。

先行して除染・解体に着手する施設以外の施設における解体準備期間における除染については、各施設が系統除染に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更認可申請を行う。

(3) 機器解体期間における除染

機器解体期間における除染は、機器解体した後、系統除染では取り除くことができなかった機器内表面に付着したウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を必要に応じて除去する。機器解体期間における汚染の除去に係る詳細な方法等については、機器解体に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更認可申請を行う。

(4) 管理区域解除期間における除染

管理区域の解除を行うに当たり、汚染された機器等の撤去後に建家躯体表面(コンクリート)に付着し残存しているウラン、プルトニウムや核分裂生成物等による汚染について、はつり等の方法で除去する。管理区域解除期間における汚染の除去に係る詳細な方法等については、建家の除染に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更認可申請を行う。

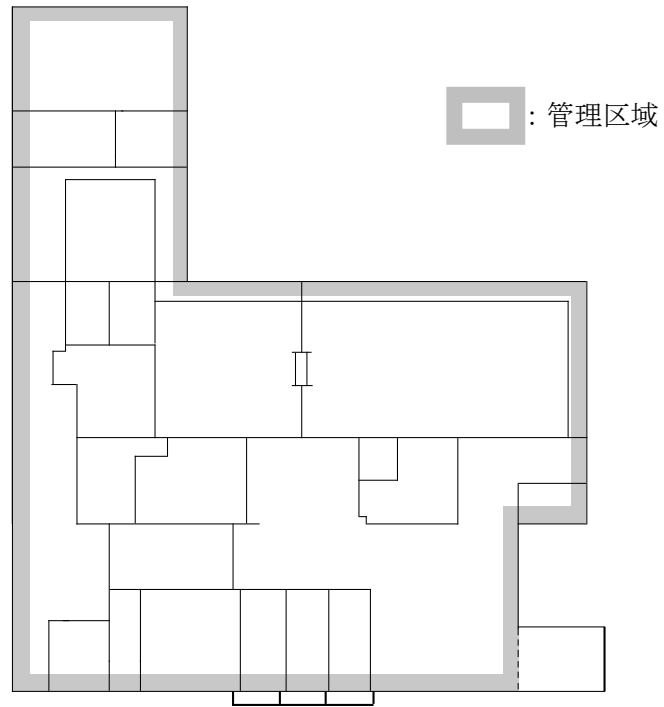


図 6-1 (1) 分離精製工場(MP)の管理区域
(分離精製工場(MP) 地下3階)

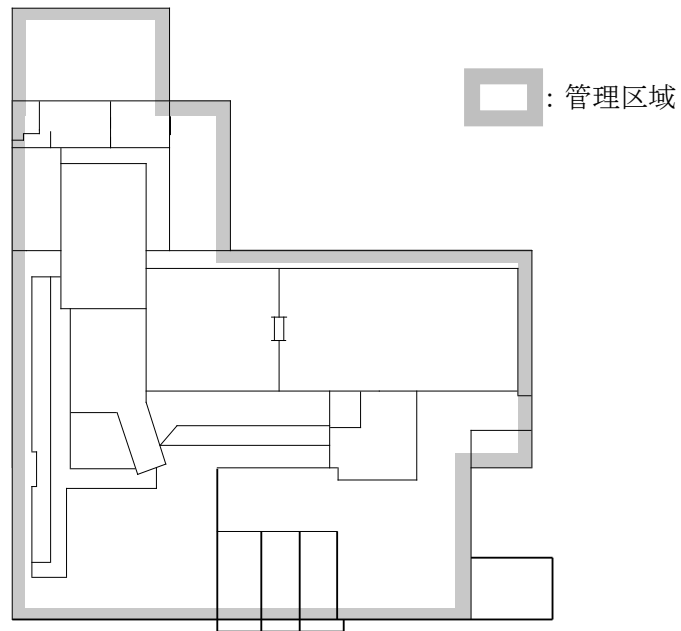


図 6-1 (2) 分離精製工場(MP)の管理区域
(分離精製工場(MP) 地下2階)

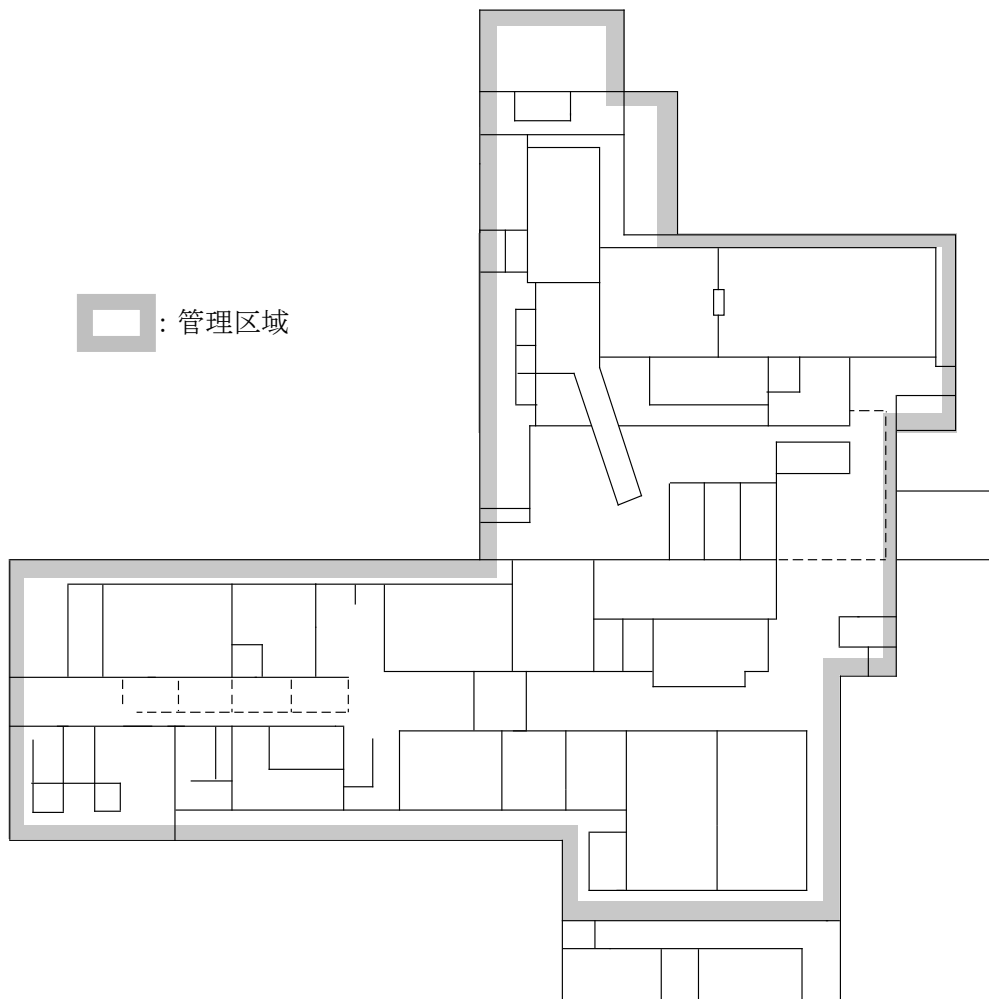


図 6-1 (3) 分離精製工場(MP)の管理区域
(分離精製工場(MP) 地下1階)

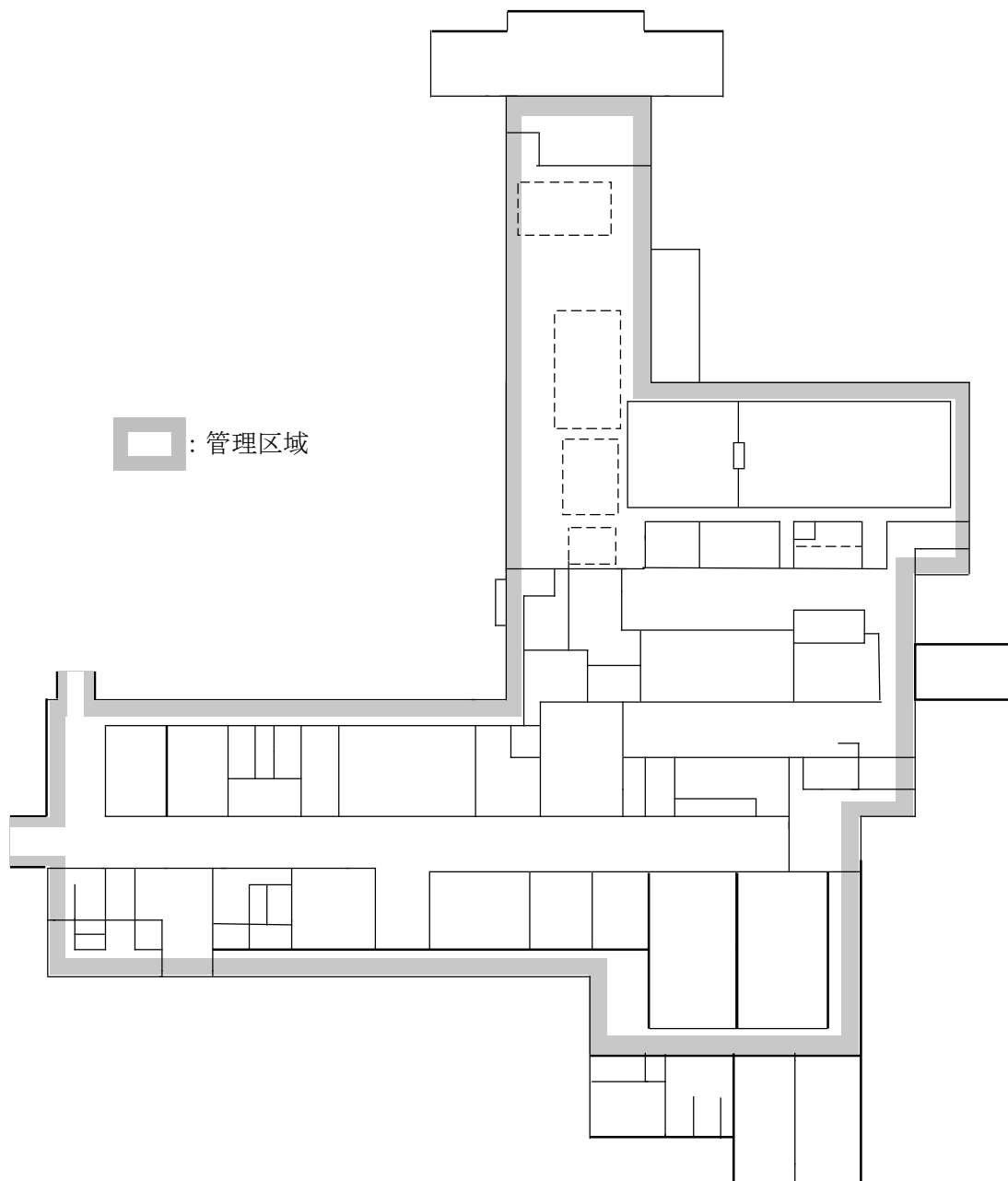


図 6-1 (4) 分離精製工場 (MP) の管理区域
(分離精製工場 (MP) 1 階)

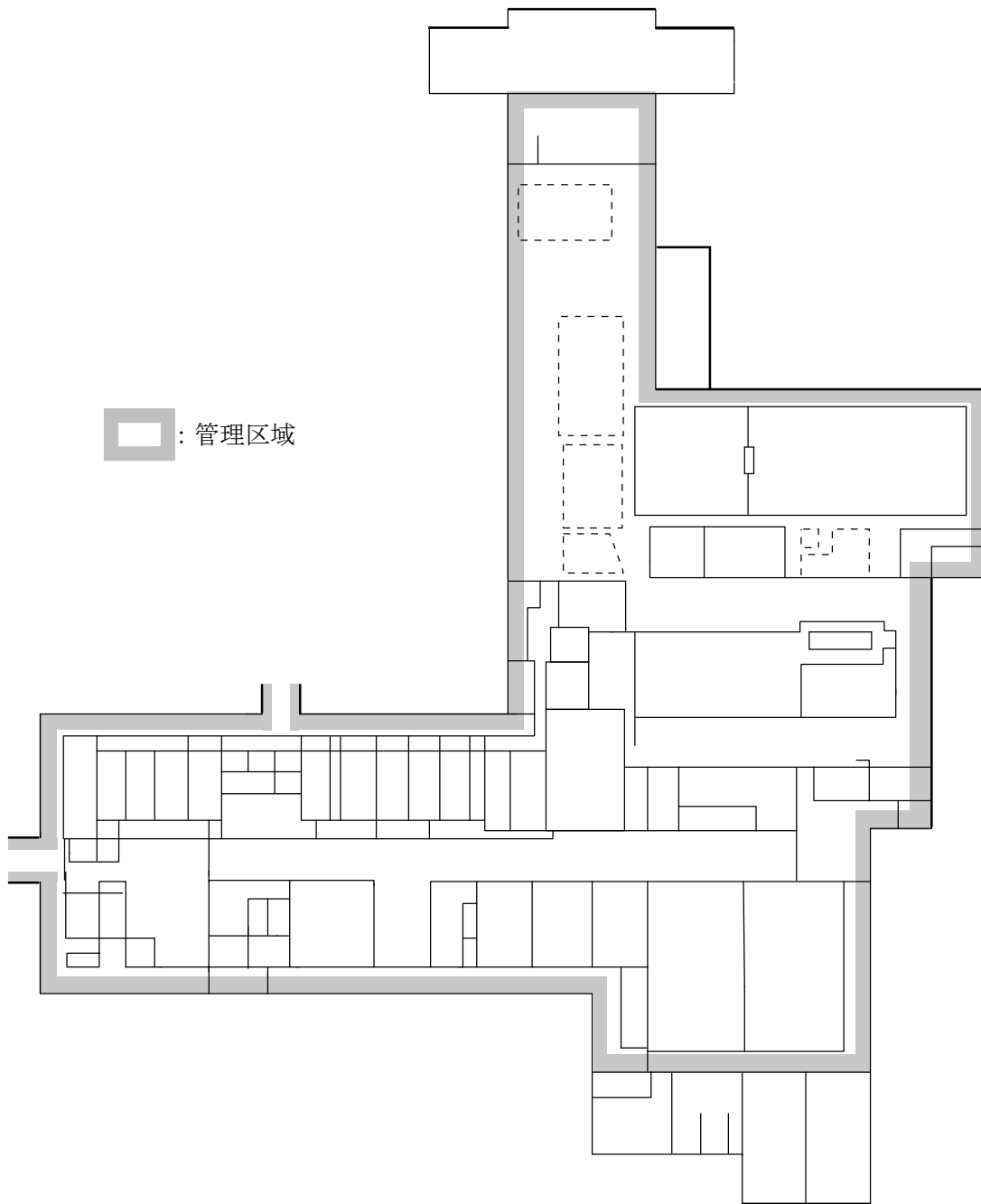


図 6-1 (5) 分離精製工場 (MP) の管理区域
 (分離精製工場 (MP) 2 階)

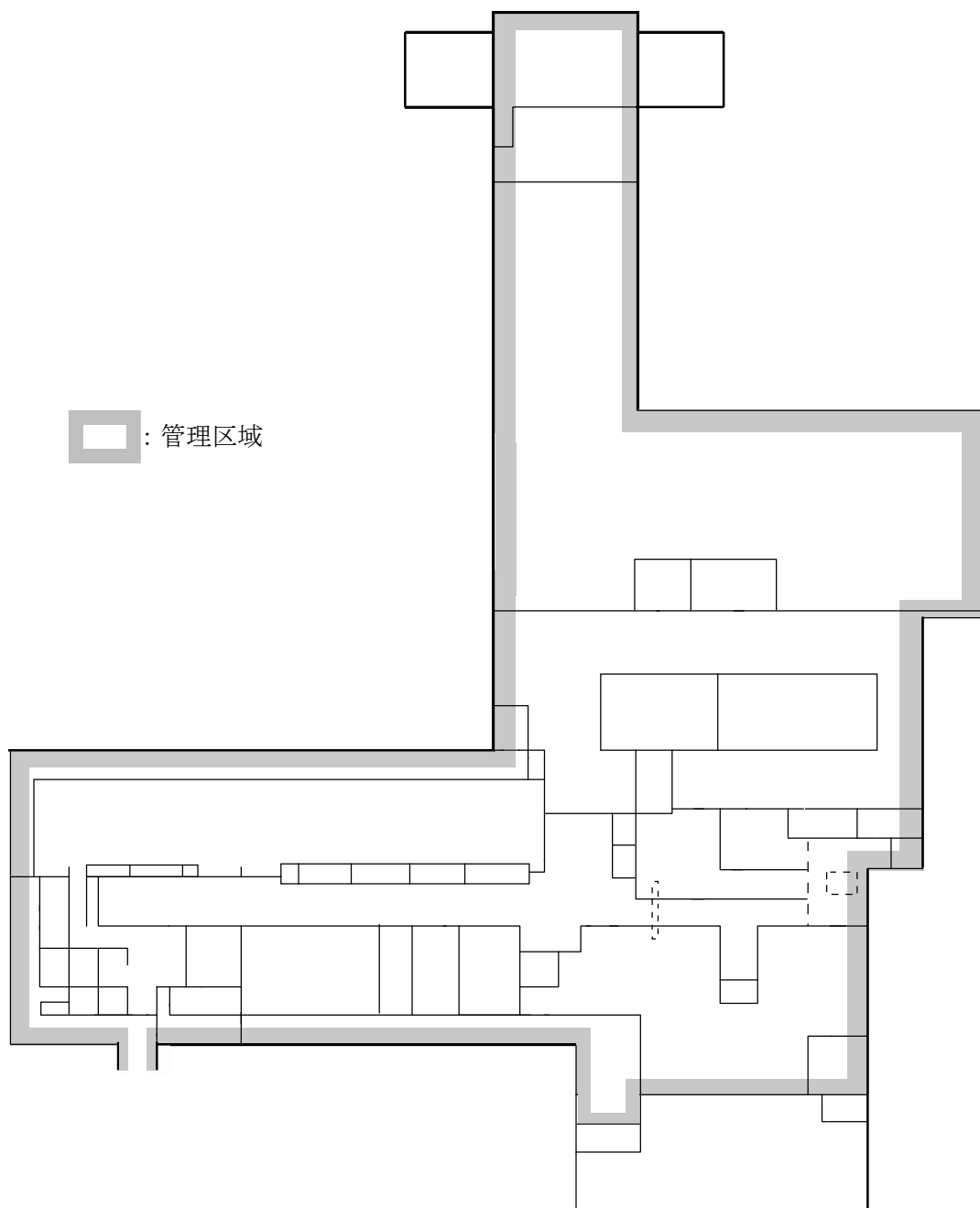


図 6-1 (6) 分離精製工場 (MP) の管理区域
 (分離精製工場 (MP) 3 階)

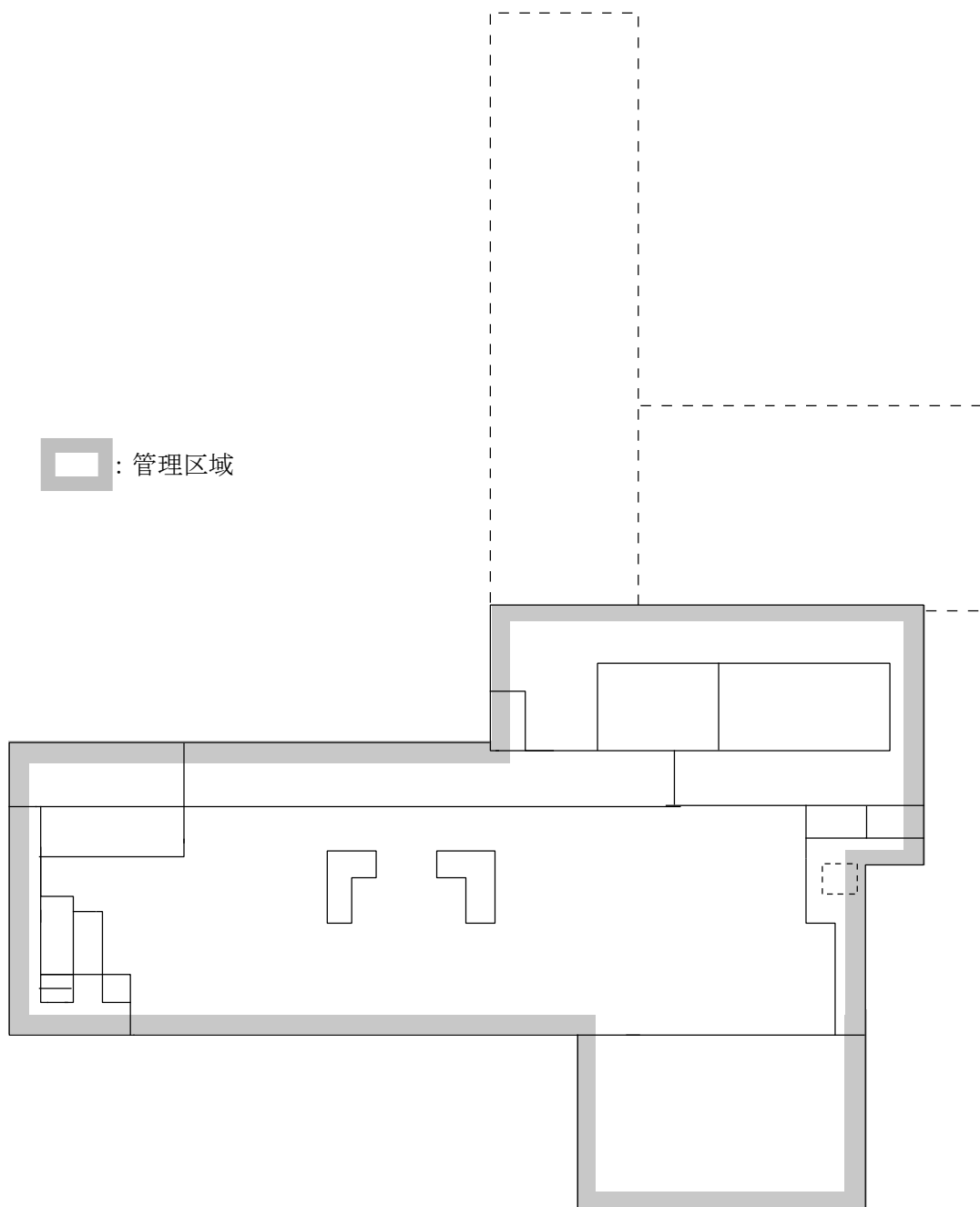


図 6-1 (7) 分離精製工場 (MP) の管理区域
 (分離精製工場 (MP) 4 階)

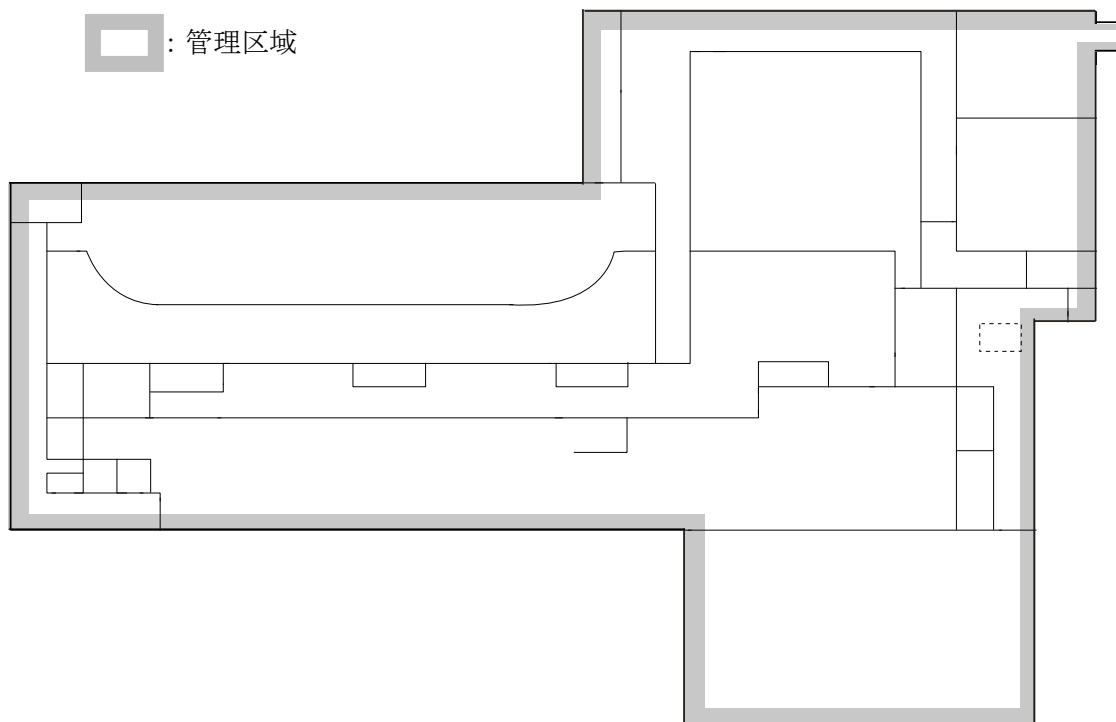


図 6-1 (8) 分離精製工場 (MP) の管理区域
(分離精製工場 (MP) 5 階)

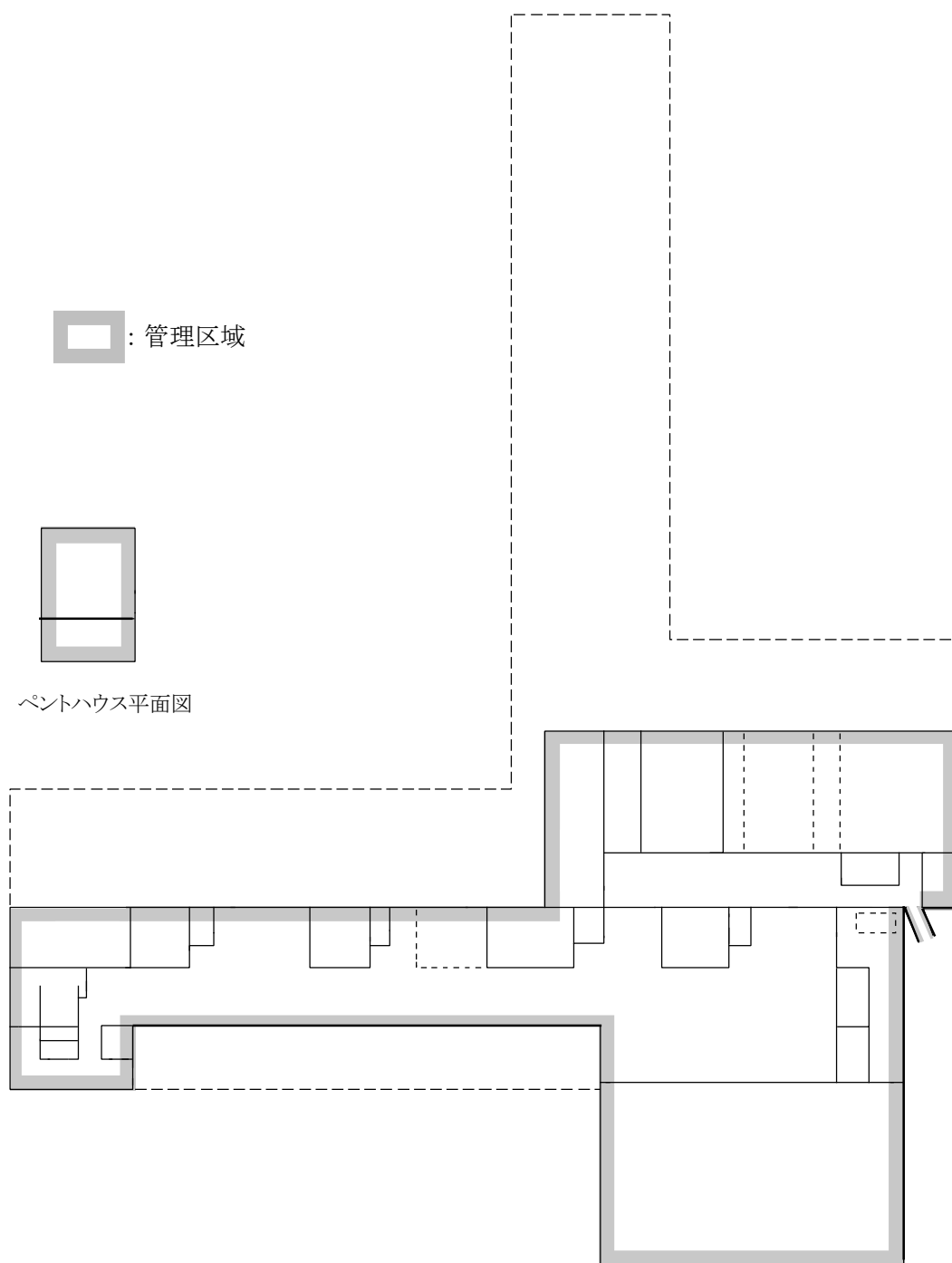


図 6-1 (9) 分離精製工場 (MP) の管理区域
 (分離精製工場 (MP) 6 階, ペントハウス)

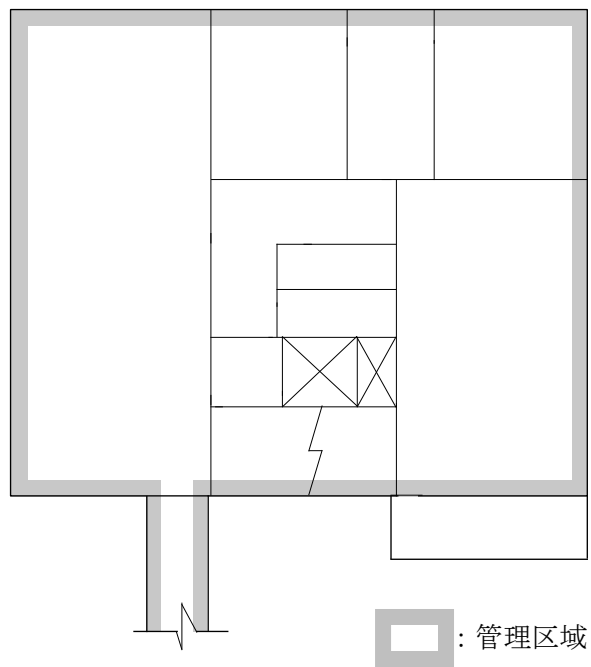


図 6-1 (10) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 地下 1 階)

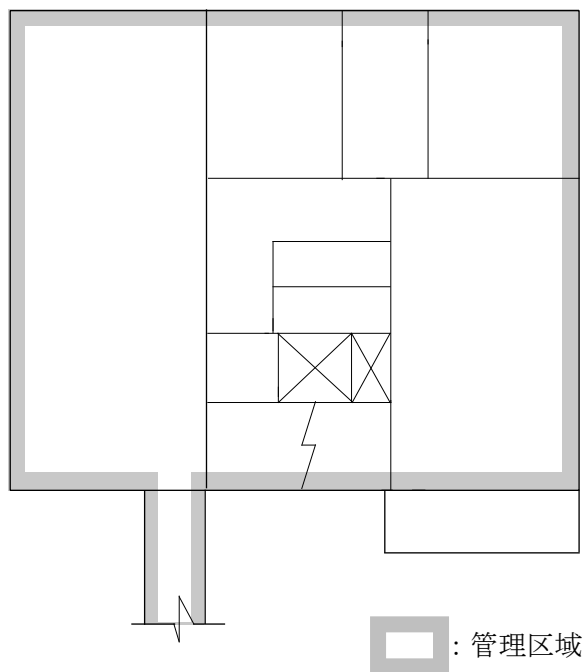


図 6-1 (11) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 地下中 1 階)

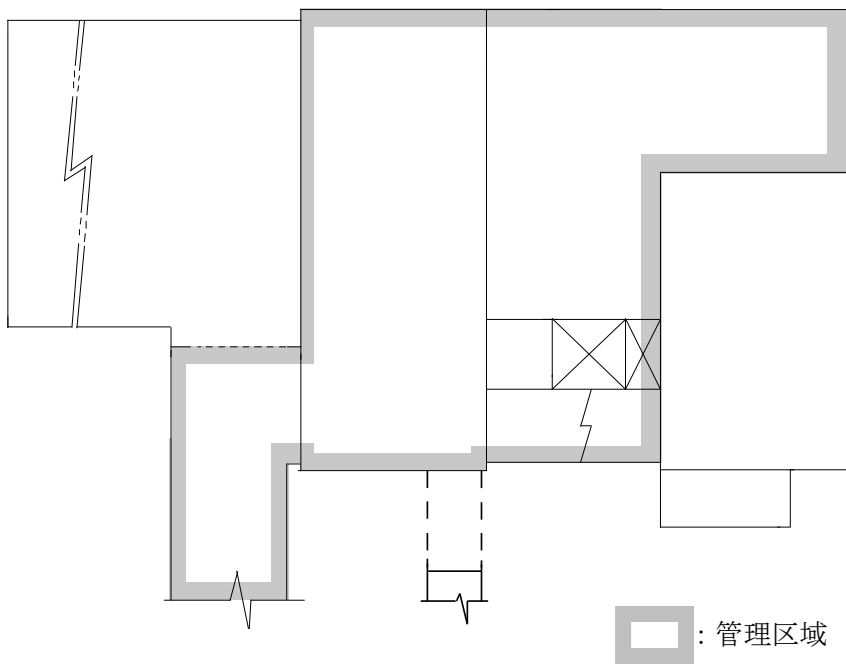


図 6-1 (12) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 1 階)

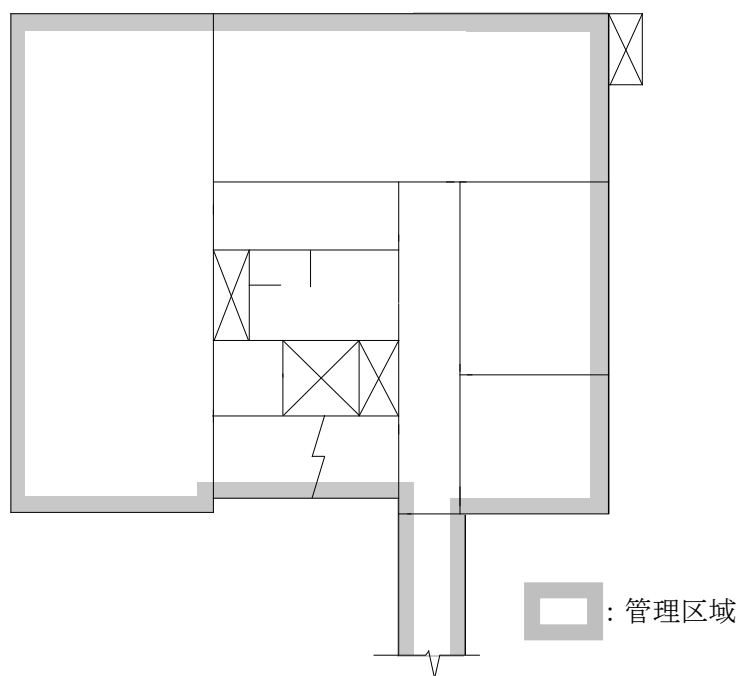


図 6-1 (13) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 2 階)

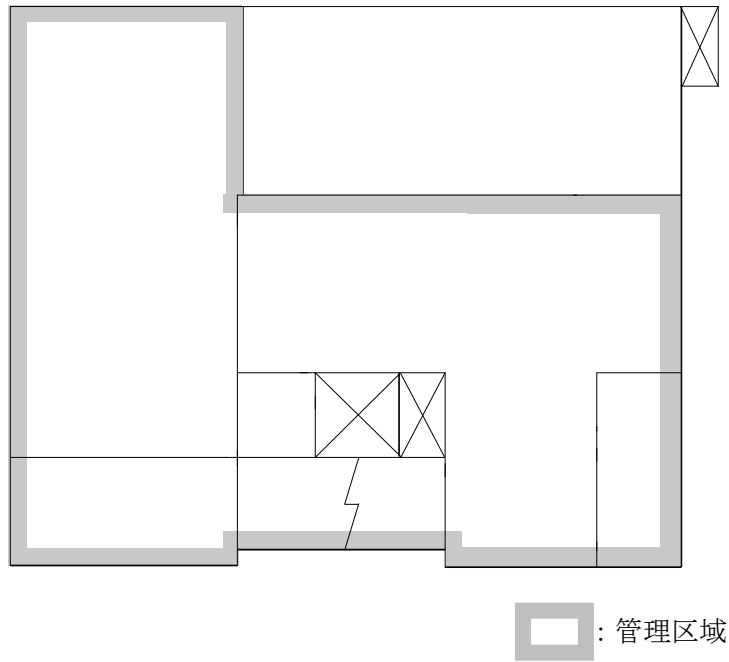


図 6-1 (14) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 3 階)

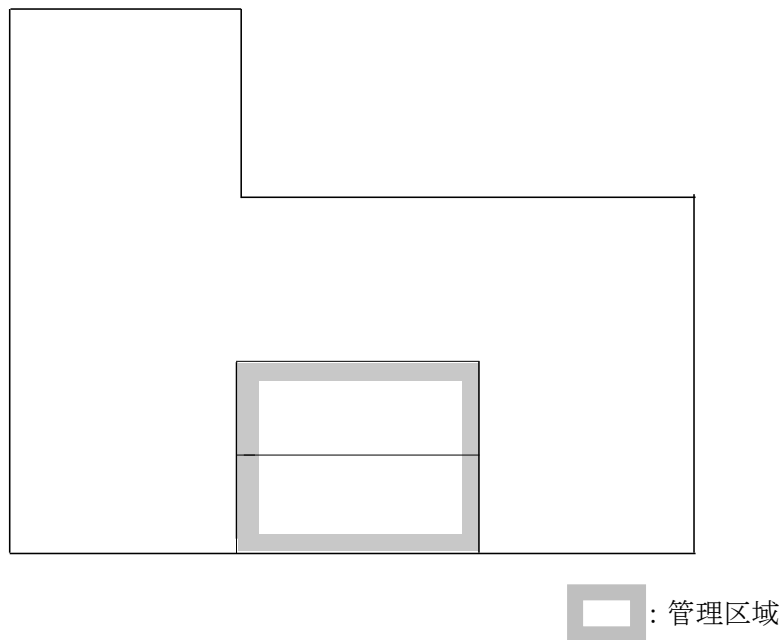


図 6-1 (15) ウラン脱硝施設 (DN) の管理区域
(ウラン脱硝施設 (DN) 4 階)



図 6-1 (16) ウラン貯蔵所(U03)の管理区域
(ウラン貯蔵所(U03) 1階)

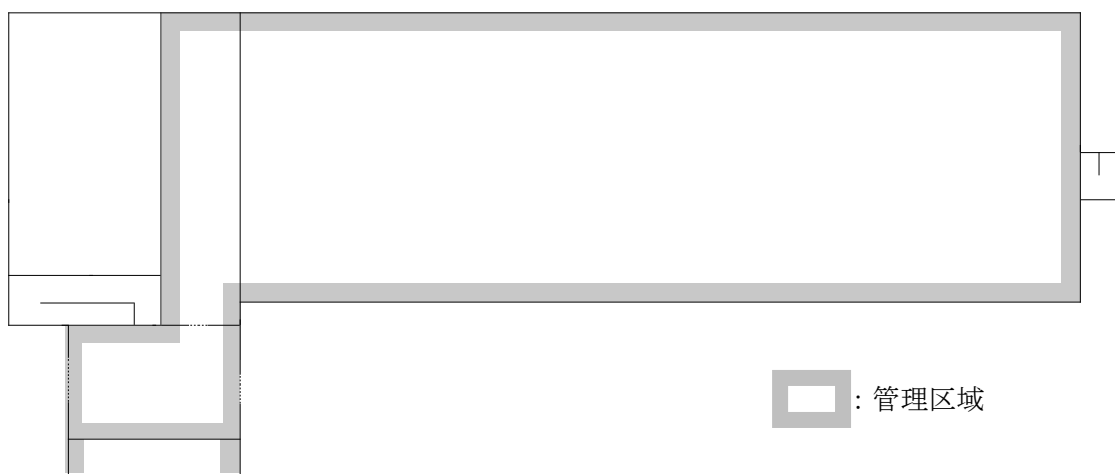


図 6-1 (17) 第二ウラン貯蔵所(2U03)の管理区域
(第二ウラン貯蔵所(2U03) 1階)

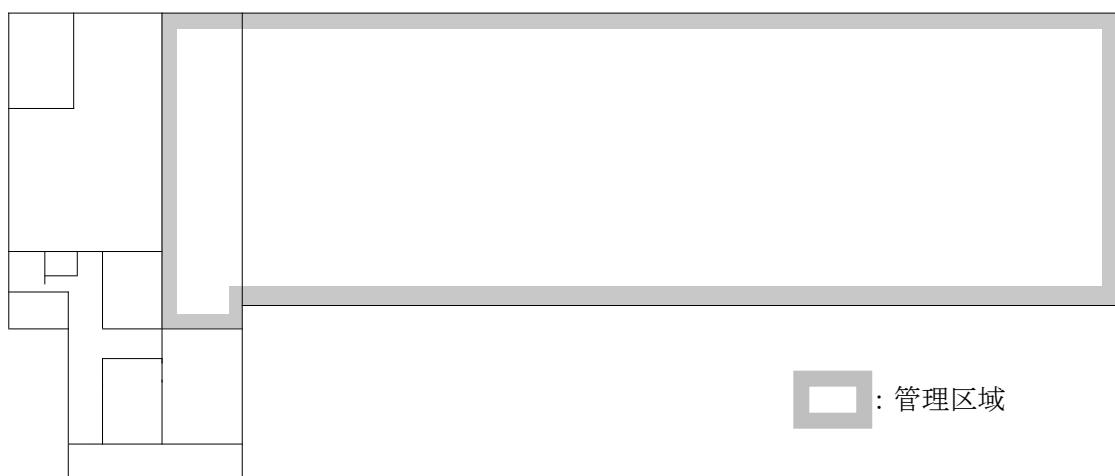


図 6-1 (18) 第二ウラン貯蔵所(2U03)の管理区域
(第二ウラン貯蔵所(2U03) 2階)

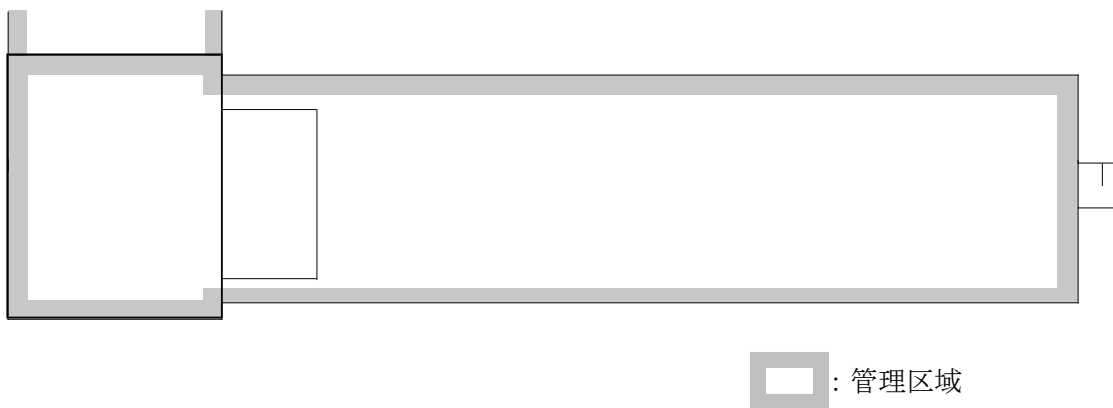


図 6-1 (19) 第三ウラン貯蔵所(3U03)の管理区域
(第三ウラン貯蔵所(3U03) 1階)

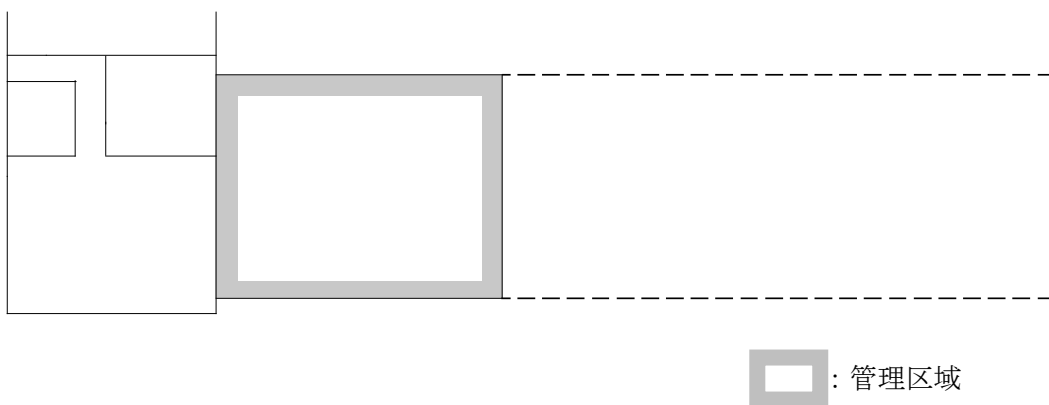


図 6-1 (20) 第三ウラン貯蔵所(3U03)の管理区域
(第三ウラン貯蔵所(3U03) 2階)

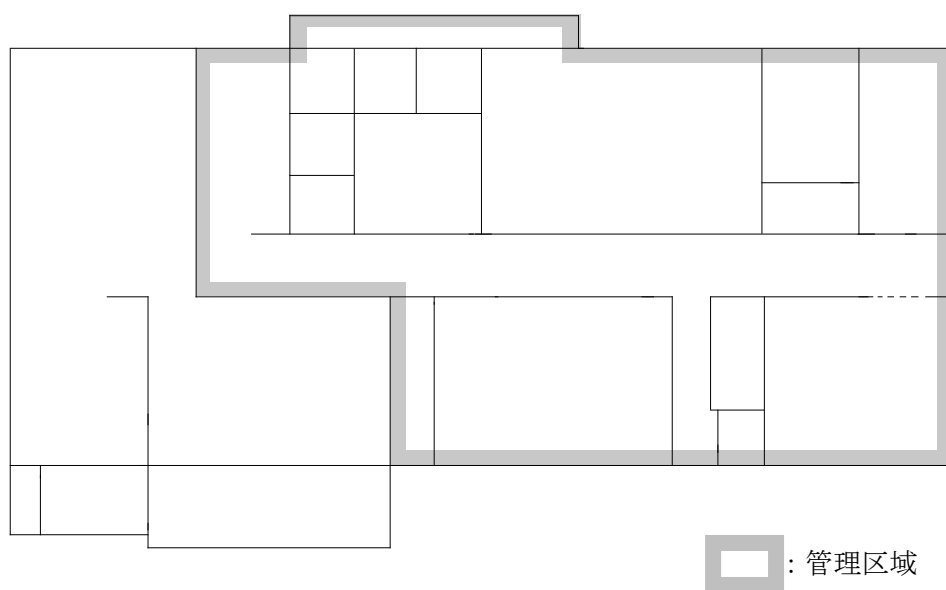


図 6-1 (21) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域
 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 地下 1 階)

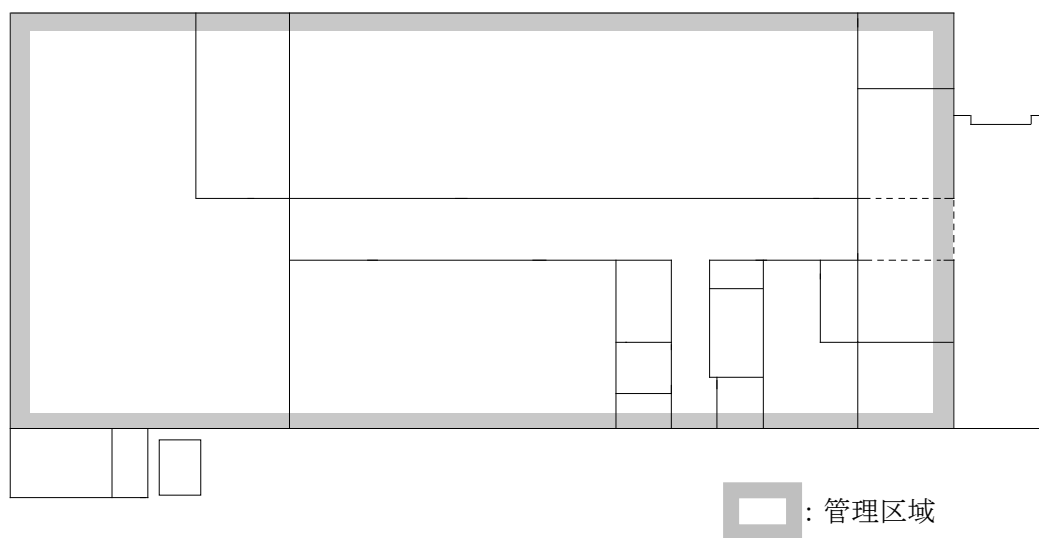


図 6-1 (22) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域
 (プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 1 階)

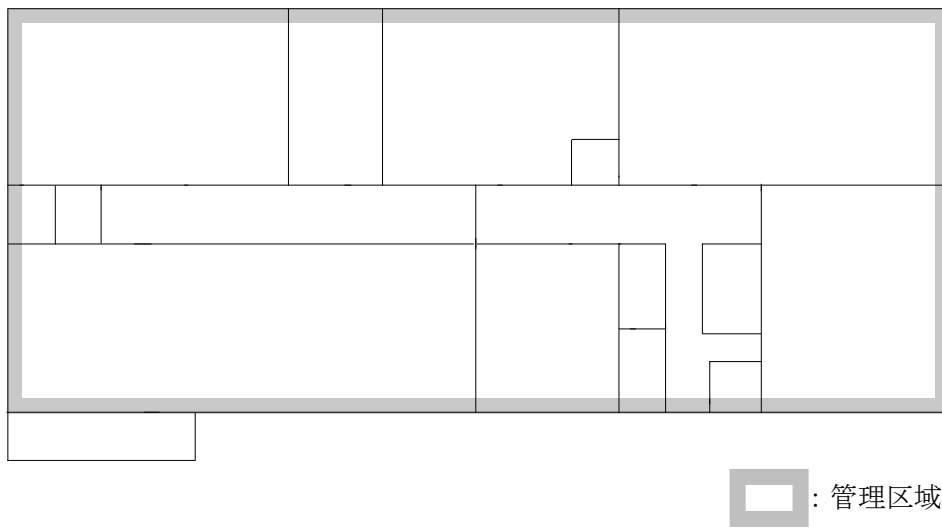


図 6-1 (23) プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の管理区域
(プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) 2階)

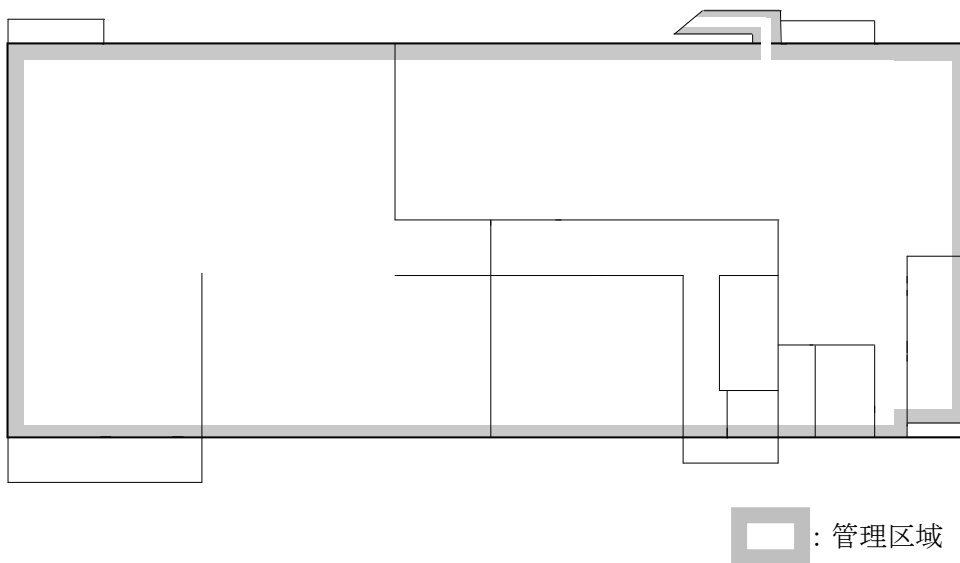


図 6-1 (24) プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の管理区域
(プルトニウム転換技術開発施設(PCDF) 3階)

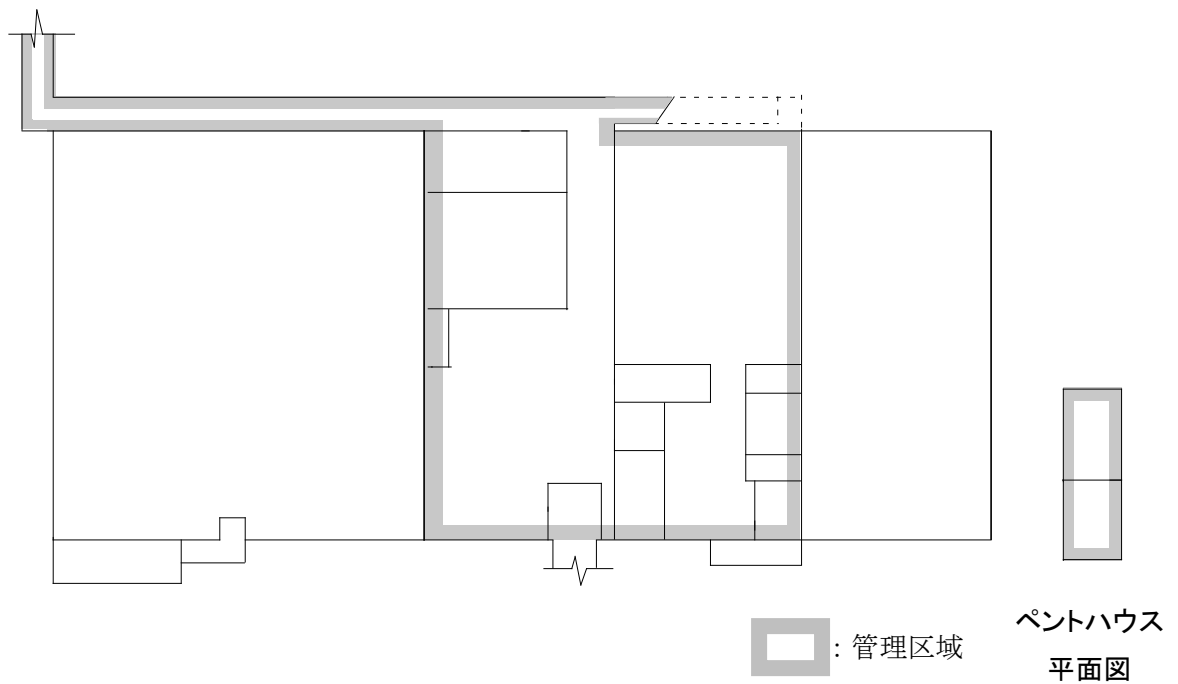


図 6-1 (25) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) の管理区域
(プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 4 階, ペントハウス)

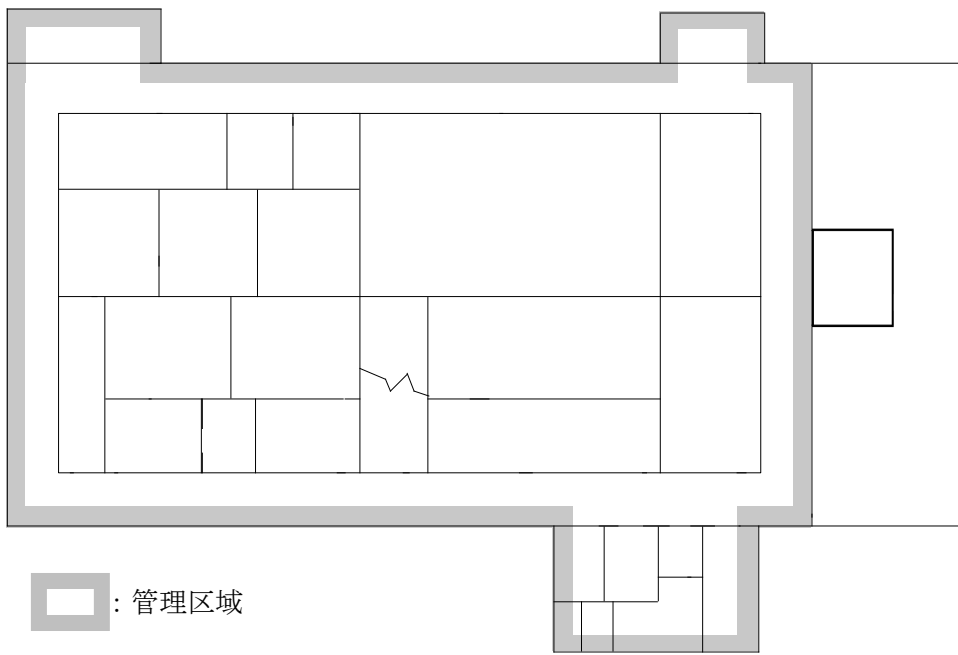


図 6-1 (26) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域
 (クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 地下 1 階)

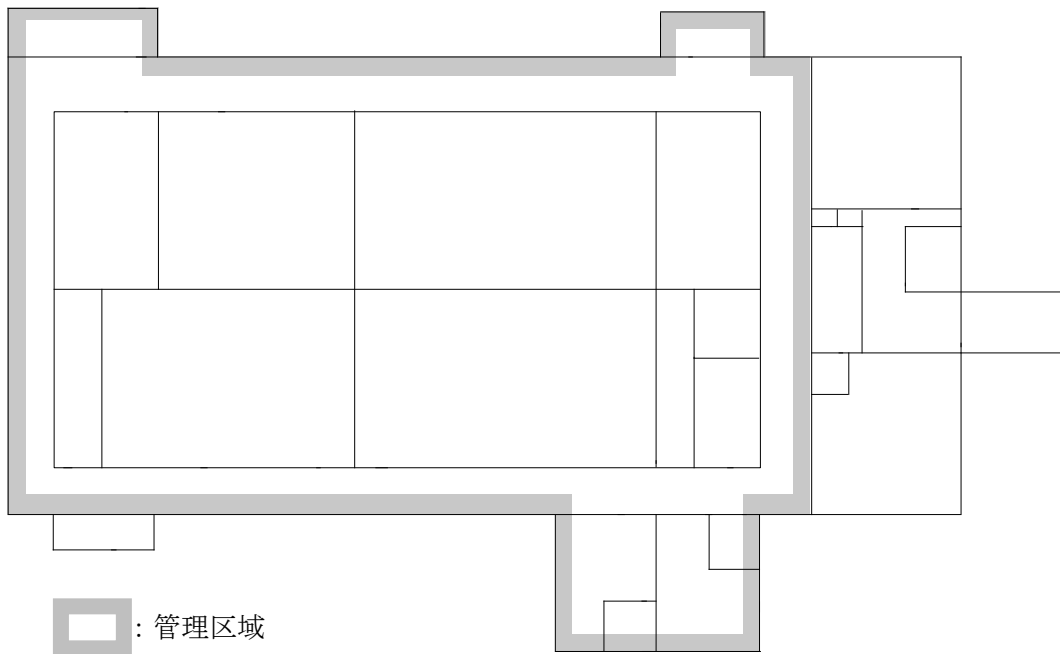


図 6-1 (27) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域
 (クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 1 階)

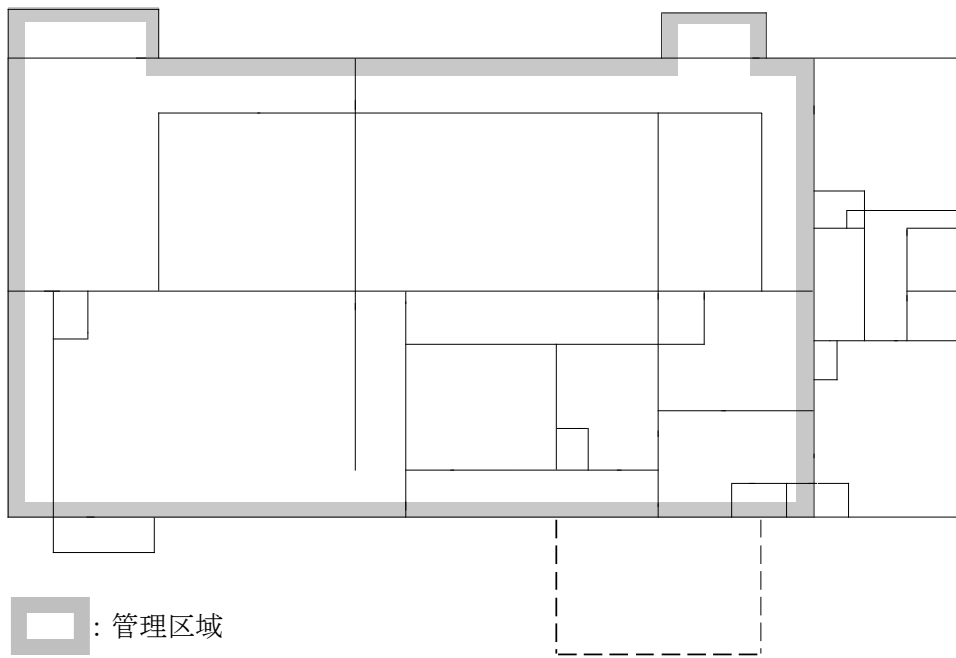


図 6-1 (28) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域
 (クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 2 階)

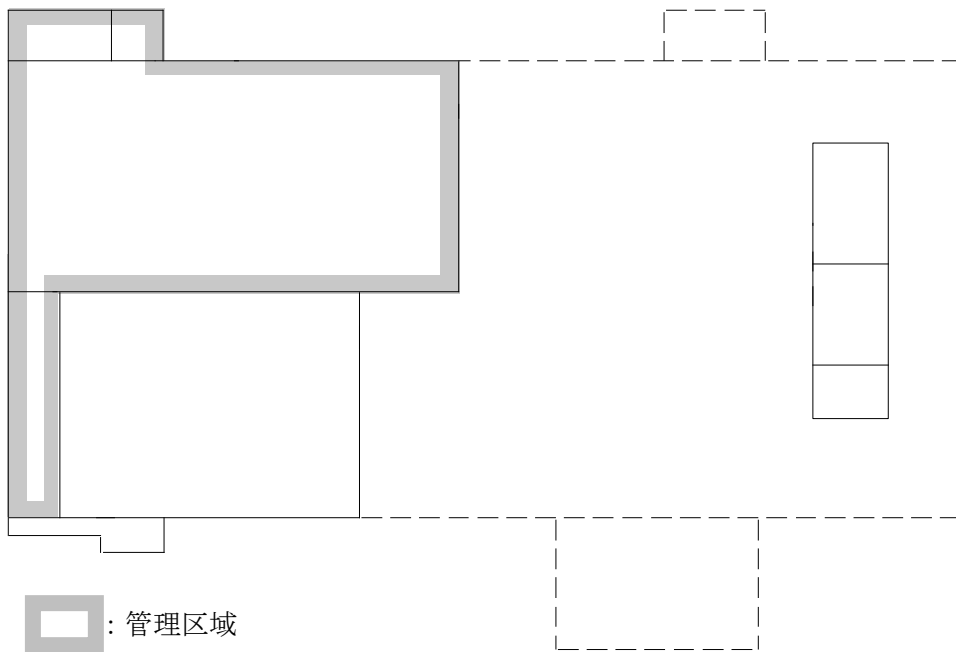


図 6-1 (29) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) の管理区域
 (クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 3 階)

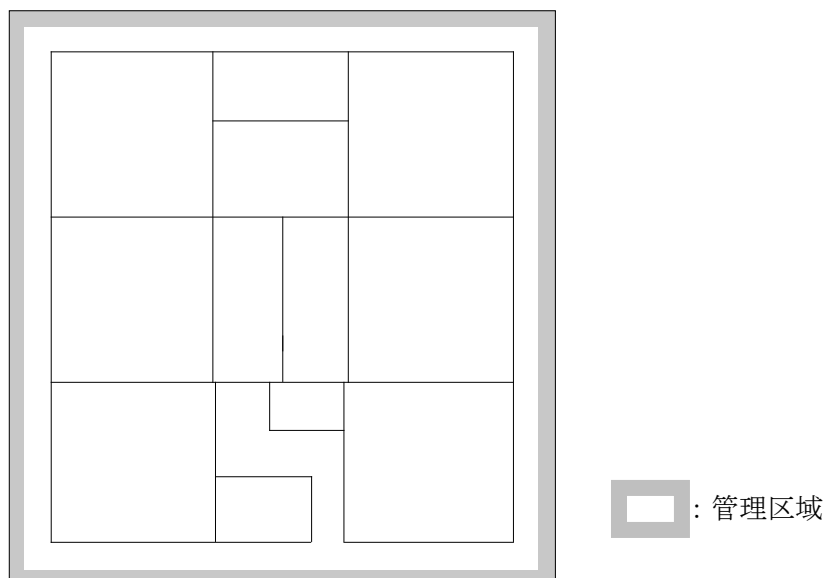


図 6-1 (30) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 地下1階)

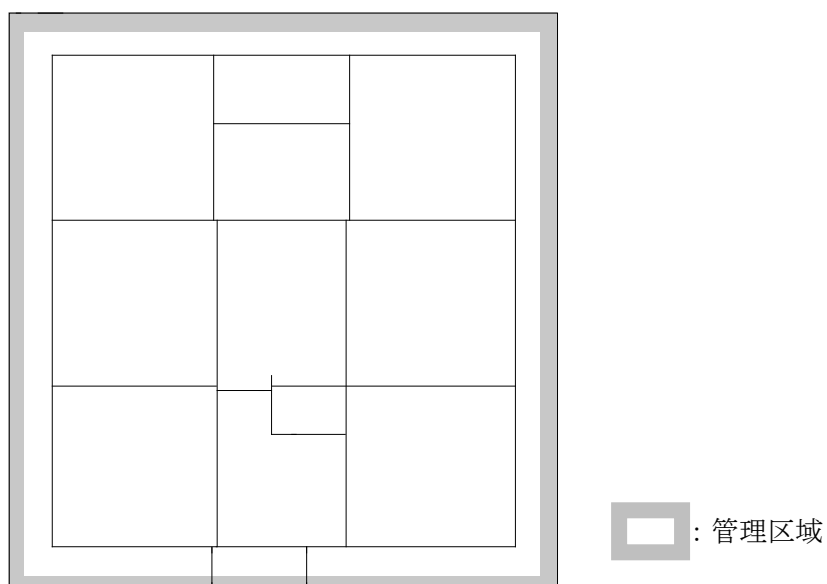


図 6-1 (31) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 1階)

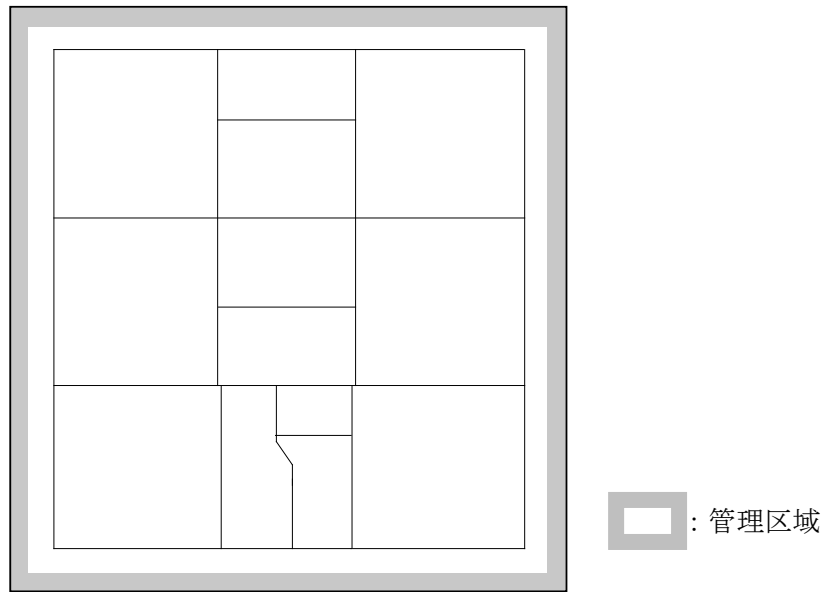


図 6-1 (32) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 2階)

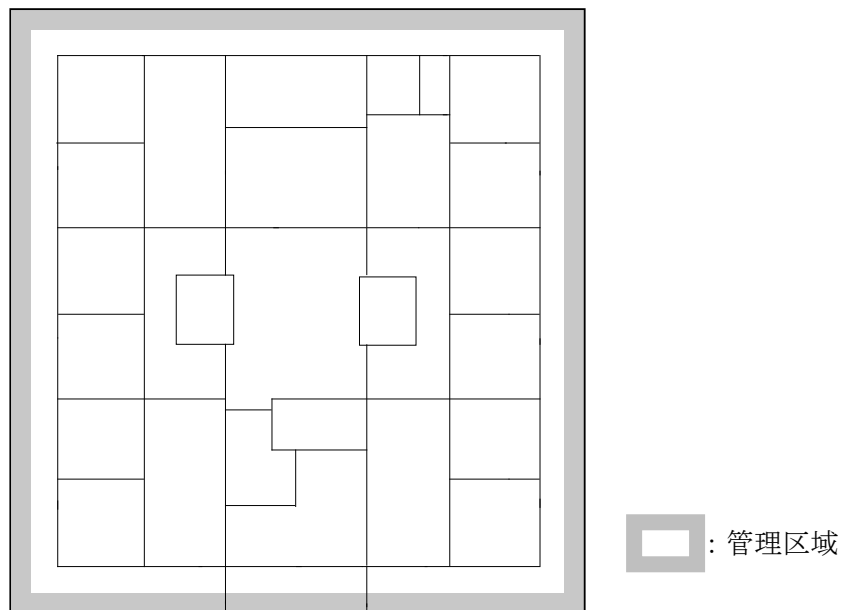


図 6-1 (33) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 3階)

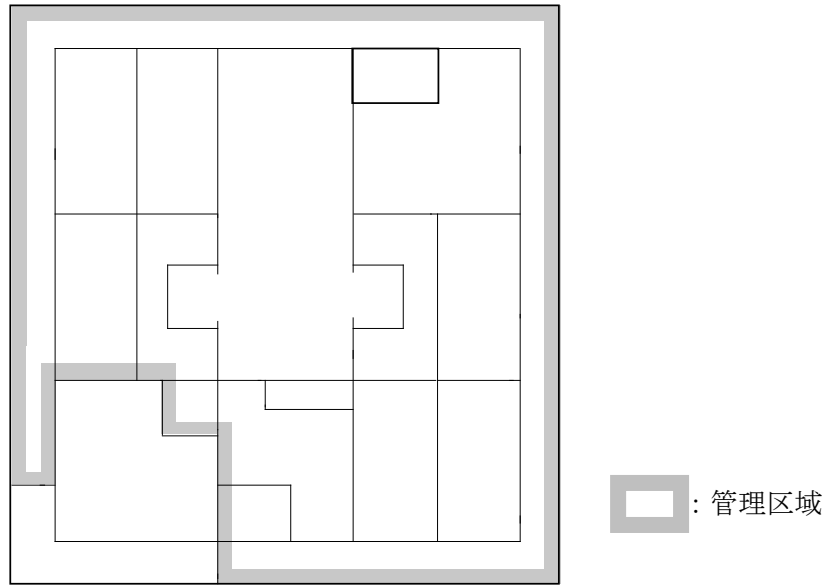


図 6-1 (34) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 4階)

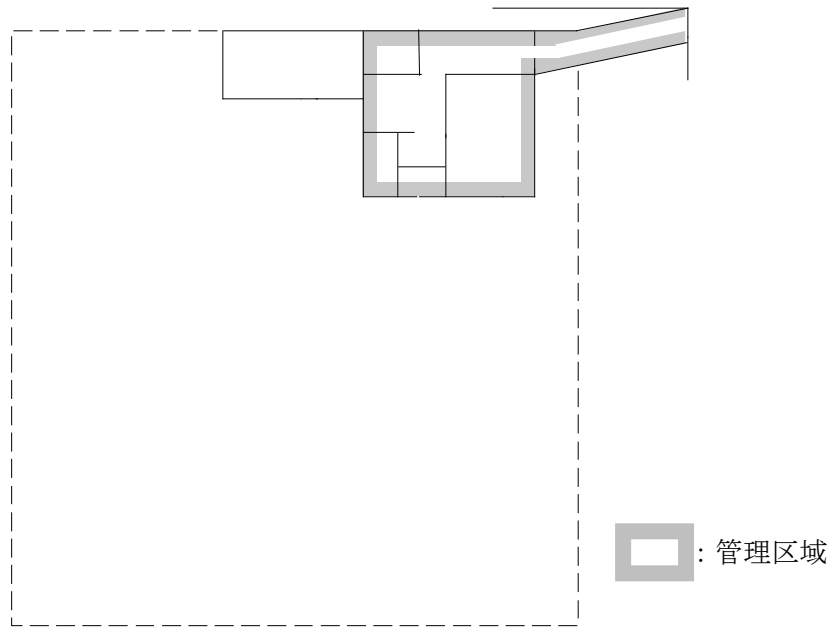
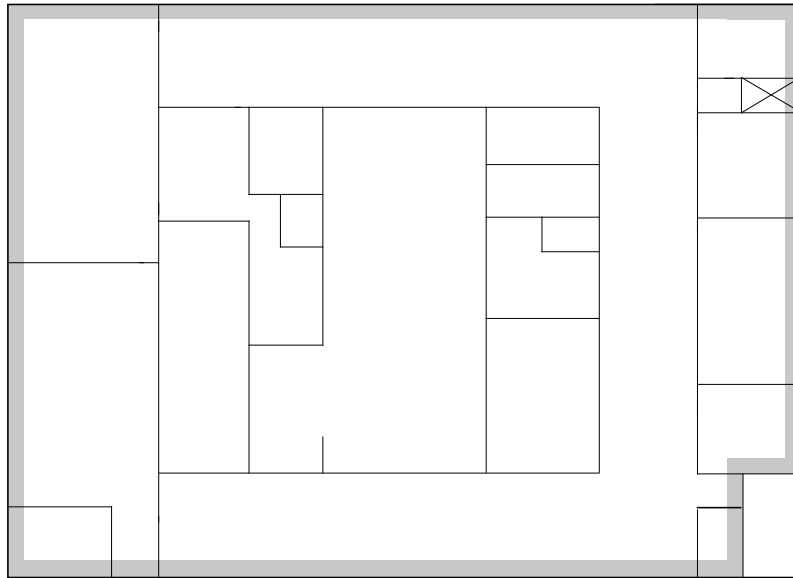


図 6-1 (35) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)の管理区域
(高放射性廃液貯蔵場(HAW) 5階)




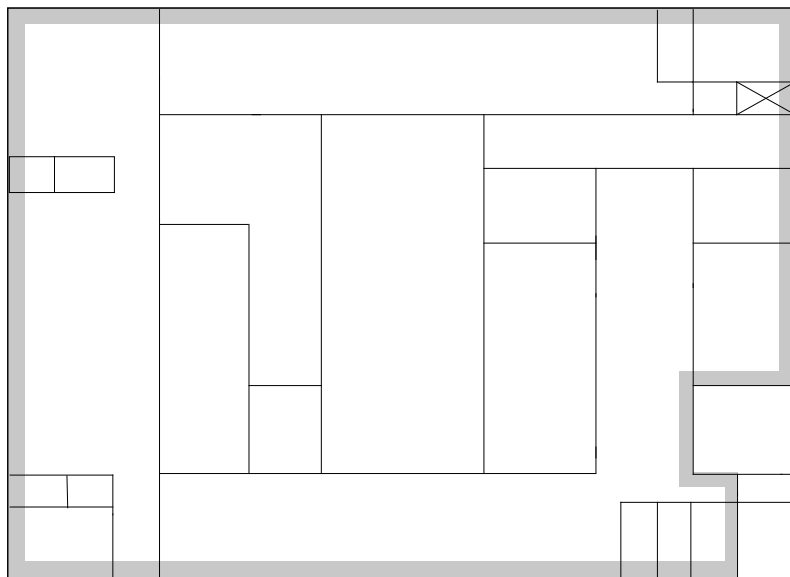
 : 管理区域

図 6-1 (36) ガラス固化技術開発施設(TVF)の管理区域
(ガラス固化技術開発施設(TVF) 地下2階)




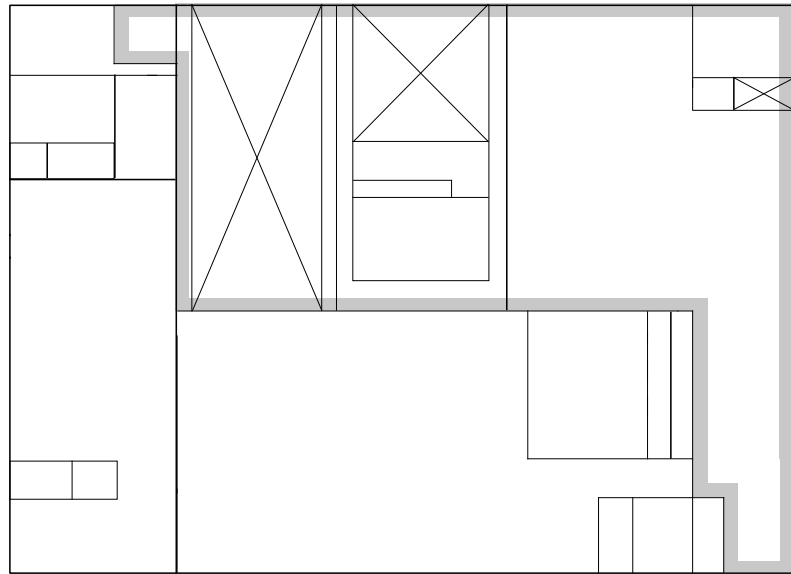
 : 管理区域

図 6-1 (37) ガラス固化技術開発施設(TVF)の管理区域
(ガラス固化技術開発施設(TVF) 地下1階)




 : 管理区域

図 6-1 (40) ガラス固化技術開発施設 (TVF) の管理区域
(ガラス固化技術開発施設 (TVF) 3 階)

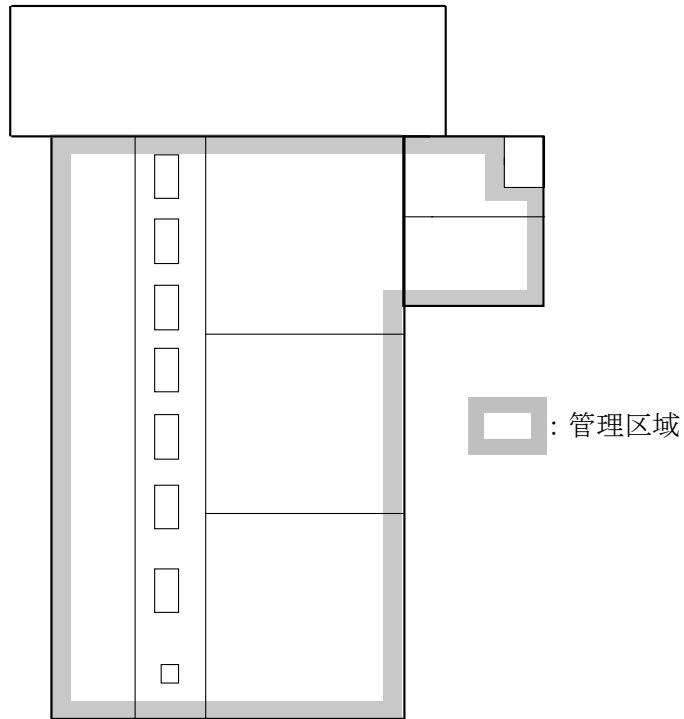


図 6-1 (41) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) の管理区域
(高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 1 階)

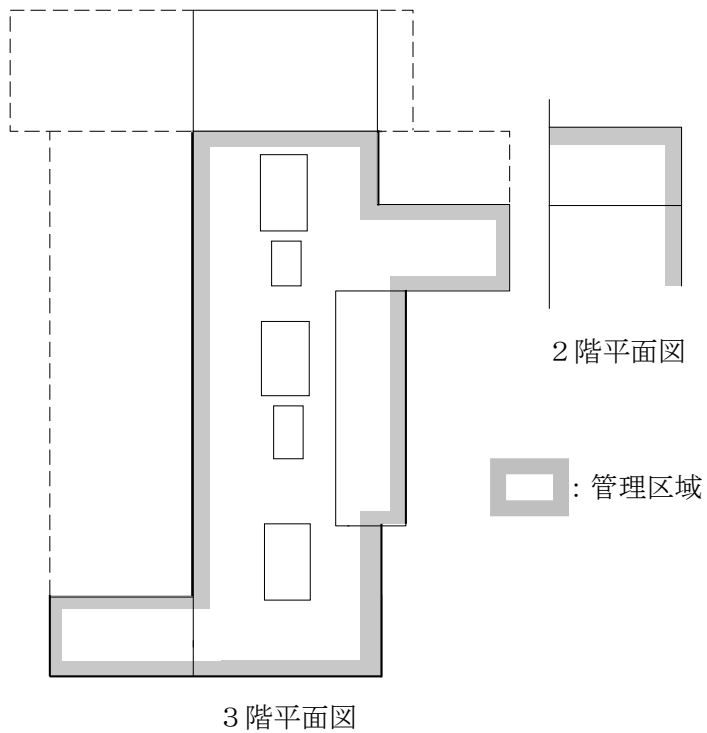


図 6-1 (42) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) の管理区域
(高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 2 階, 3 階)

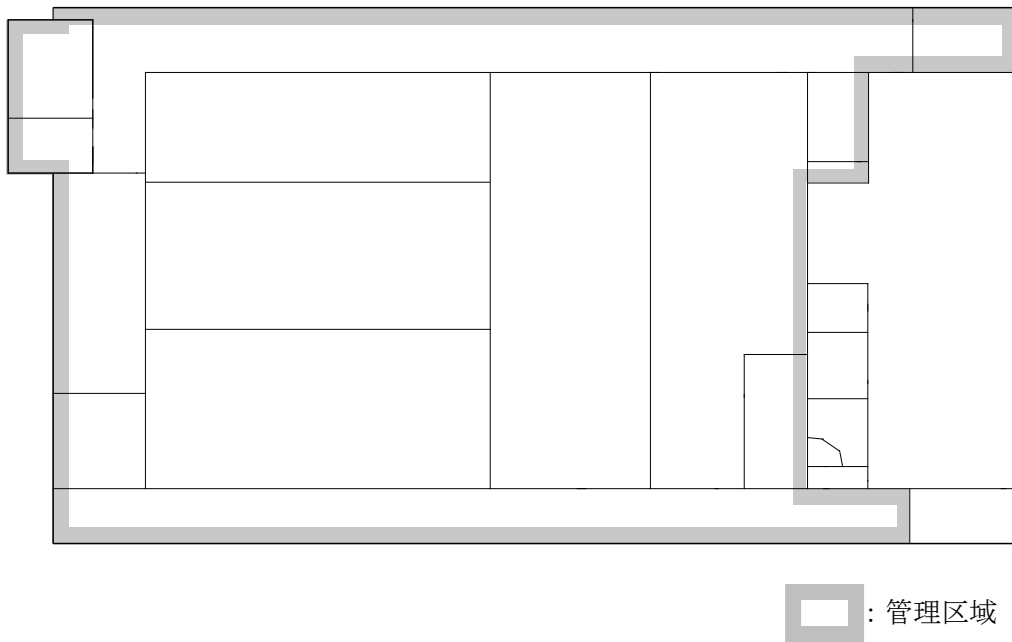


図 6-1 (43) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 地下2階)

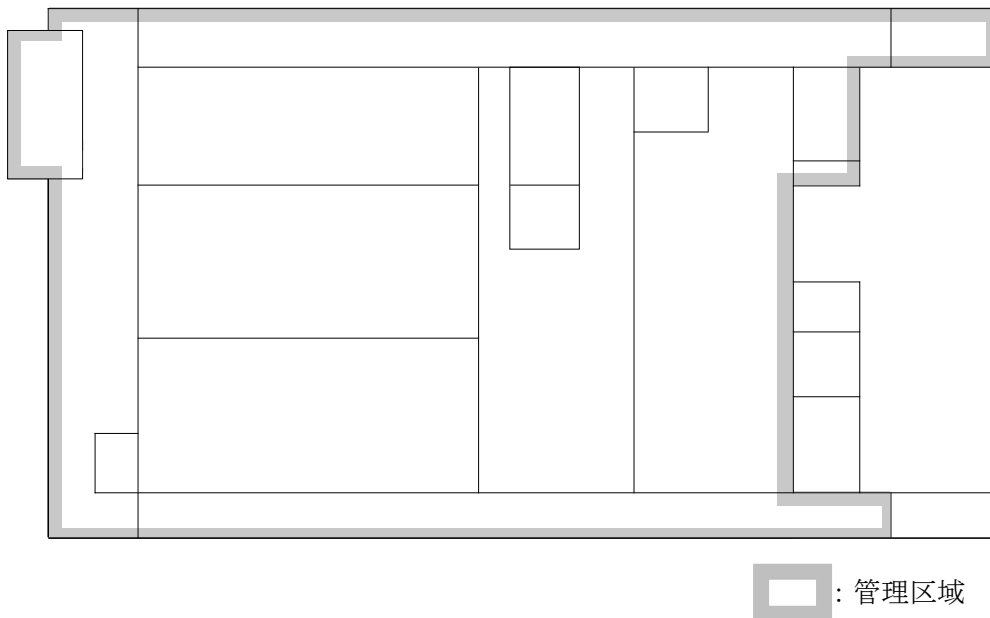
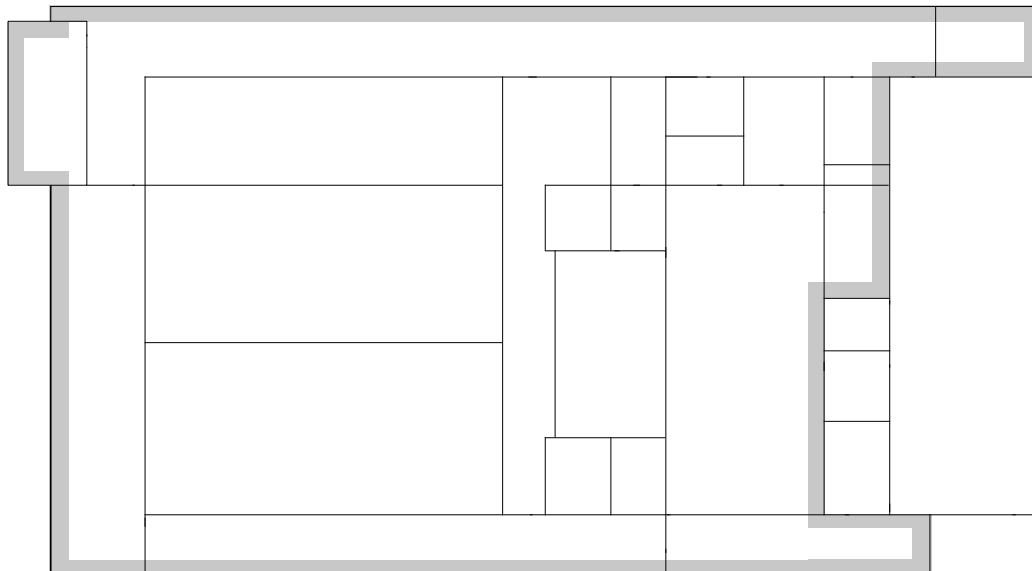


図 6-1 (44) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 地下中2階)




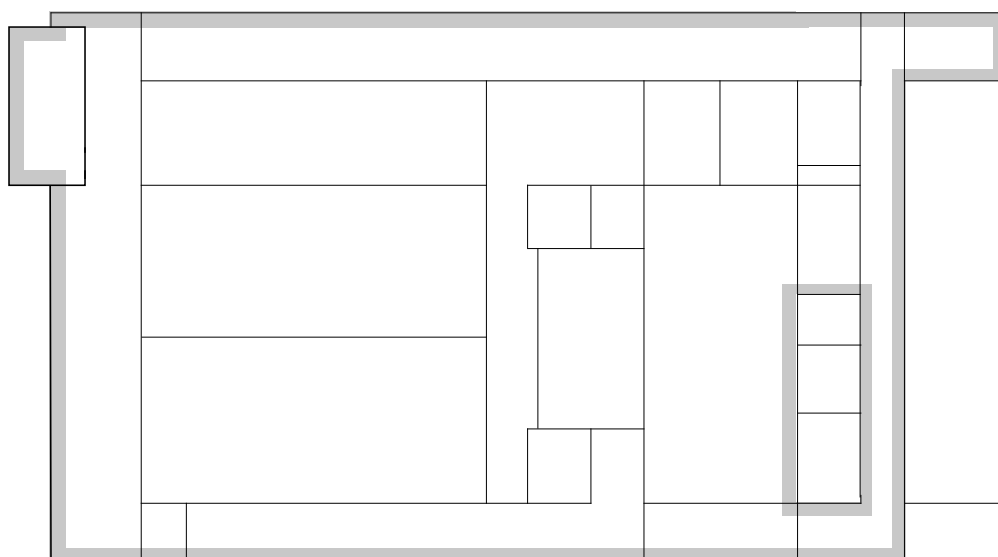
 : 管理区域

図 6-1 (45) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 地下1階)




 : 管理区域

図 6-1 (46) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 地下中1階)

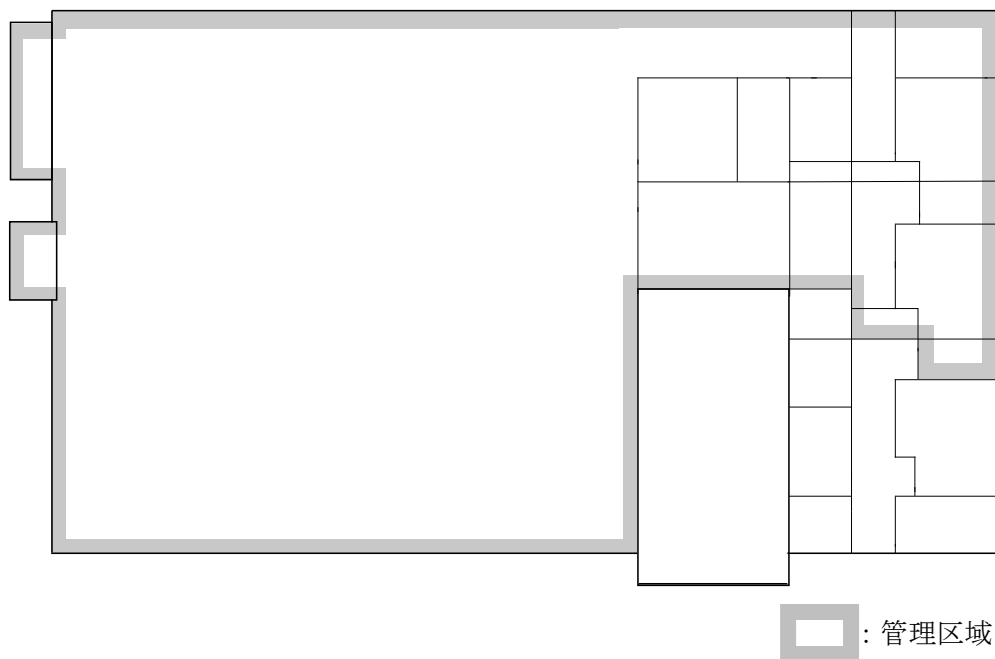


図 6-1 (47) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 1階)

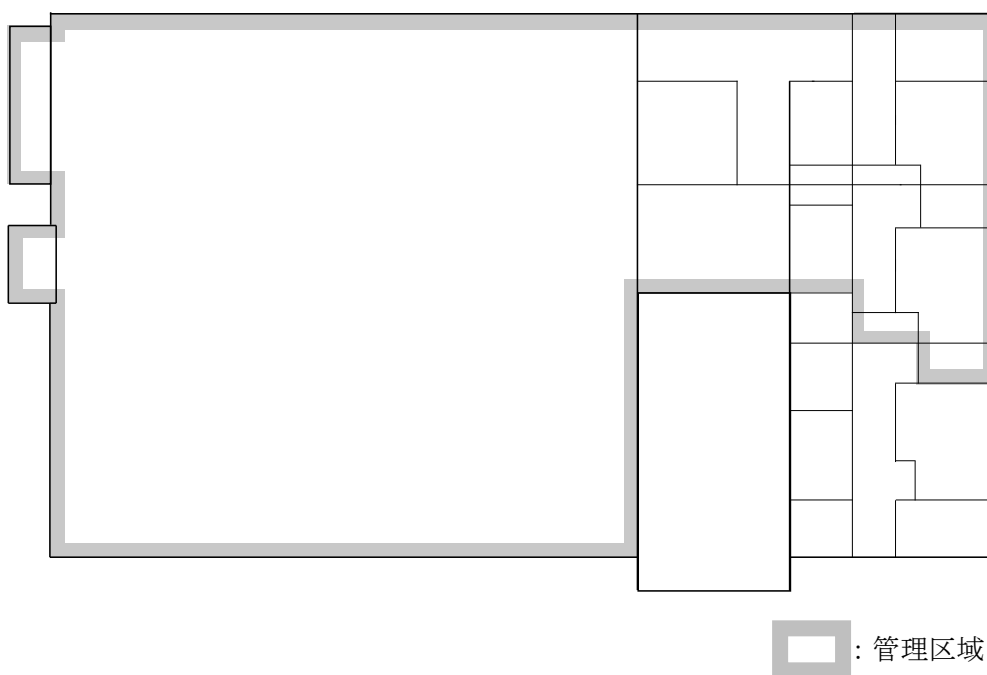
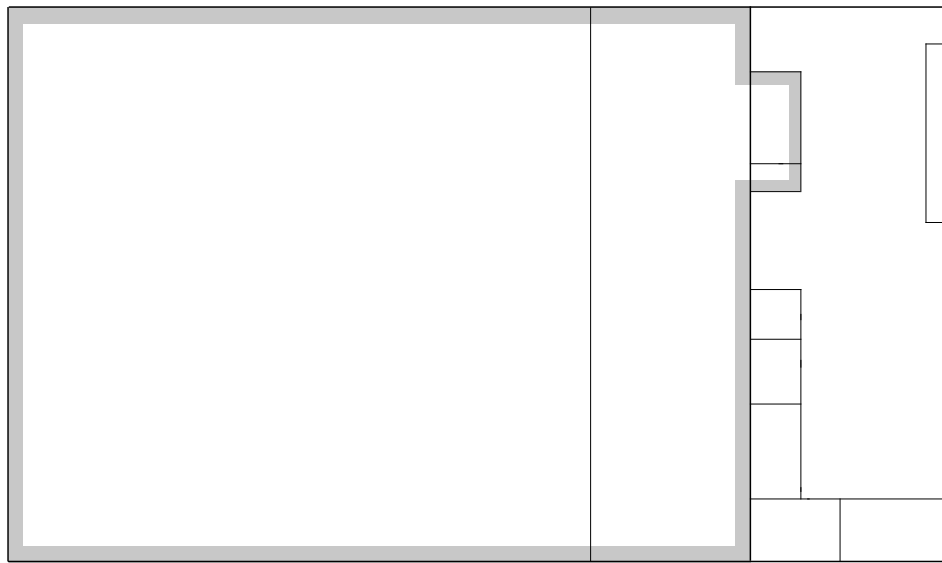


図 6-1 (48) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 中2階)




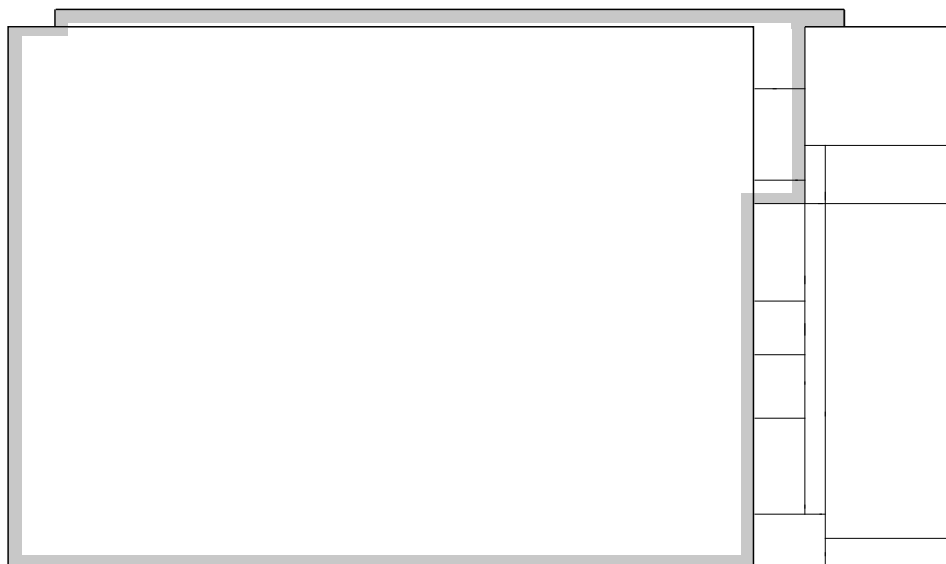
 : 管理区域

図 6-1 (49) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 2階)




 : 管理区域

図 6-1 (50) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)の管理区域
(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS) 3階)

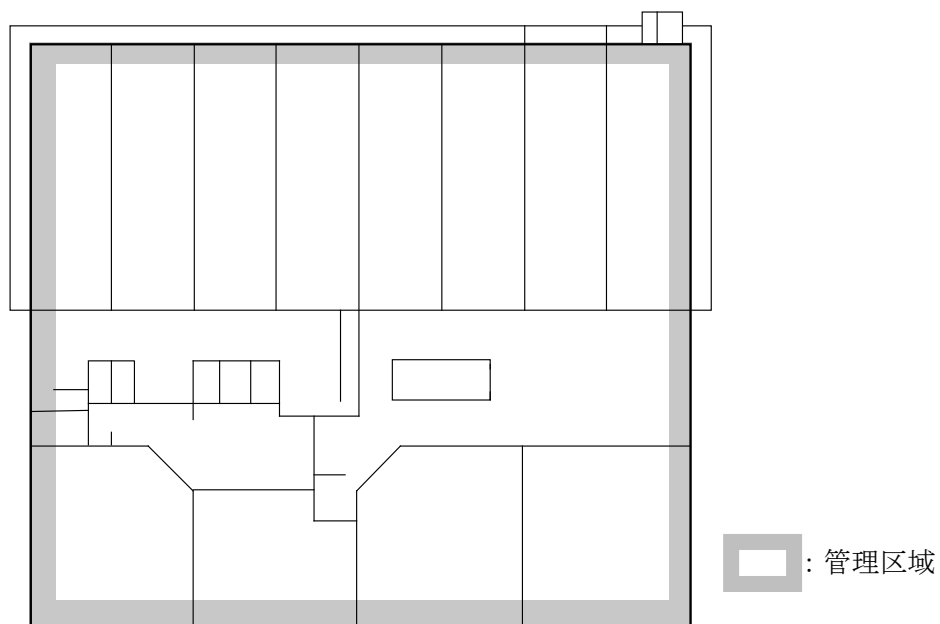


図 6-1 (51) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 地下中 2 階)

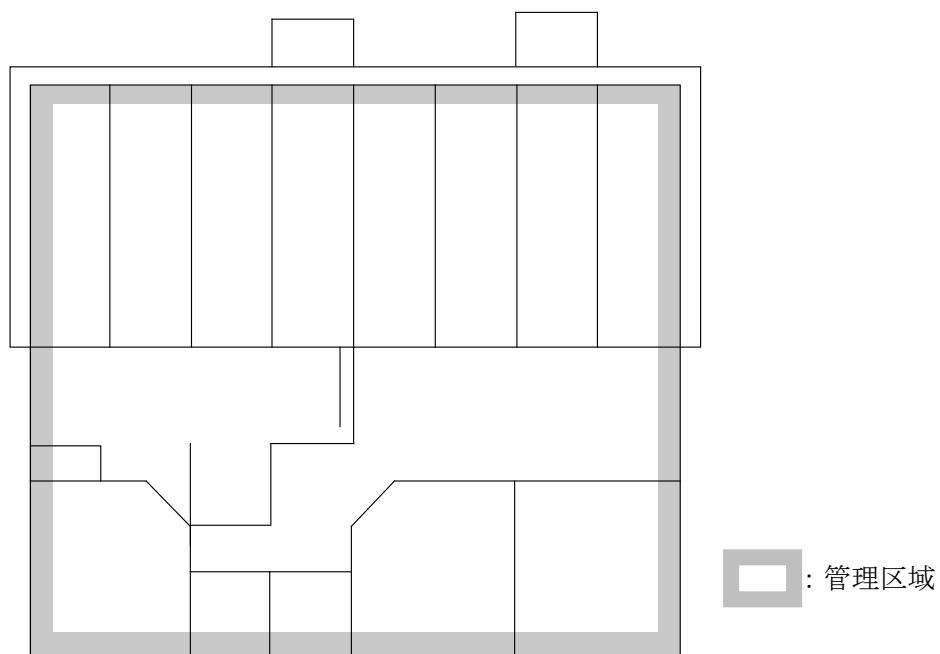


図 6-1 (52) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 地下 1 階)

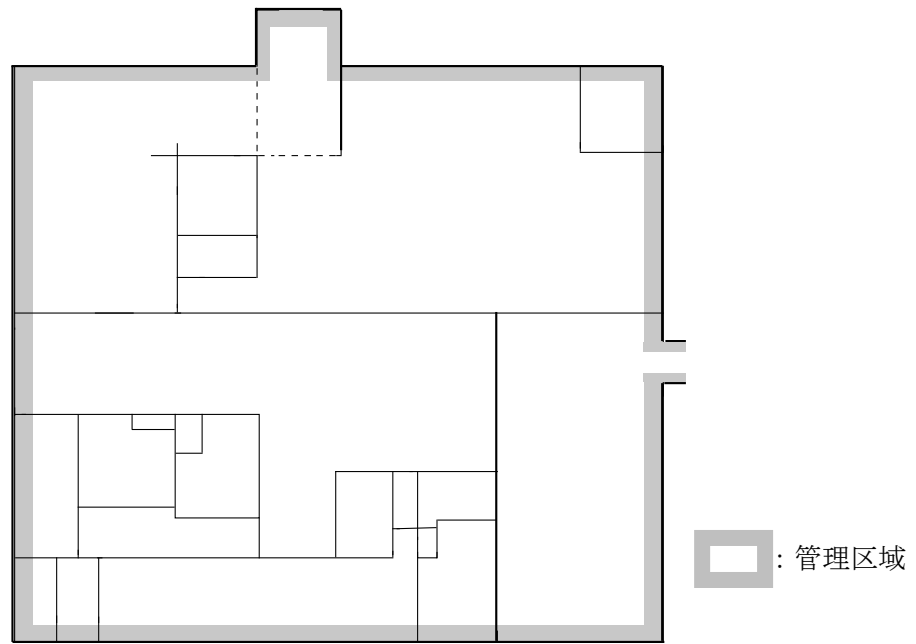


図 6-1 (53) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 1階)

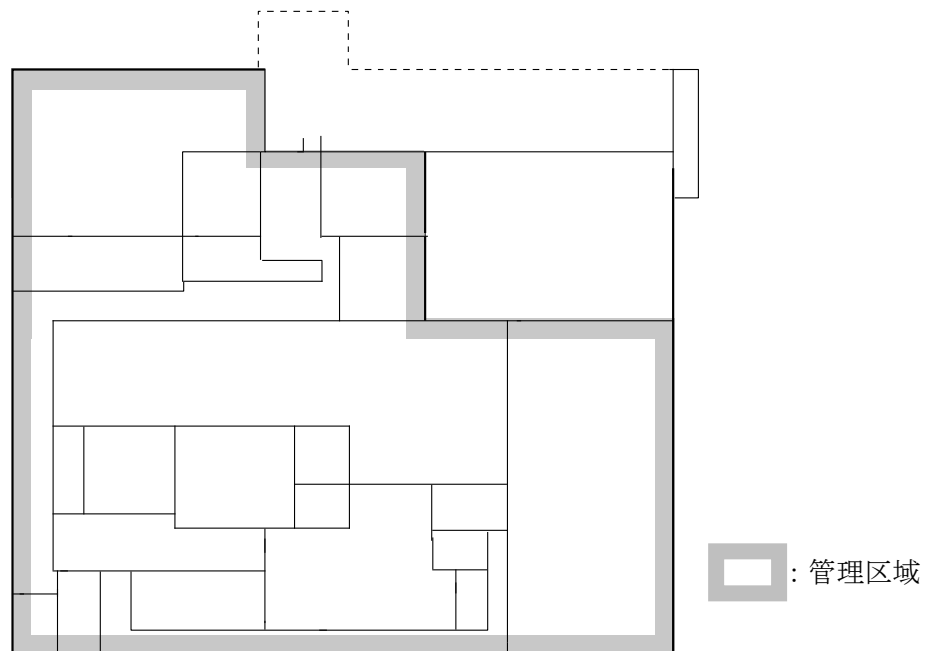


図 6-1 (54) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 2階)

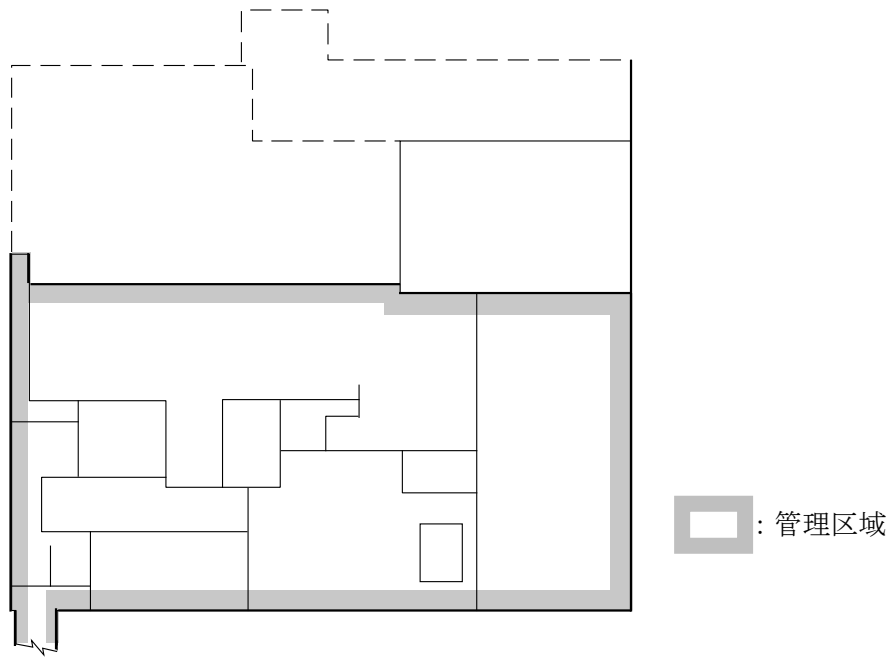


図 6-1 (55) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 中3階)

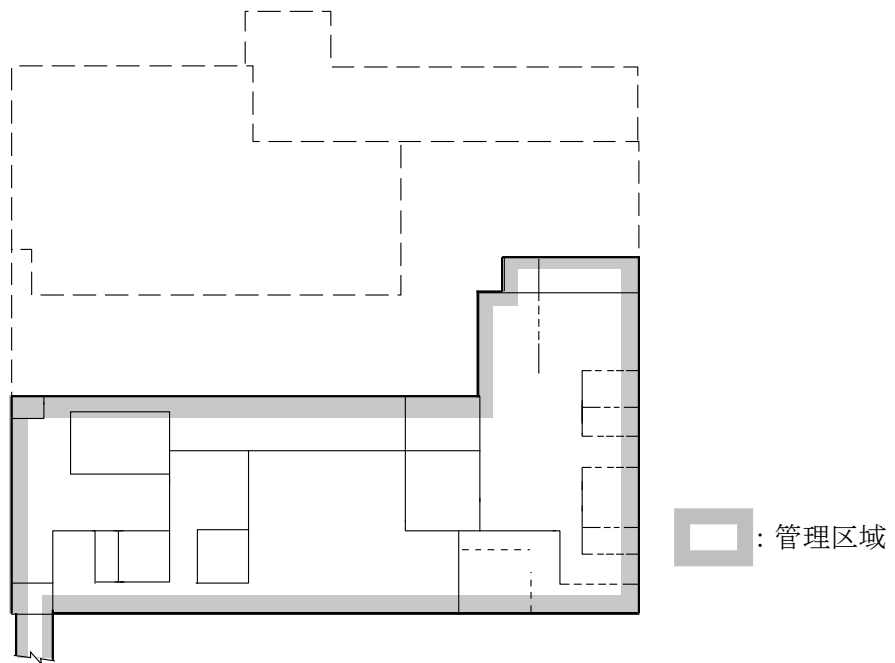


図 6-1 (56) 廃棄物処理場(AAF)の管理区域
(廃棄物処理場(AAF) 3階)

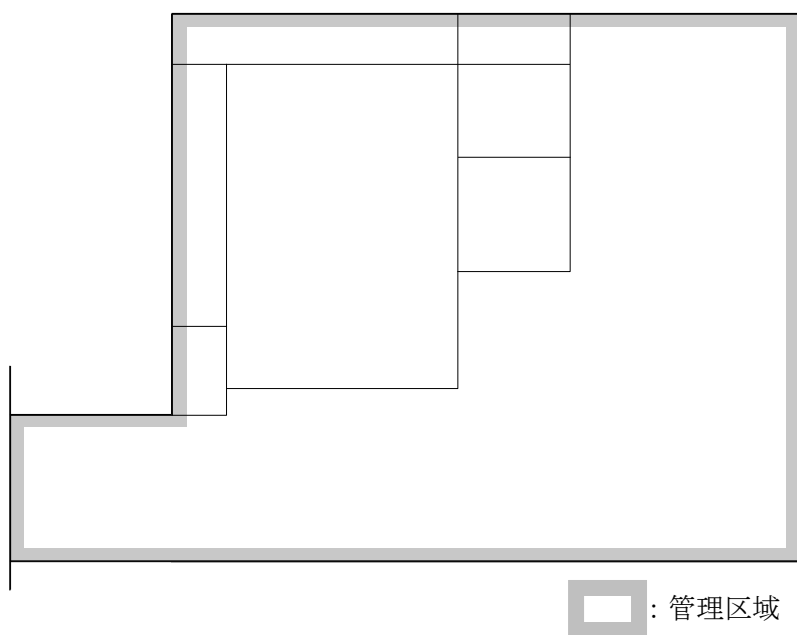


図 6-1 (57) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域
(第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 地下1階)

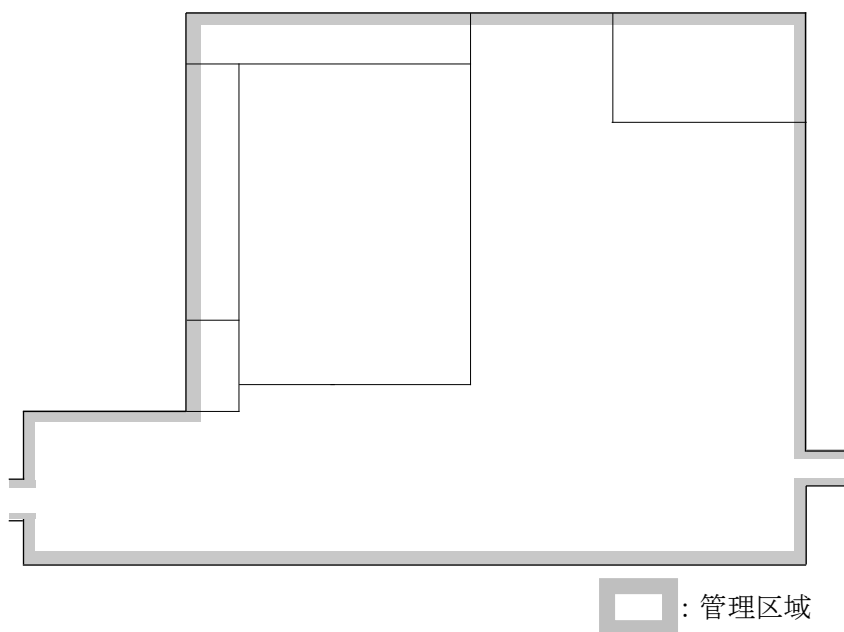


図 6-1 (58) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域
(第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 1階)

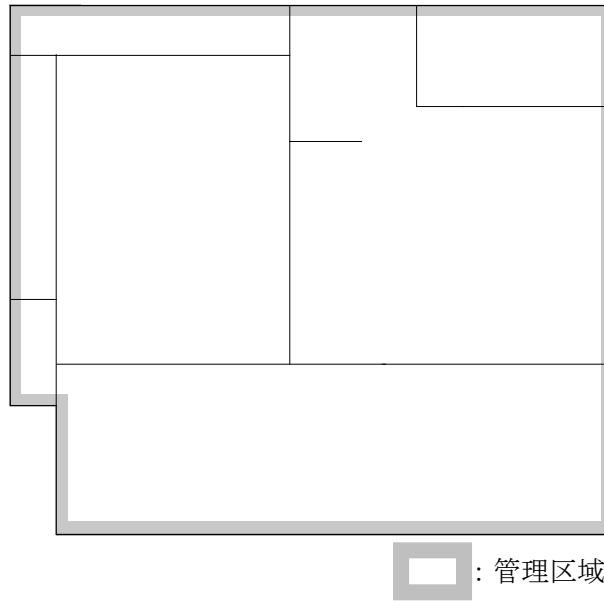


図 6-1 (59) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域
(第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 2階)

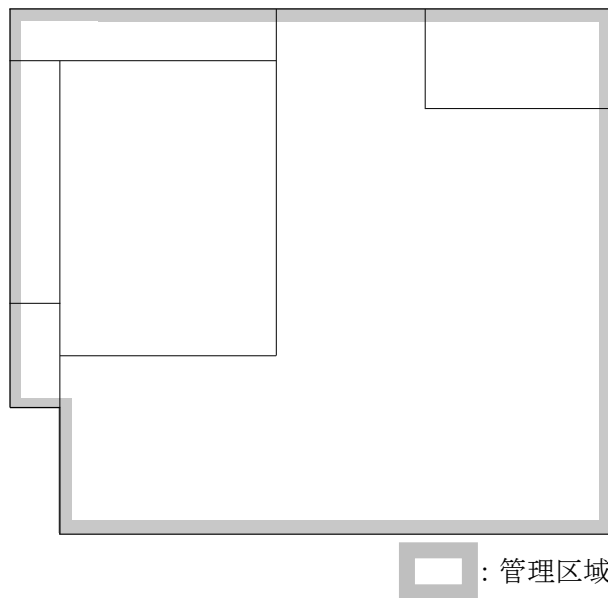


図 6-1 (60) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)の管理区域
(第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 3階)

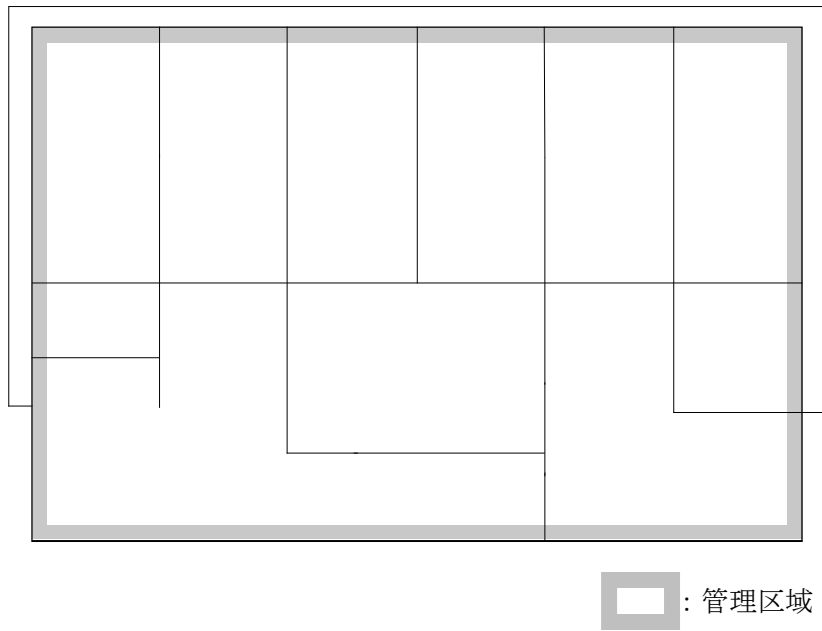


図 6-1 (61) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 地下 2 階)

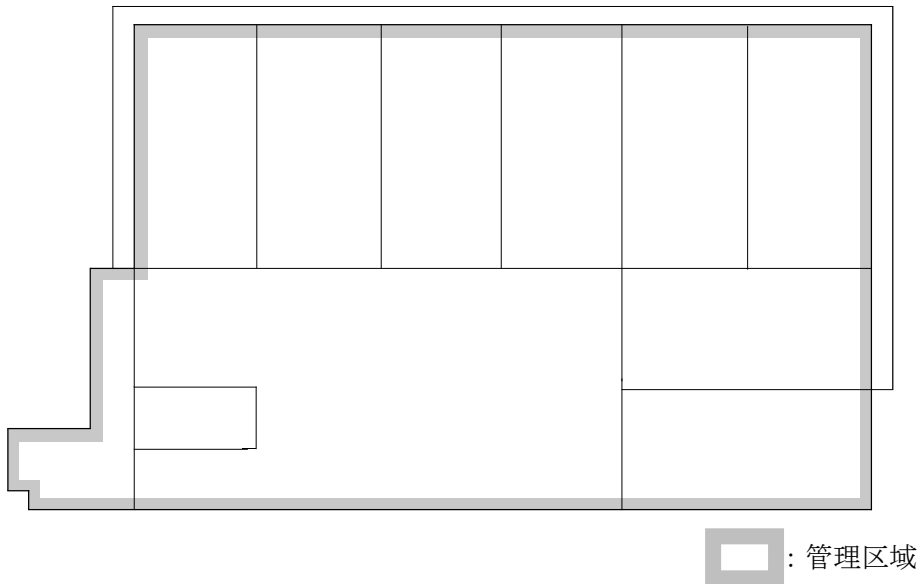


図 6-1 (62) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 地下 1 階)

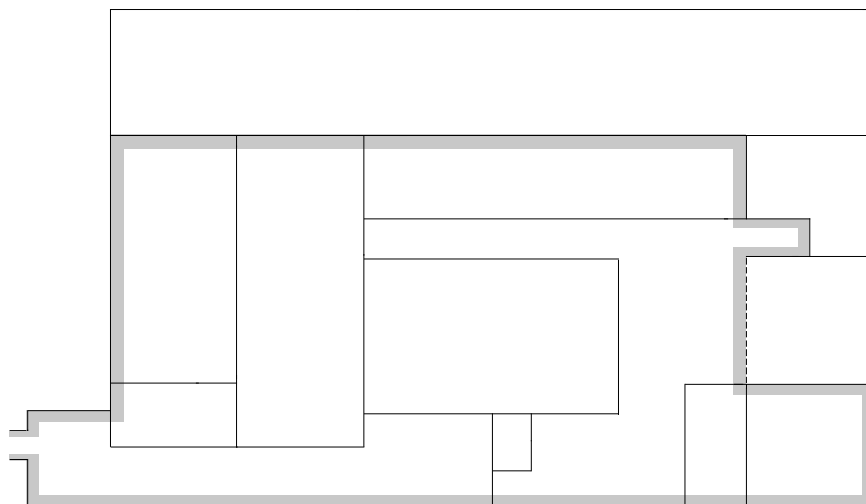


図 6-1 (63) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 1 階)

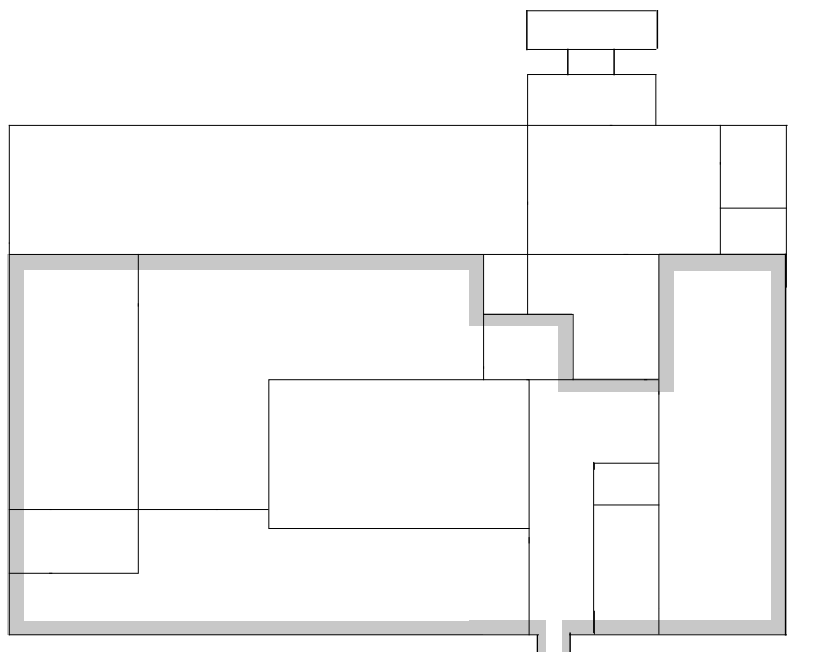


図 6-1 (64) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 2 階)

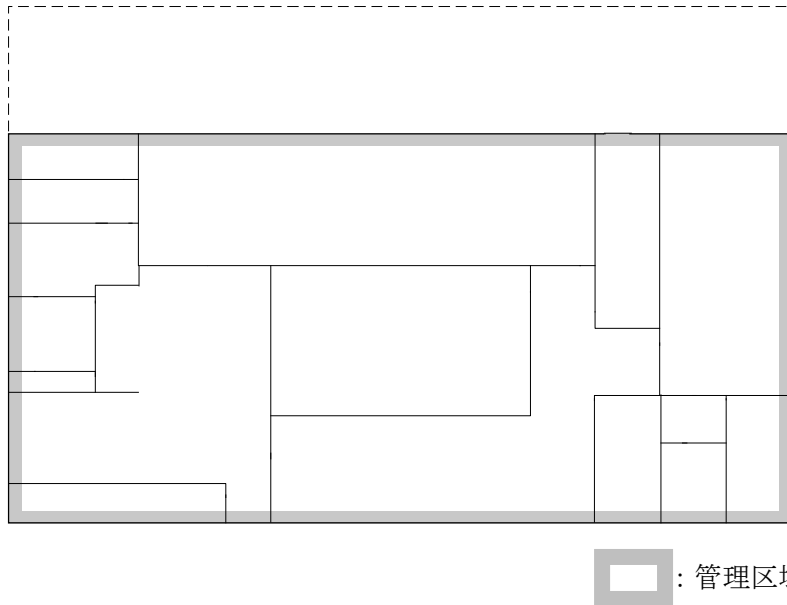


図 6-1 (65) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 3 階)

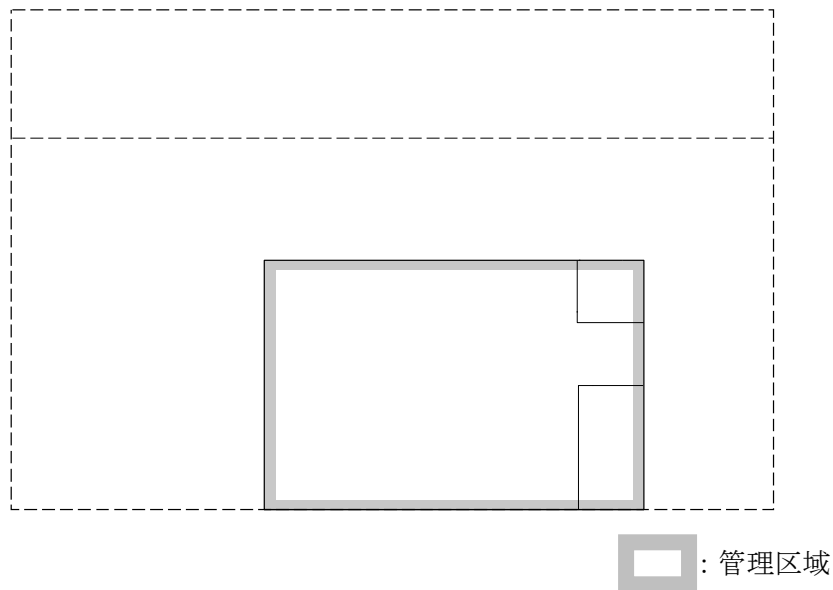


図 6-1 (66) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) の管理区域
 (第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 4 階)

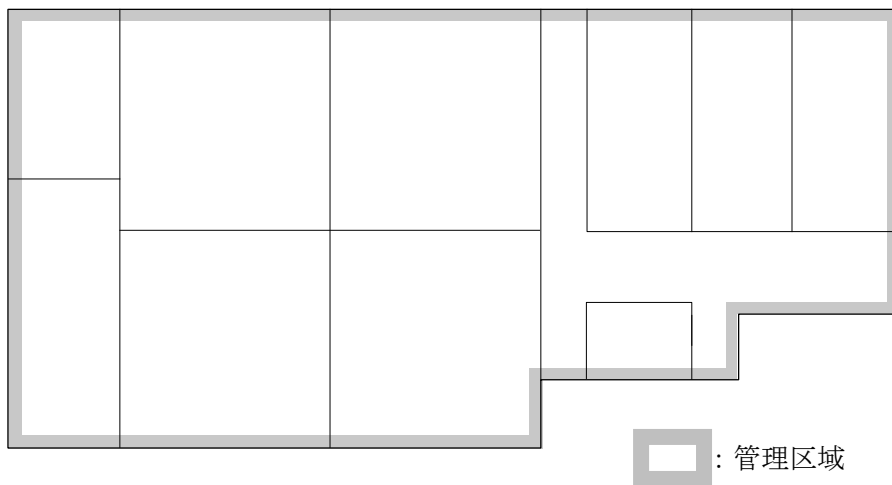


図 6-1 (67) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 地下1階)

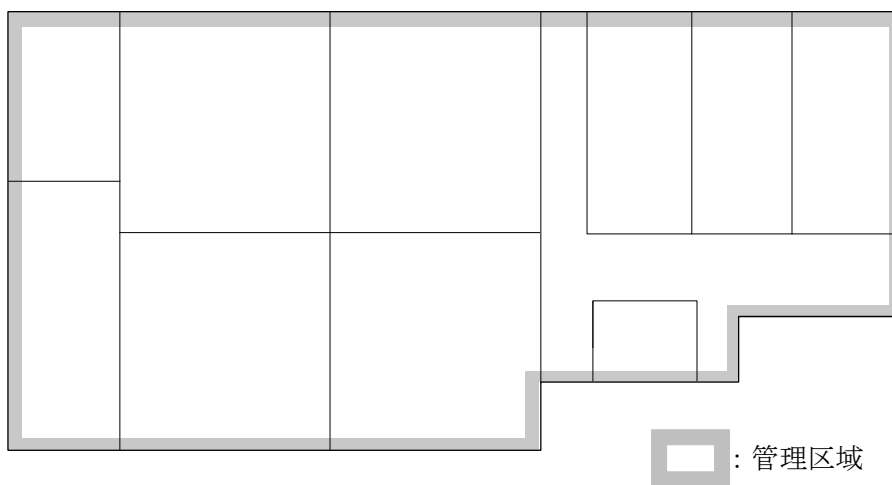


図 6-1 (68) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 地下中1階)

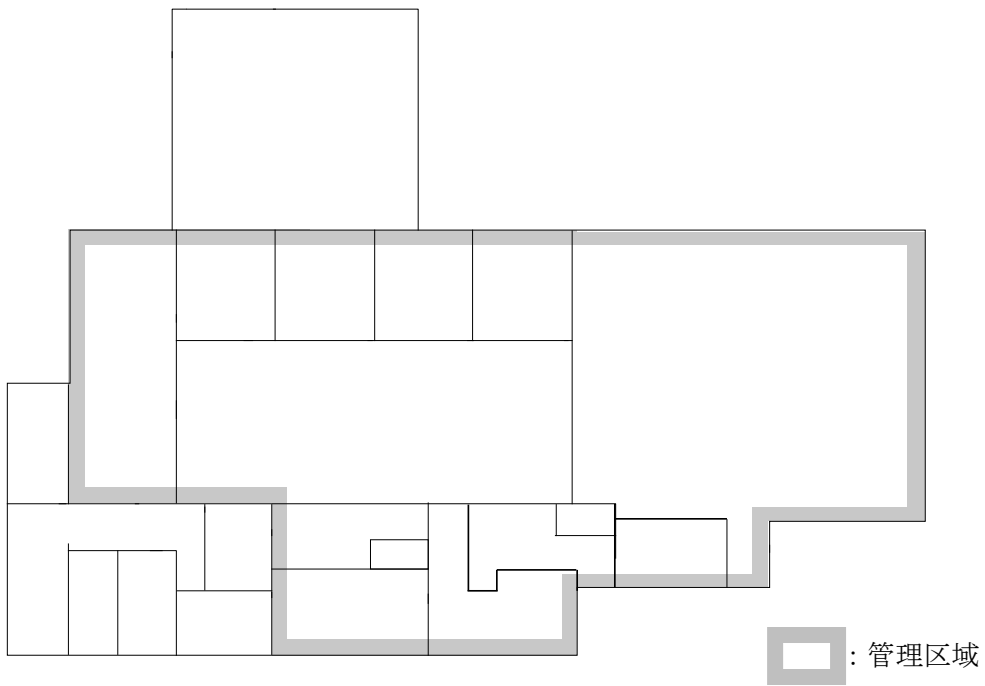


図 6-1 (69) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 1階)

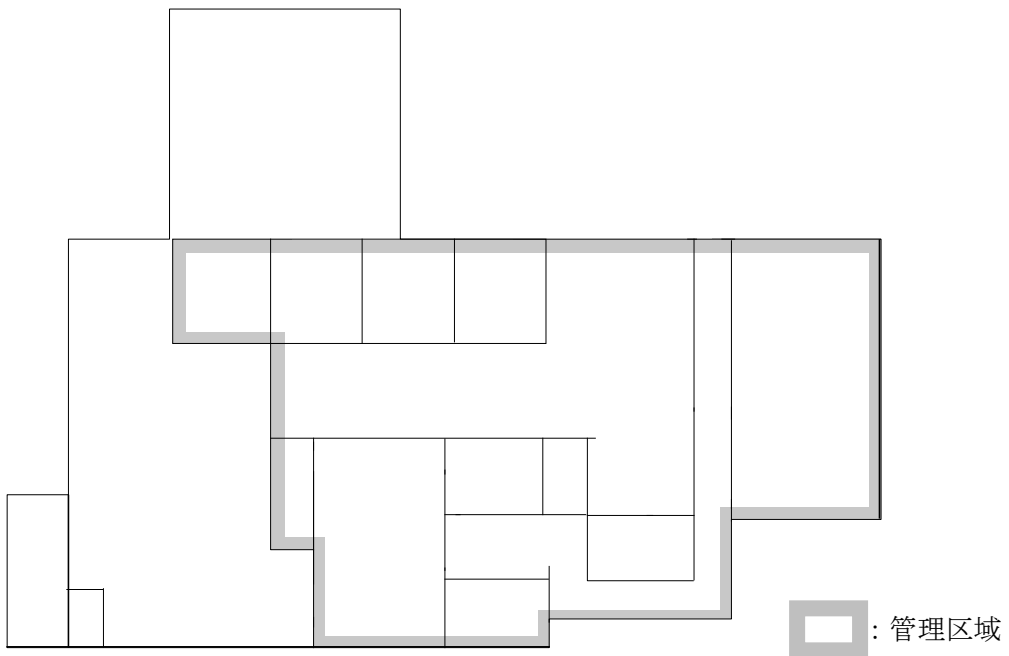


図 6-1 (70) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 2階)

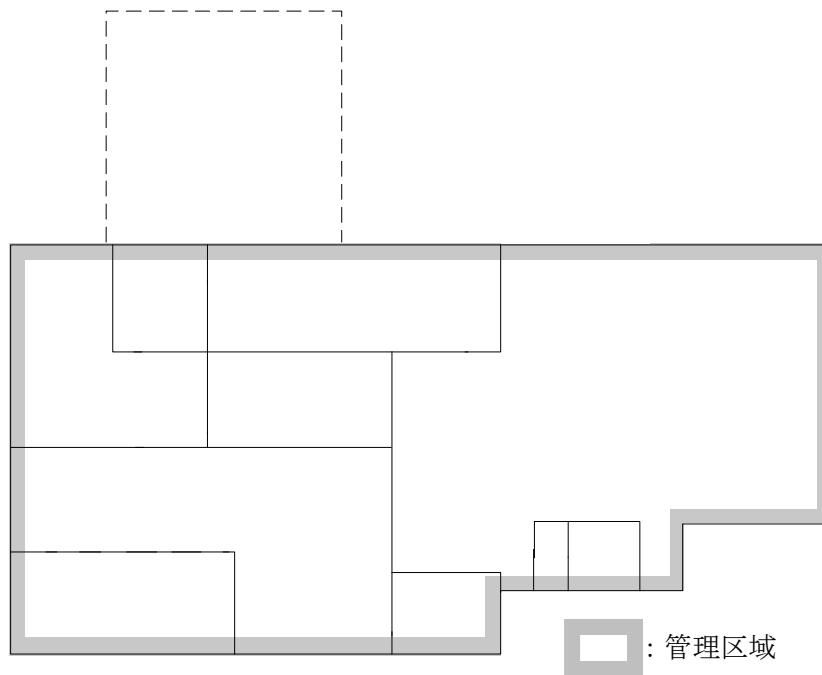


図 6-1 (71) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 3階)

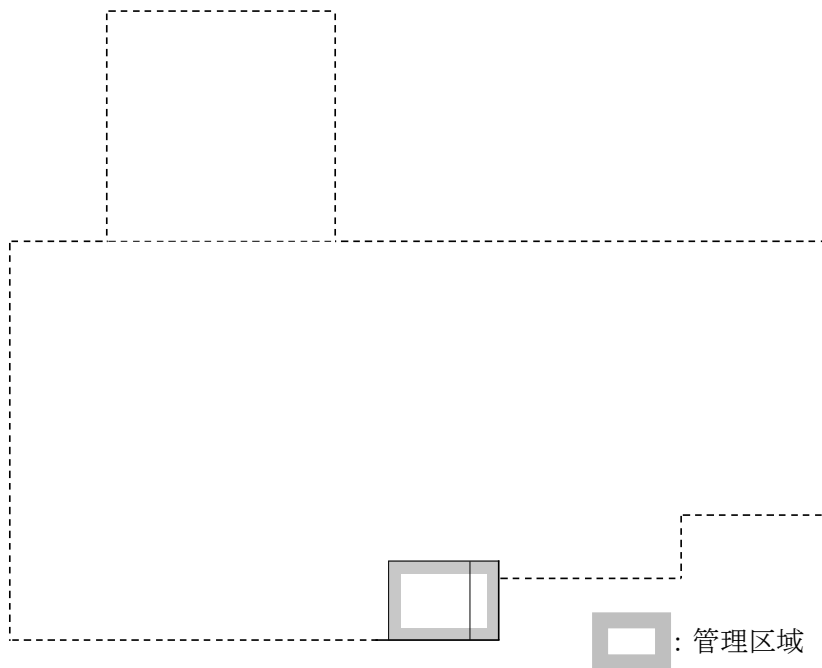


図 6-1 (72) 放出廃液油分除去施設(C)の管理区域
(放出廃液油分除去施設(C) 4階)

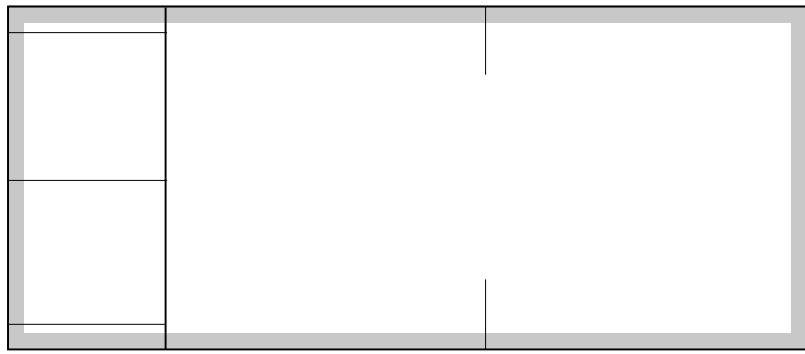


図 6-1 (73) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域
(スラッジ貯蔵場(LW) 地下1階)

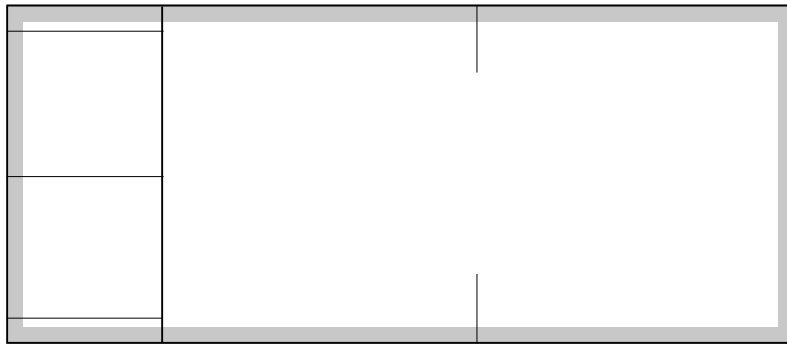


図 6-1 (74) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域
(スラッジ貯蔵場(LW) 1階)

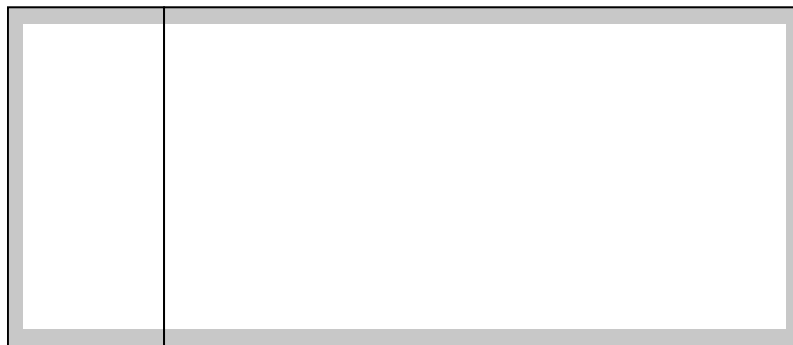


図 6-1 (75) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域
(スラッジ貯蔵場(LW) 2階)

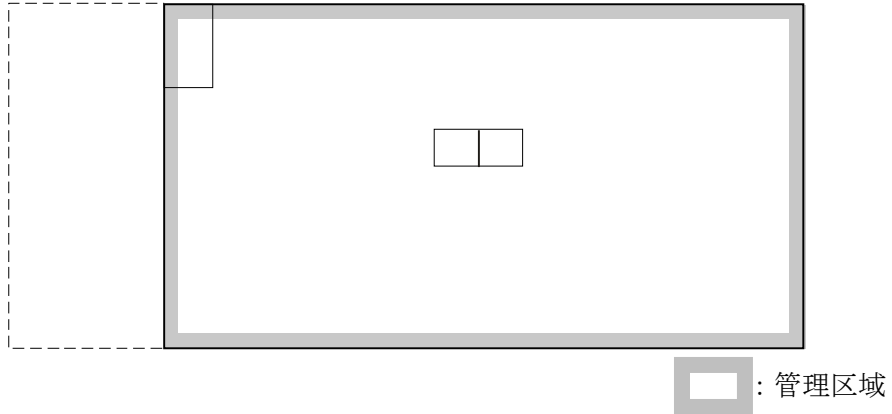


図 6-1 (76) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域
(スラッジ貯蔵場(LW) 3階)

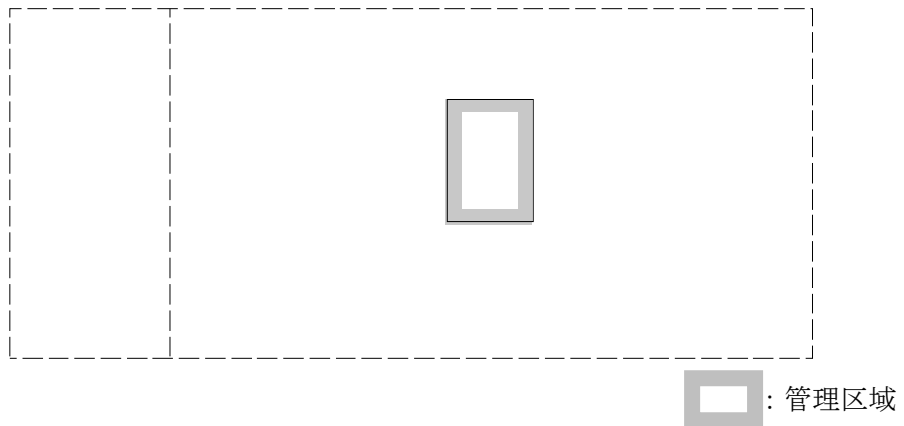


図 6-1 (77) スラッジ貯蔵場(LW)の管理区域
(スラッジ貯蔵場(LW) 4階)

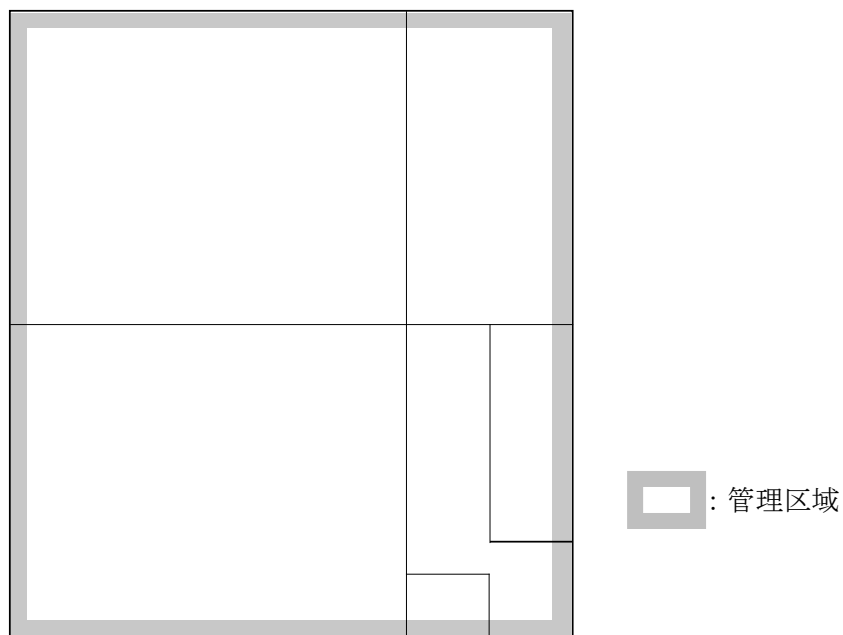


図 6-1 (78) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域
(第二スラッジ貯蔵場(LW2) 地下2階)

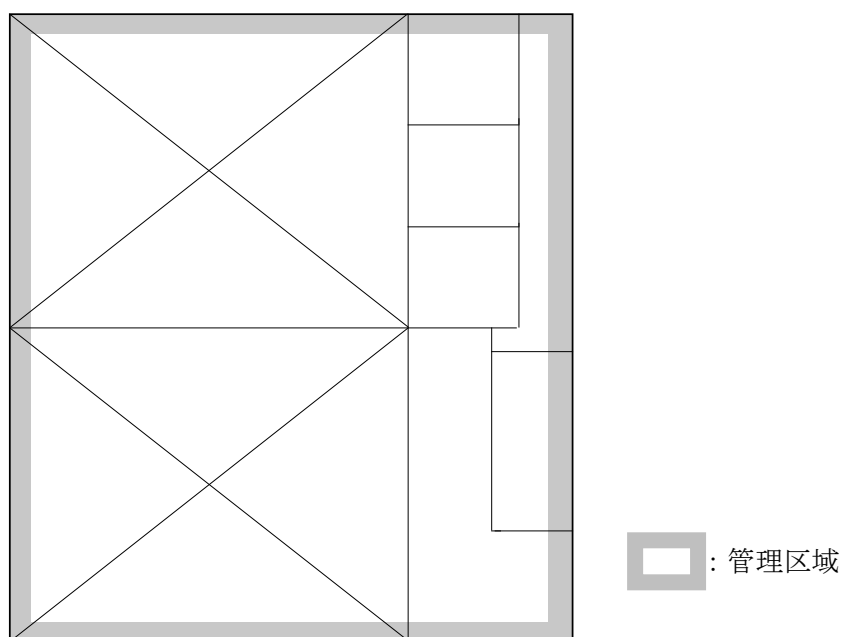


図 6-1 (79) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域
(第二スラッジ貯蔵場(LW2) 地下1階)

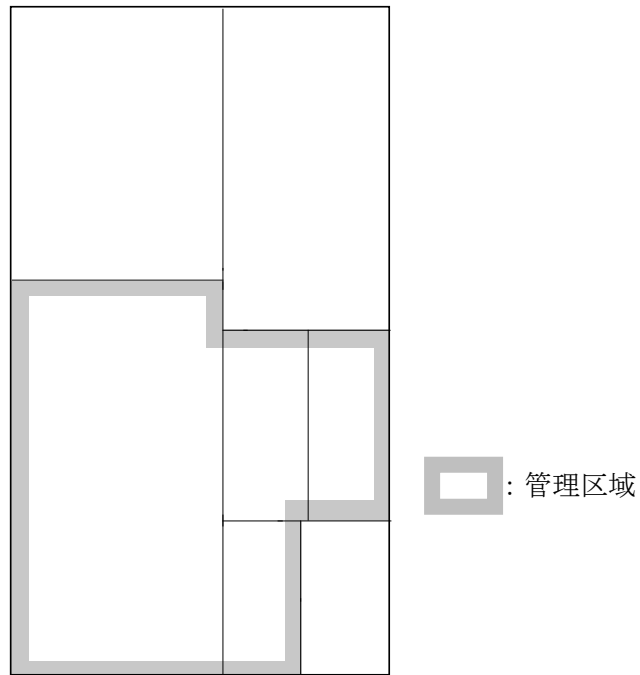


図 6-1 (80) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域
(第二スラッジ貯蔵場(LW2) 1階)

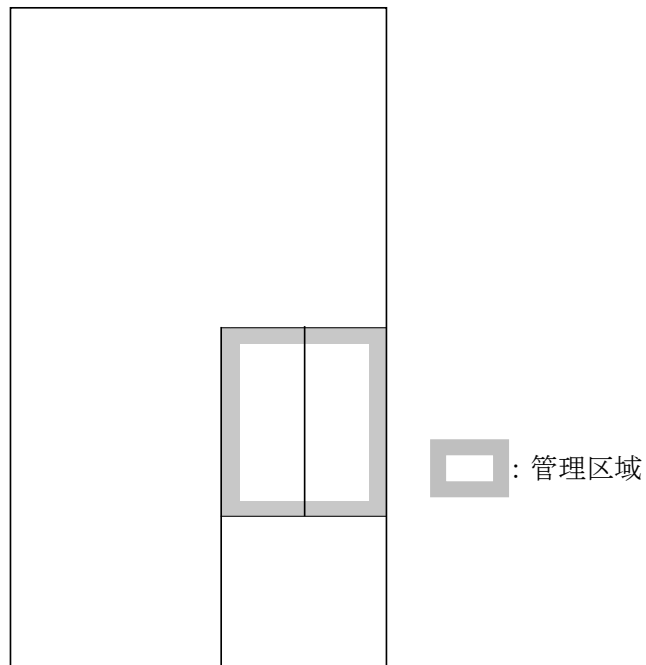
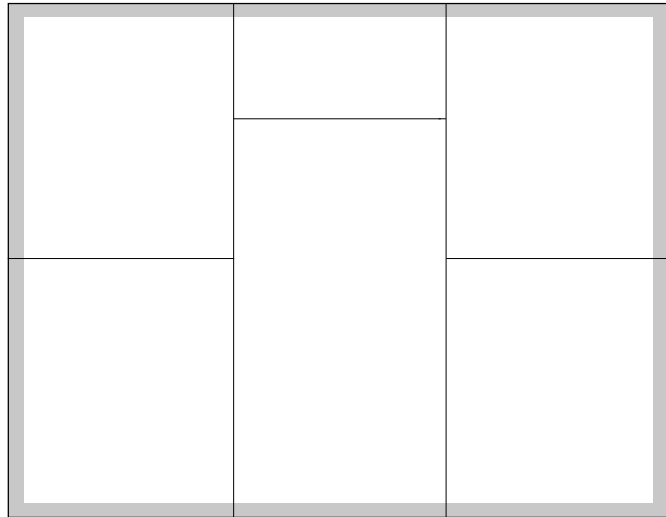


図 6-1 (81) 第二スラッジ貯蔵場(LW2)の管理区域
(第二スラッジ貯蔵場(LW2) 2階)




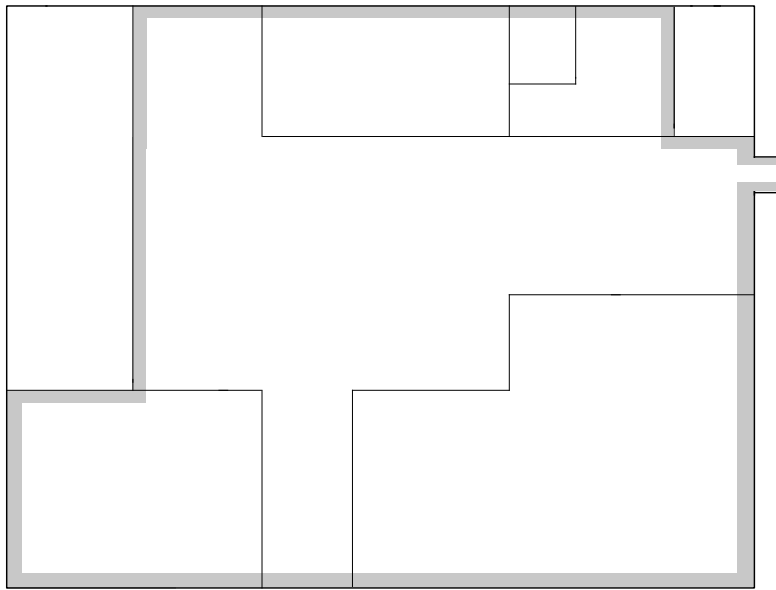
 : 管理区域

図 6-1 (82) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域
(廃溶媒貯蔵場(WS) 地下1階)




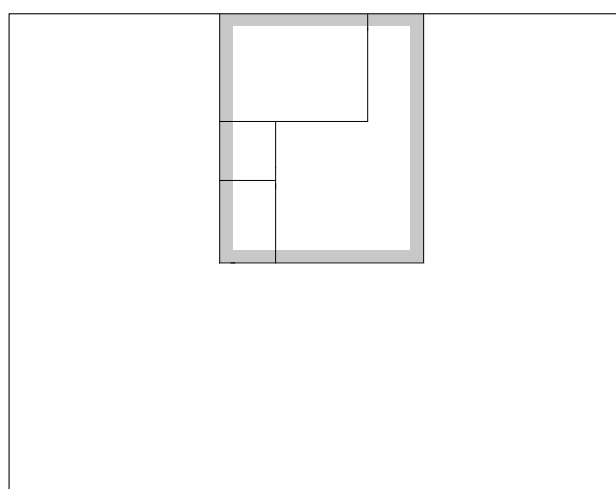
 : 管理区域

図 6-1 (83) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域
(廃溶媒貯蔵場(WS) 1階)




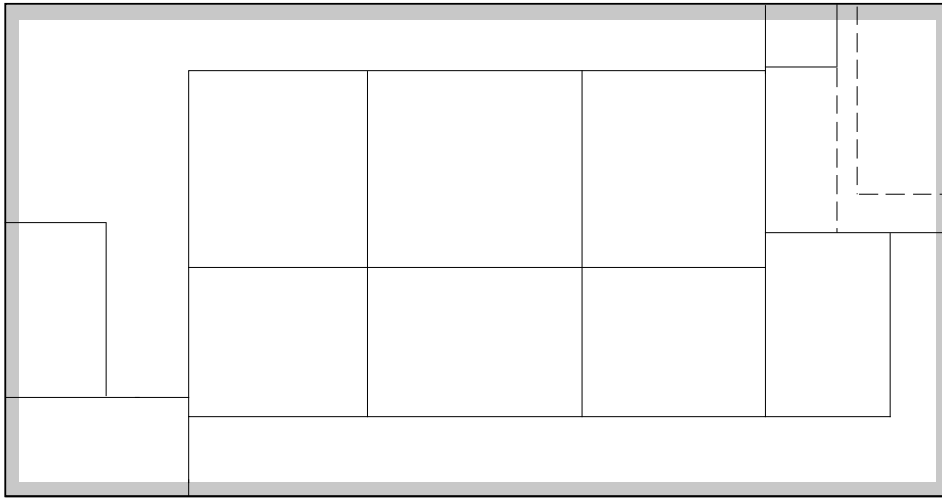
 : 管理区域

図 6-1 (84) 廃溶媒貯蔵場(WS)の管理区域
(廃溶媒貯蔵場(WS) 2階)




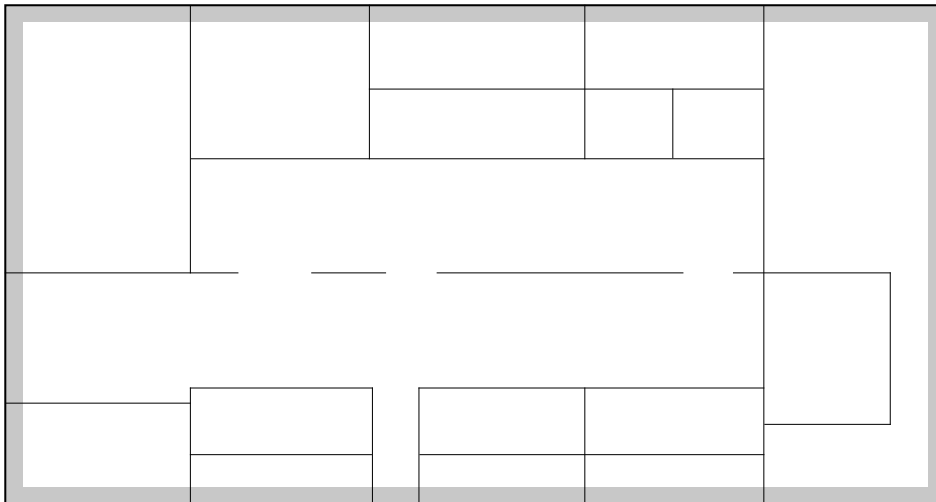
 : 管理区域

図 6-1 (85) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 地下 2 階)




 : 管理区域

図 6-1 (86) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 地下 1 階)

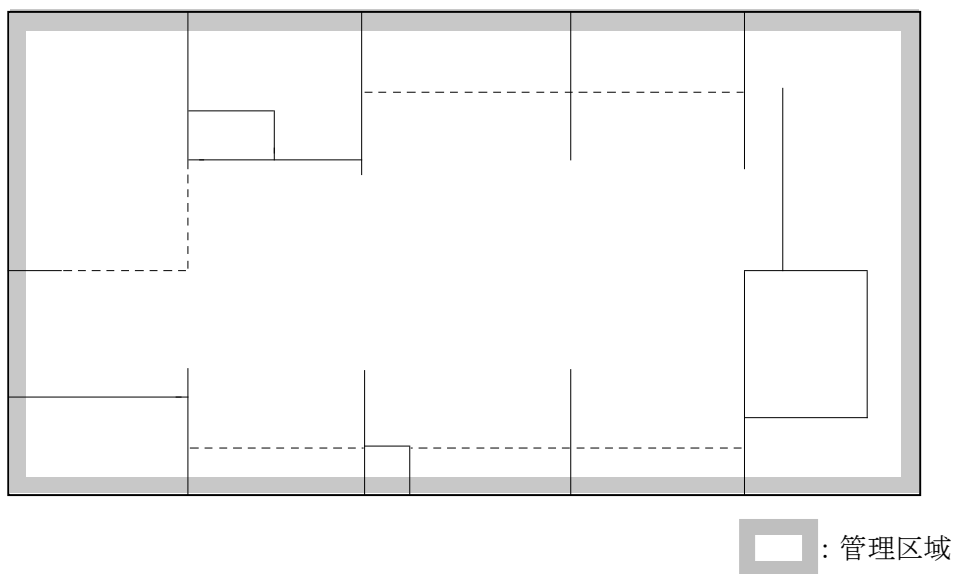


図 6-1 (87) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設(ST) 地下中1階)

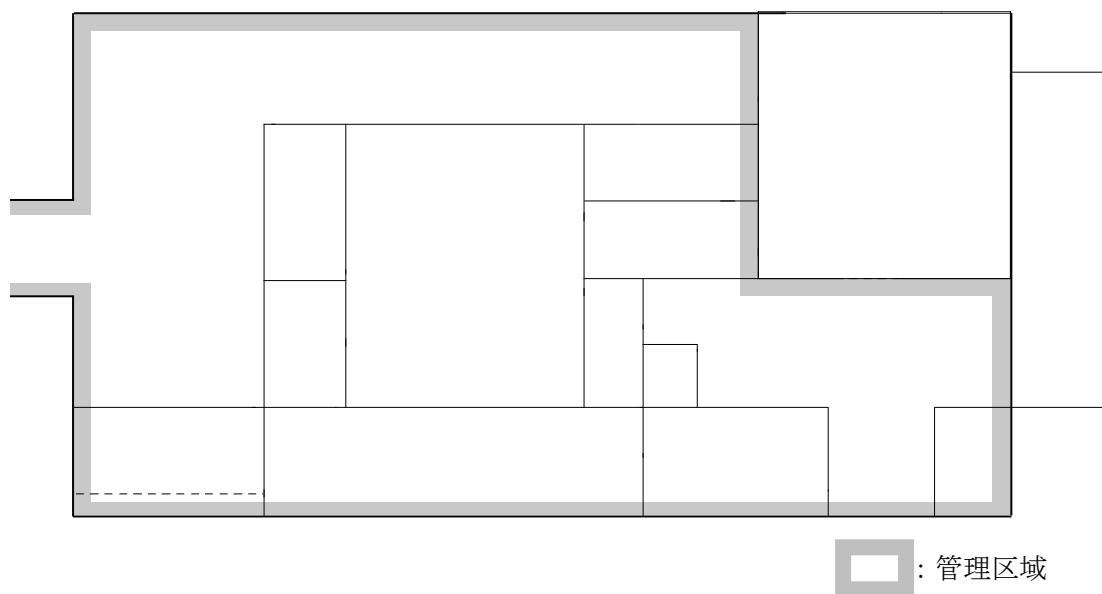


図 6-1 (88) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設(ST) 1階)

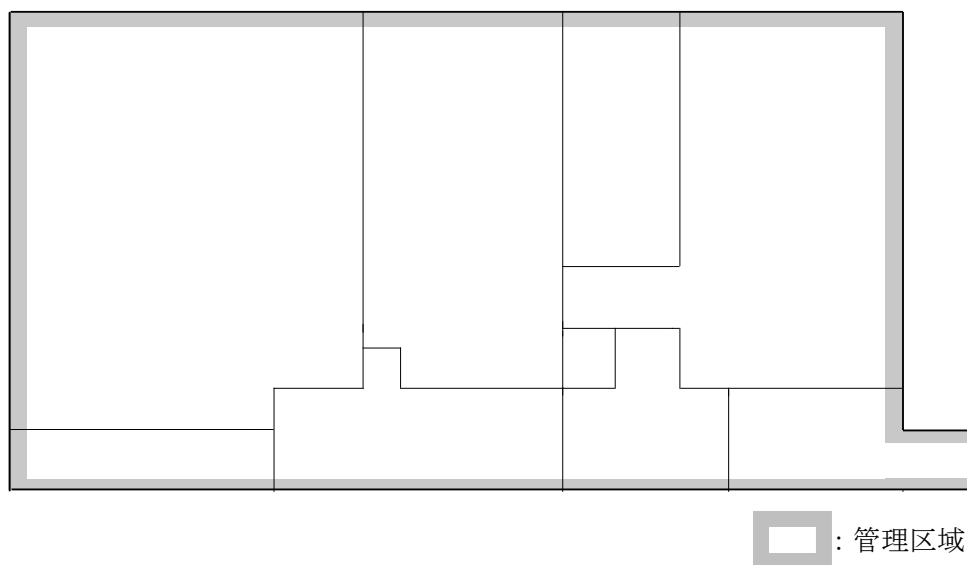


図 6-1 (89) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設(ST) 2階)

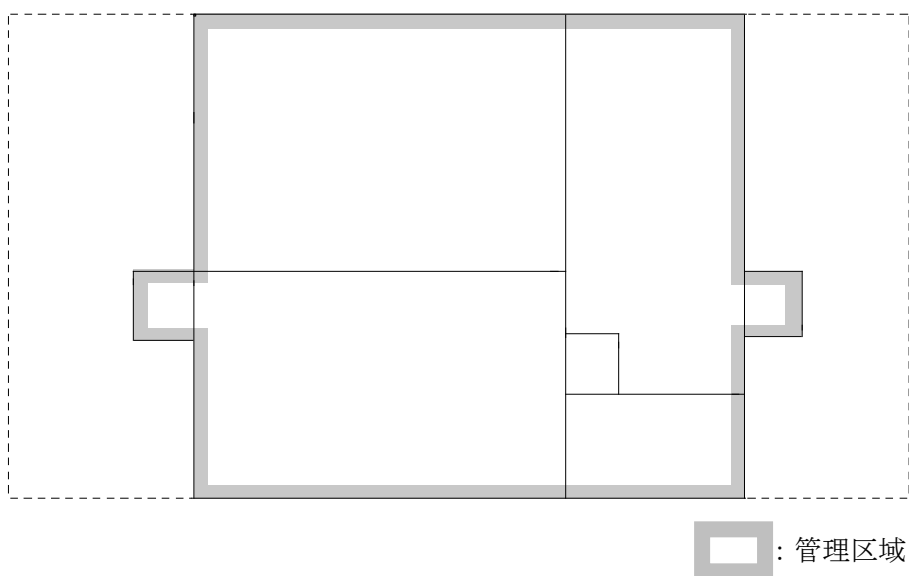


図 6-1 (90) 廃溶媒処理技術開発施設(ST)の管理区域
(廃溶媒処理技術開発施設(ST) 3階)



図 6-1 (91) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 地下 2 階)

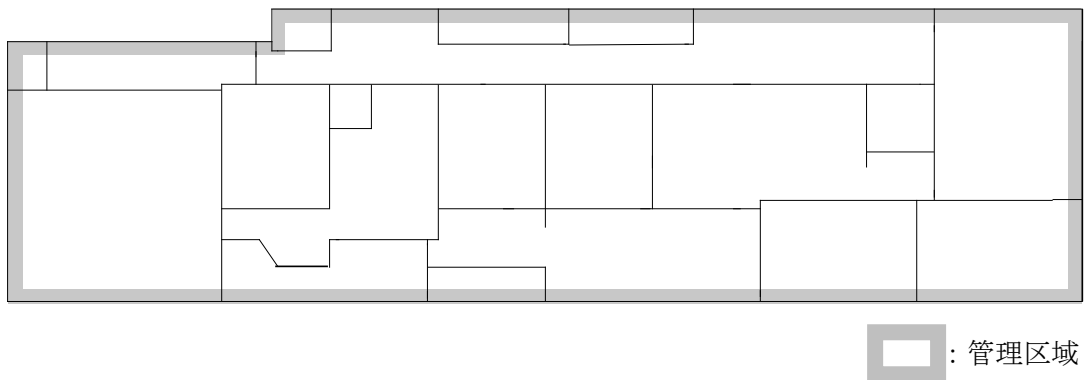


図 6-1 (92) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 地下 1 階)

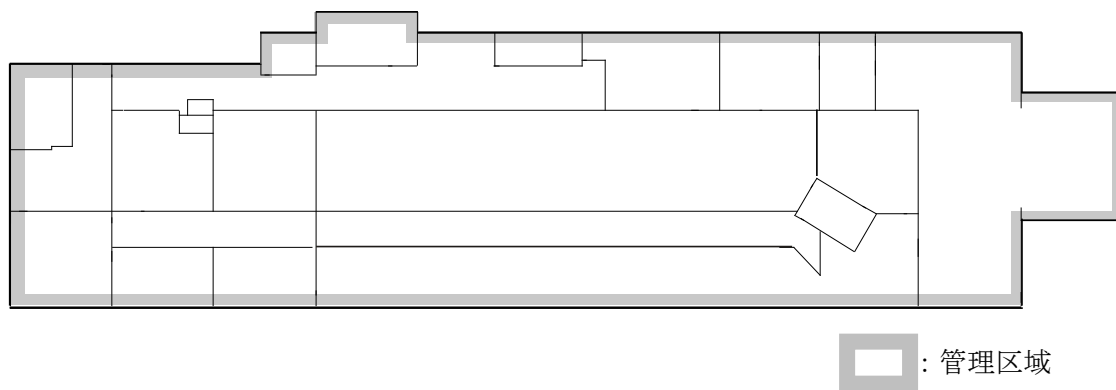


図 6-1 (93) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 1 階)

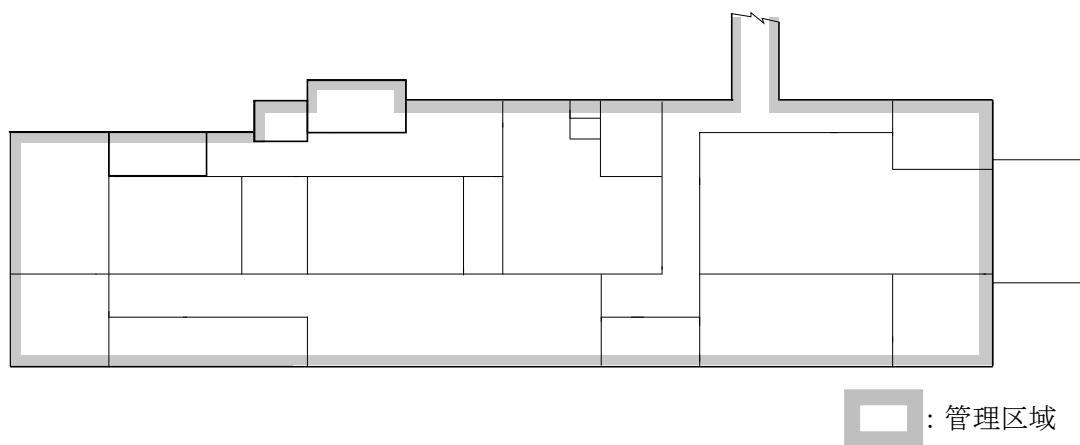


図 6-1 (94) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 2 階)

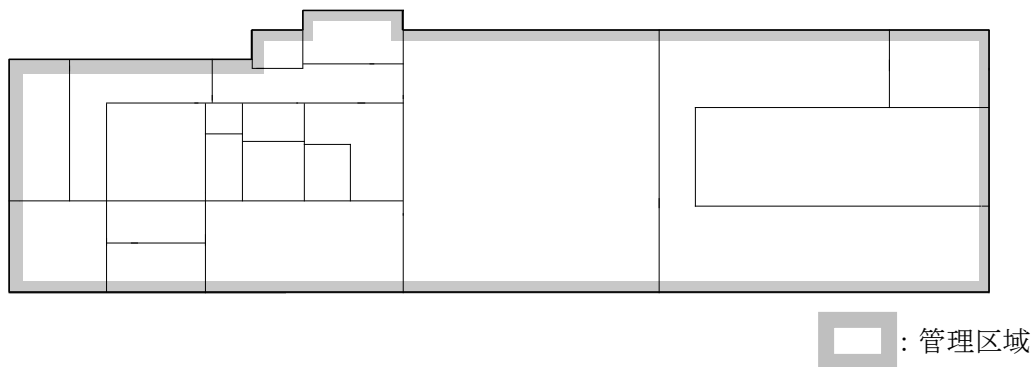


図 6-1 (95) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 3 階)

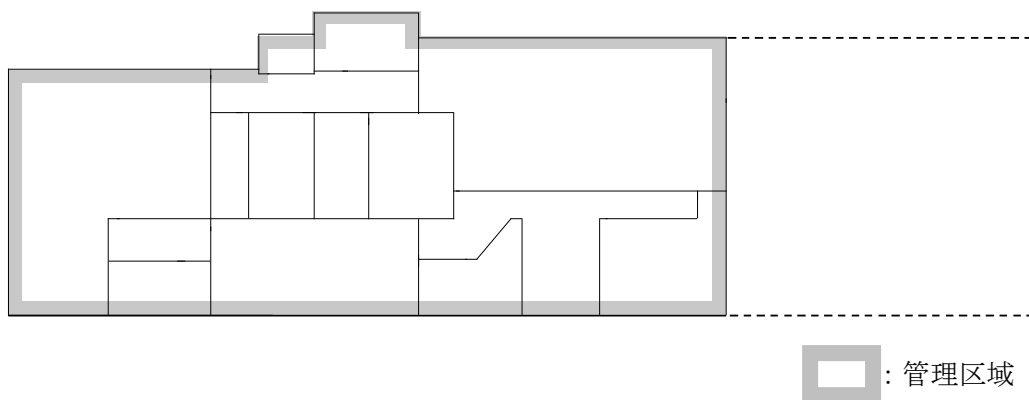


図 6-1 (96) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 4 階)

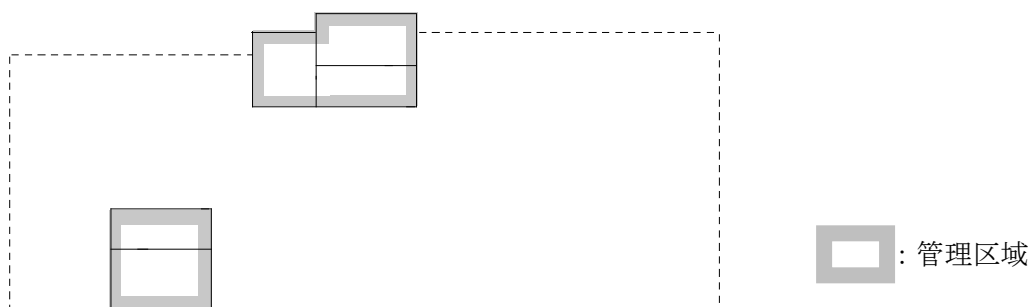


図 6-1 (97) アスファルト固化処理施設 (ASP) の管理区域
 (アスファルト固化処理施設 (ASP) 5 階)

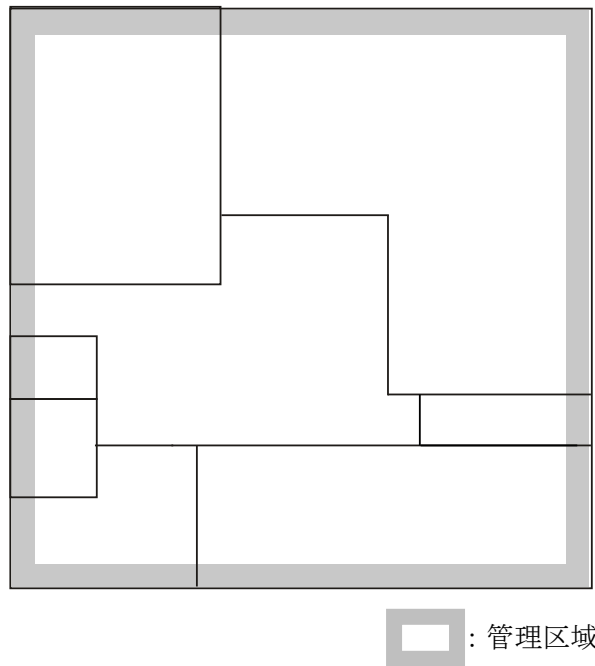


図 6-1 (98) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) の管理区域
 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) 地下 2 階)

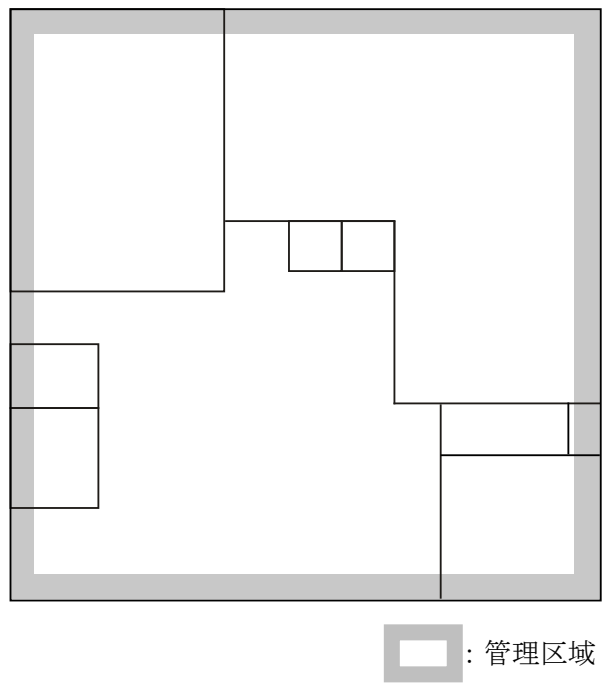


図 6-1 (99) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) の管理区域
 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) 地下 1 階)

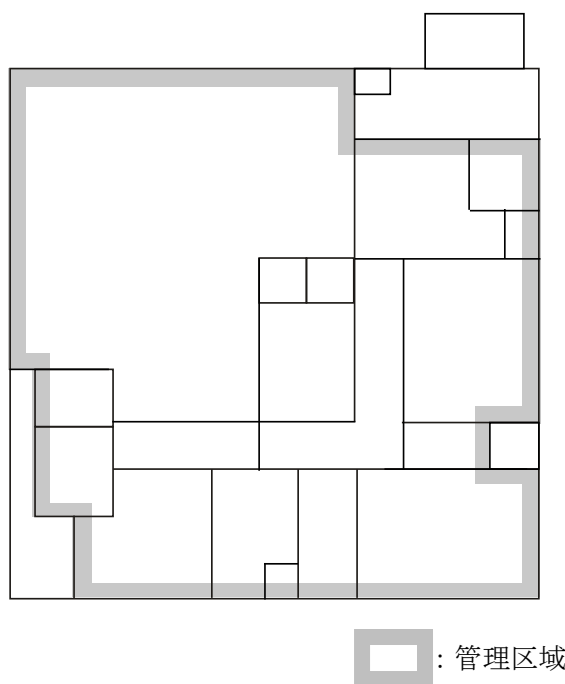


図 6-1 (100) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) の管理区域
(低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) 1 階)

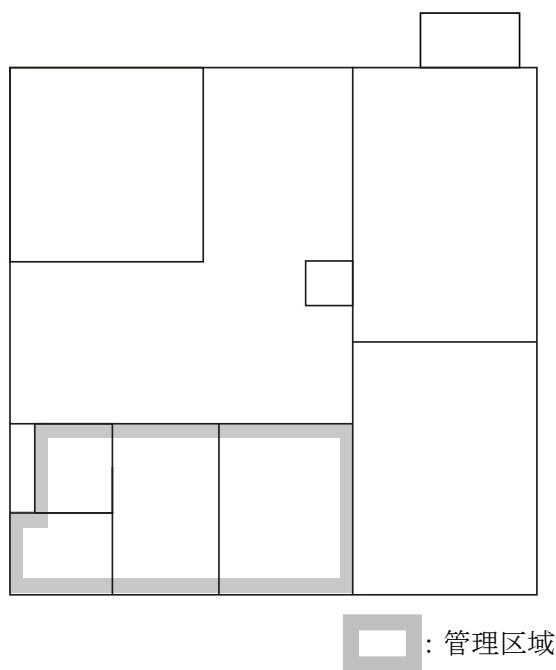


図 6-1 (101) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) の管理区域
(低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF) 2 階)

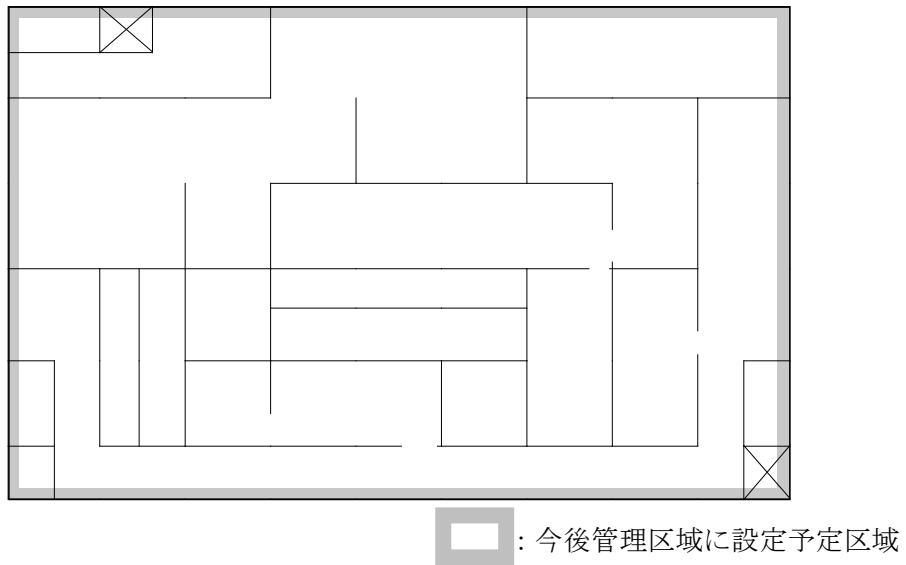


図 6-1 (102) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
 (低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 地下 2 階)

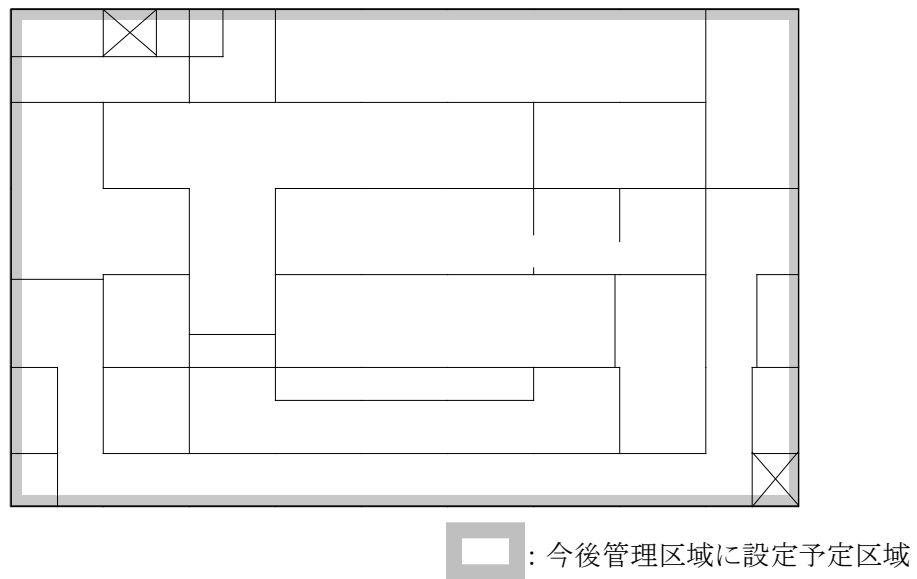
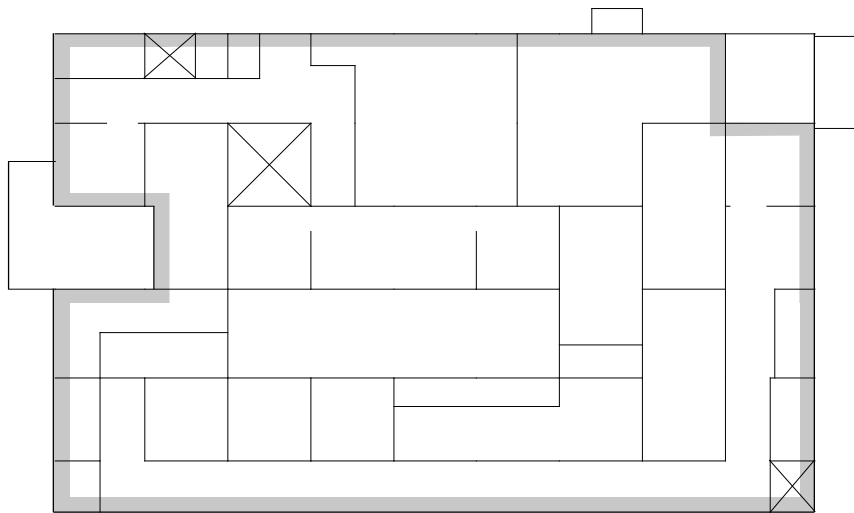


図 6-1 (103) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
 (低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 地下 1 階)




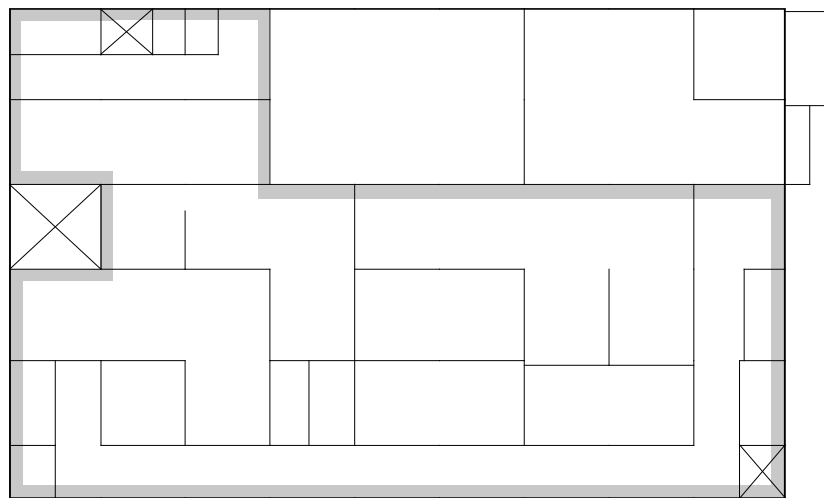
 : 今後管理区域に設定予定区域

図 6-1 (104) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
(低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 1 階)




 : 今後管理区域に設定予定区域

図 6-1 (105) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
(低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 2 階)

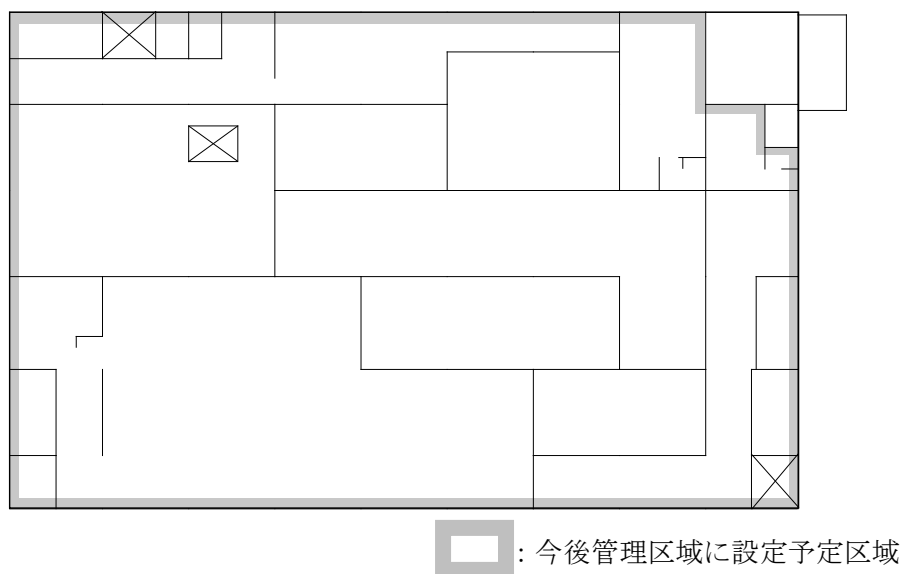


図 6-1 (106) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
 (低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 3 階)

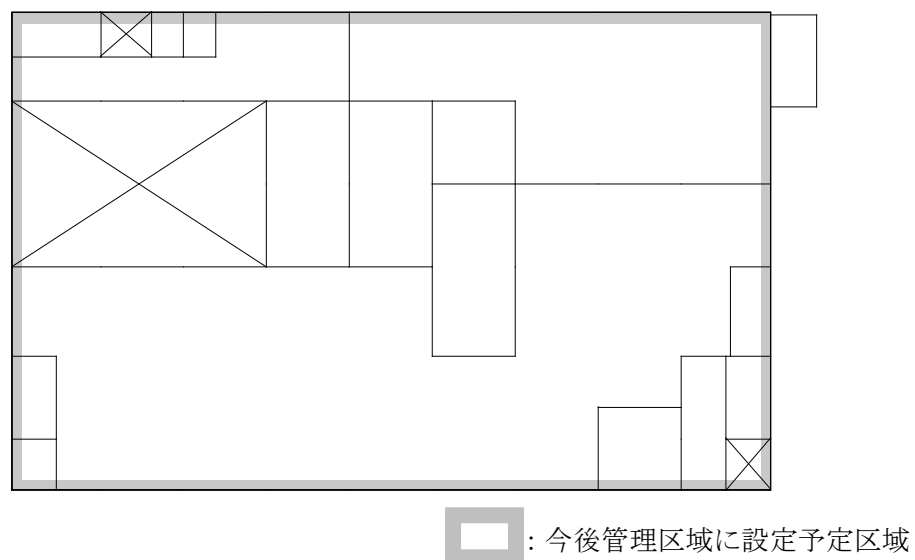


図 6-1 (107) 低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) の管理区域
 (低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) 4 階)

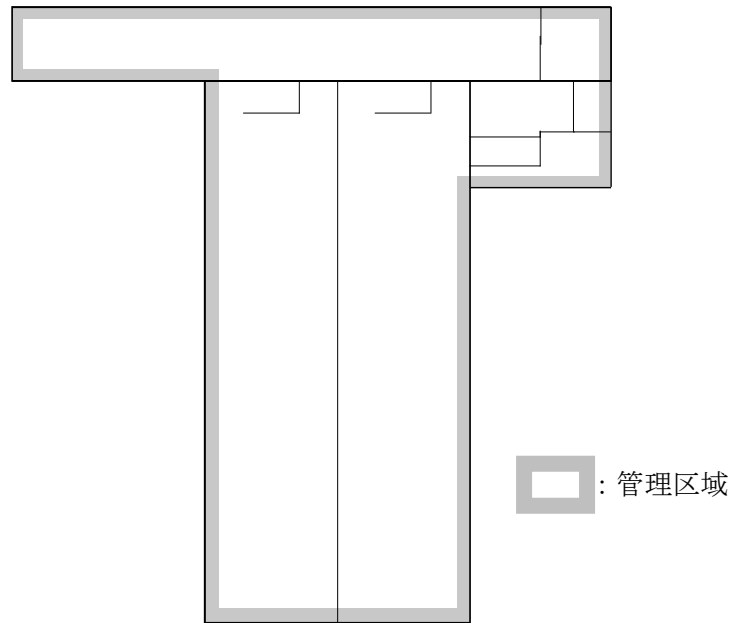


図 6-1 (108) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域
 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 地下 2 階)

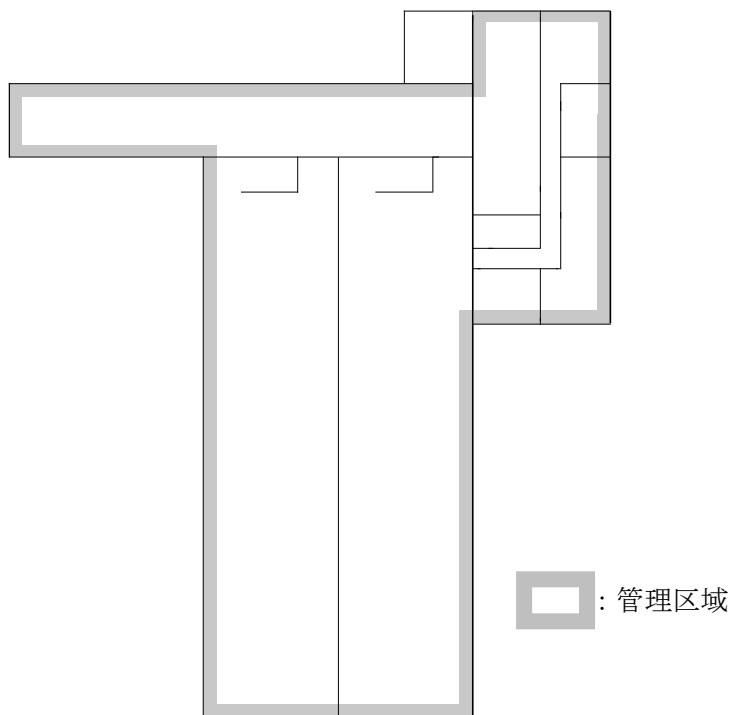


図 6-1 (109) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) の管理区域
 (アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 地下 1 階)

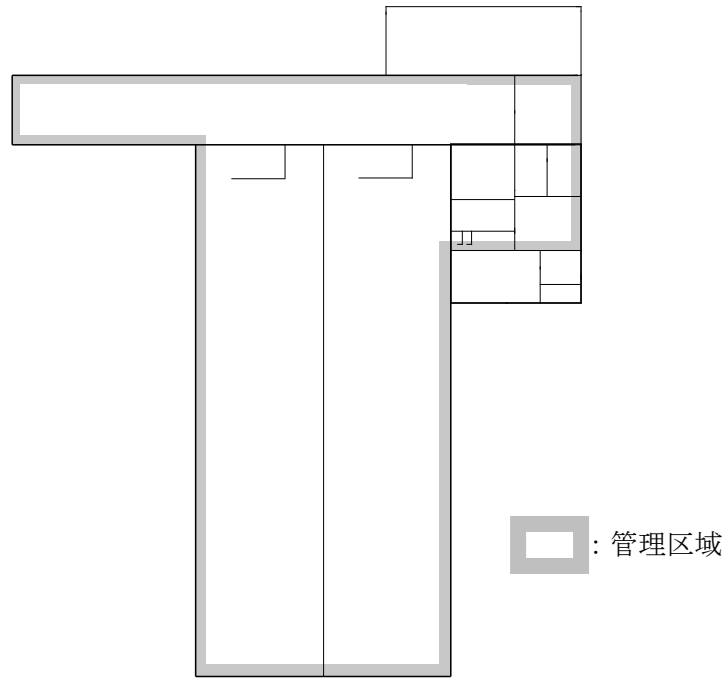


図 6-1 (110) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)の管理区域
(アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 1階)

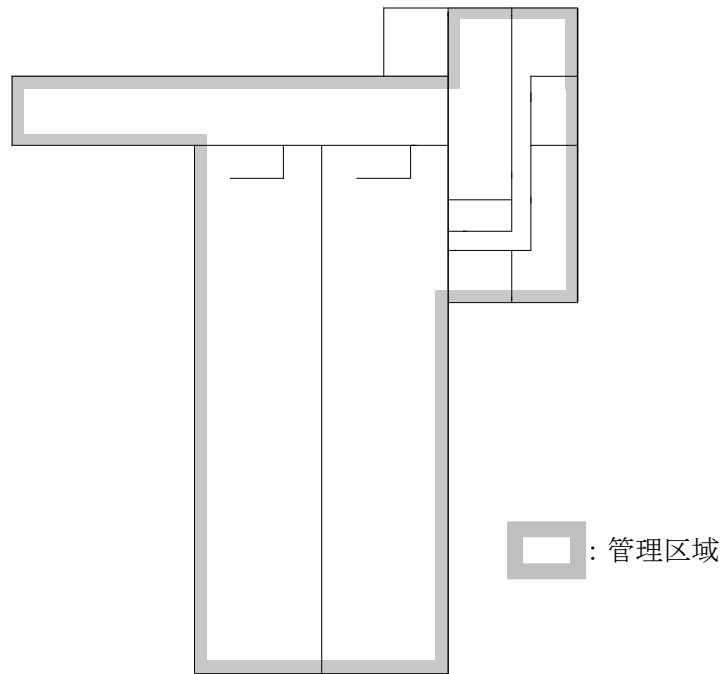


図 6-1 (111) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)の管理区域
(アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 2階)

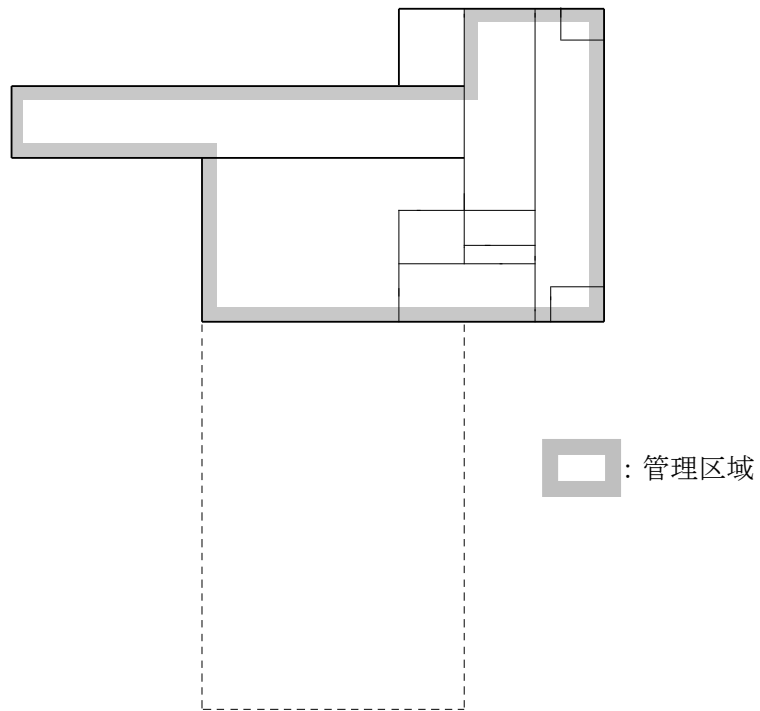


図 6-1 (112) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)の管理区域
(アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 3階)

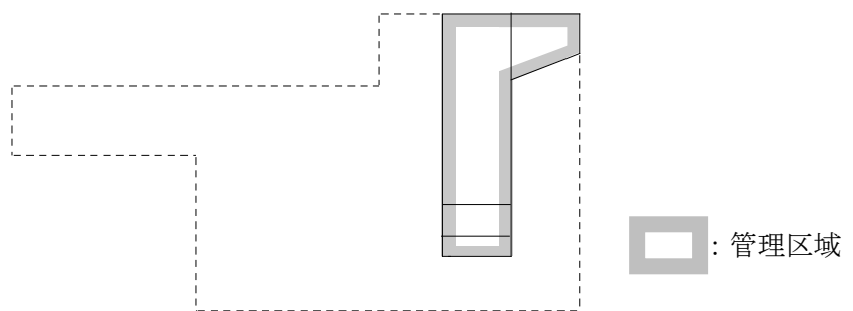


図 6-1 (113) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)の管理区域
(アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 4階)



図 6-1 (114) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 地下 2 階)

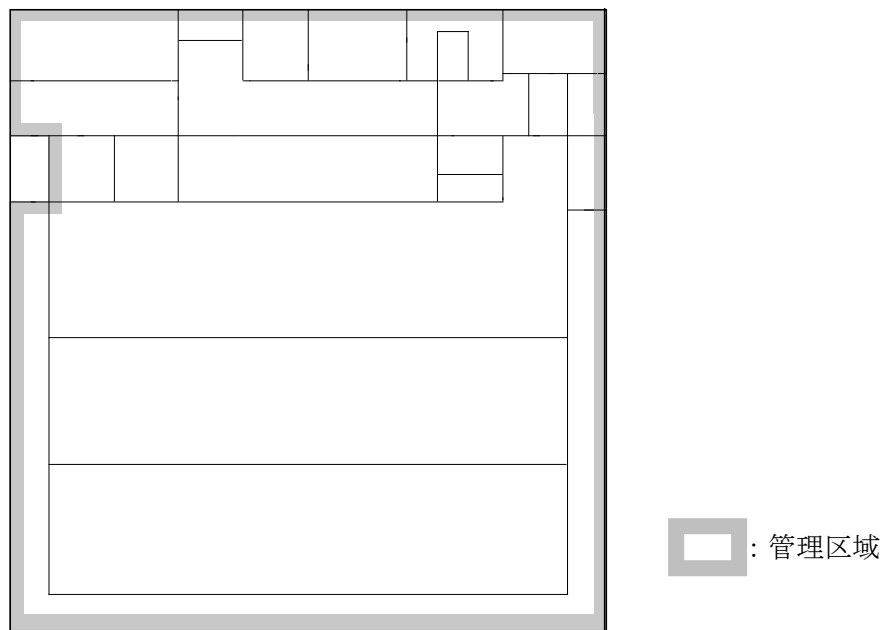


図 6-1 (115) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 地下 1 階)

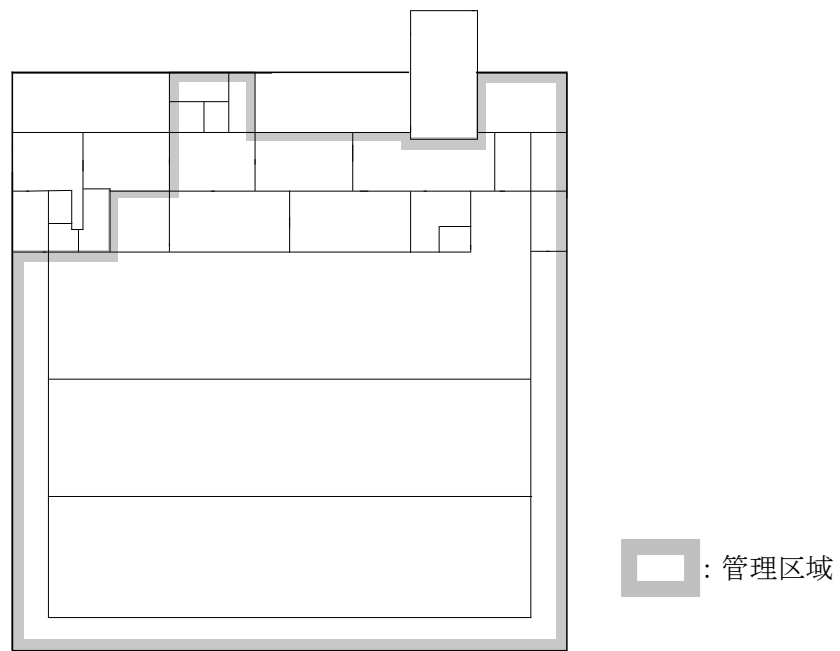


図 6-1 (116) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 1 階)

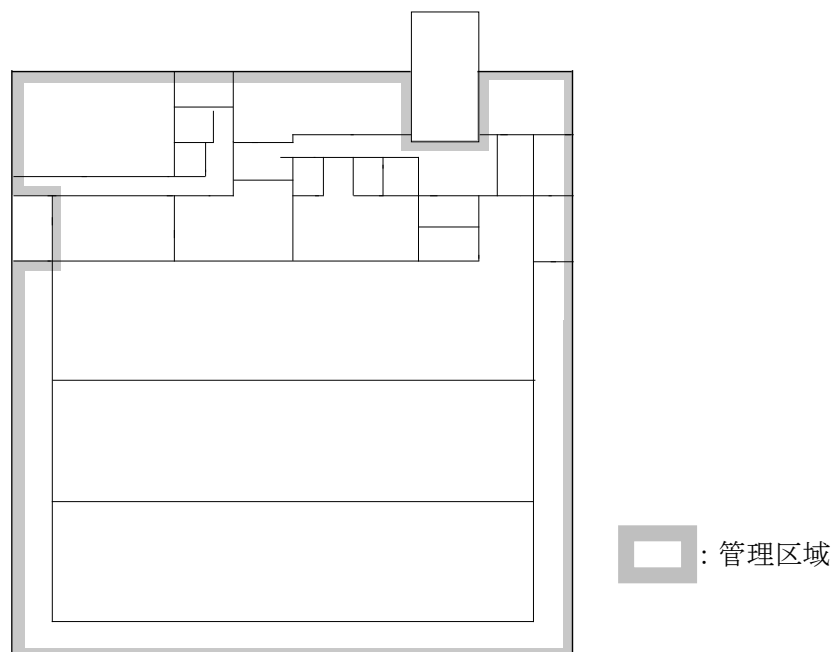


図 6-1 (117) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 2 階)

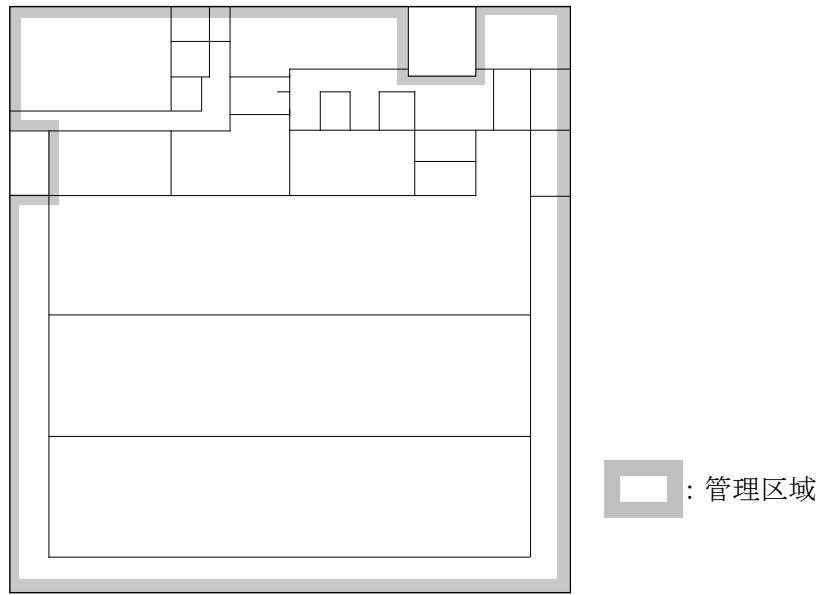


図 6-1 (118) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 中 2 階)

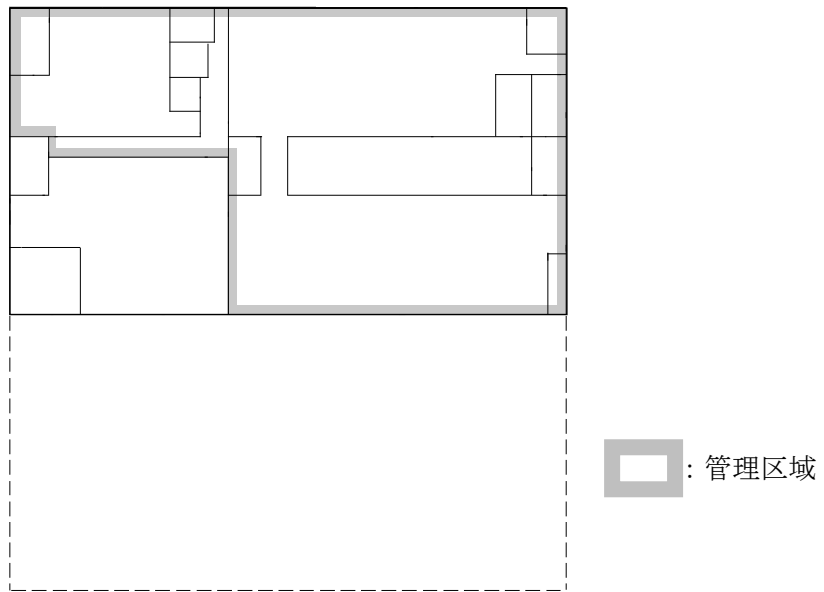


図 6-1 (119) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
 (第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 3 階)

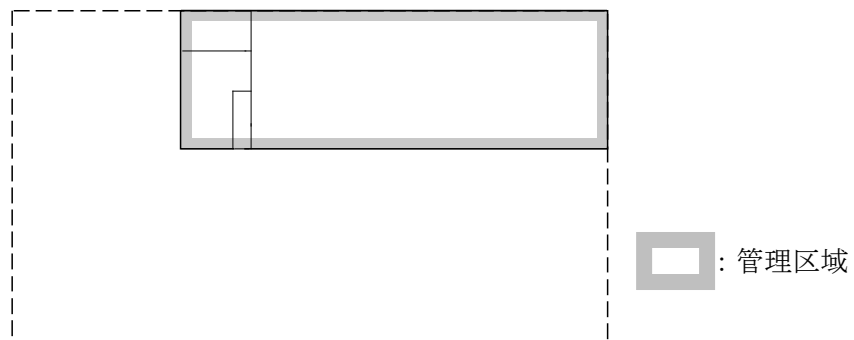
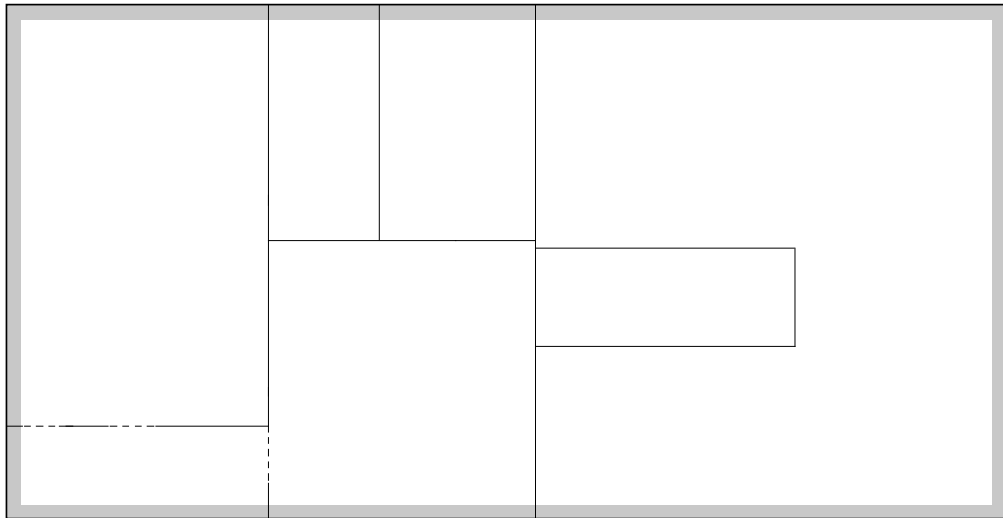


図 6-1 (120) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) の管理区域
(第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 4 階)




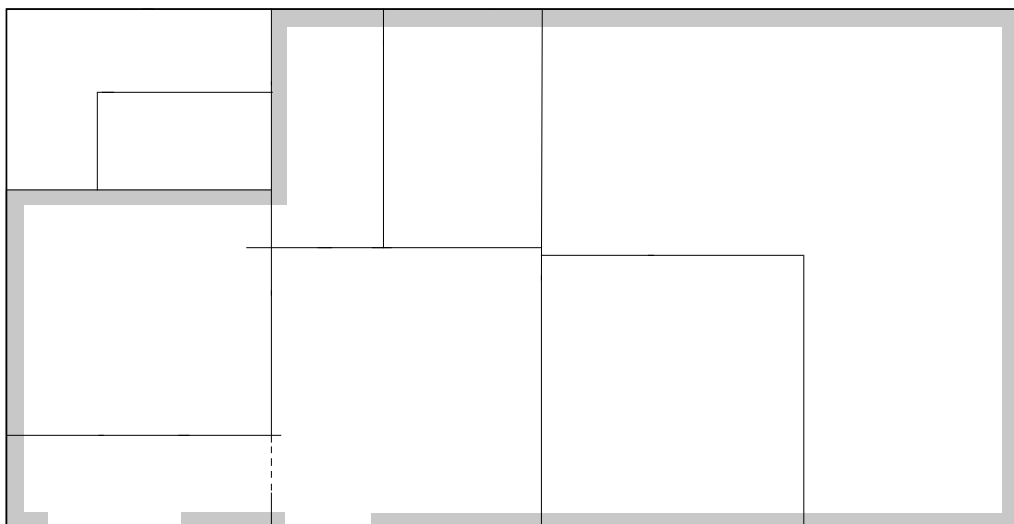
 : 管理区域

図 6-1 (121) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 地下 1 階)




 : 管理区域

図 6-1 (122) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 1 階)

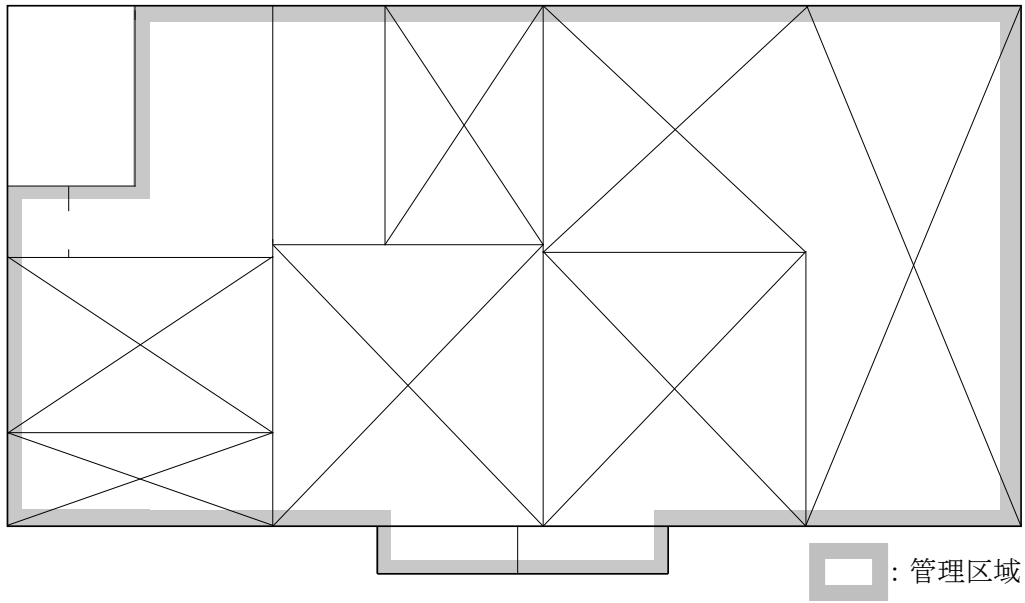


図 6-1 (123) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 2 階)

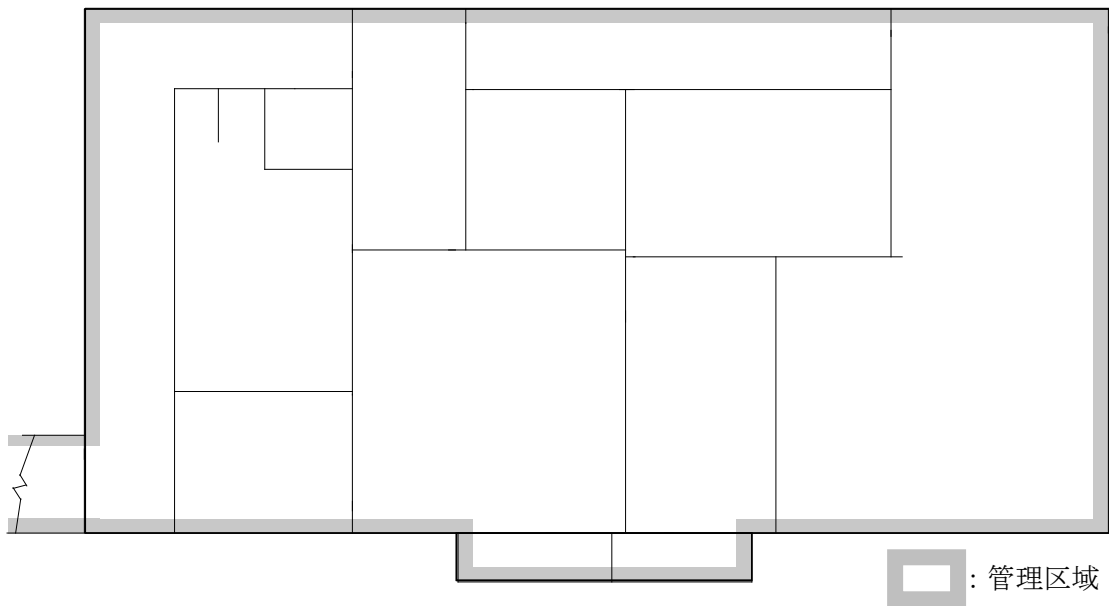


図 6-1 (124) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 3 階)

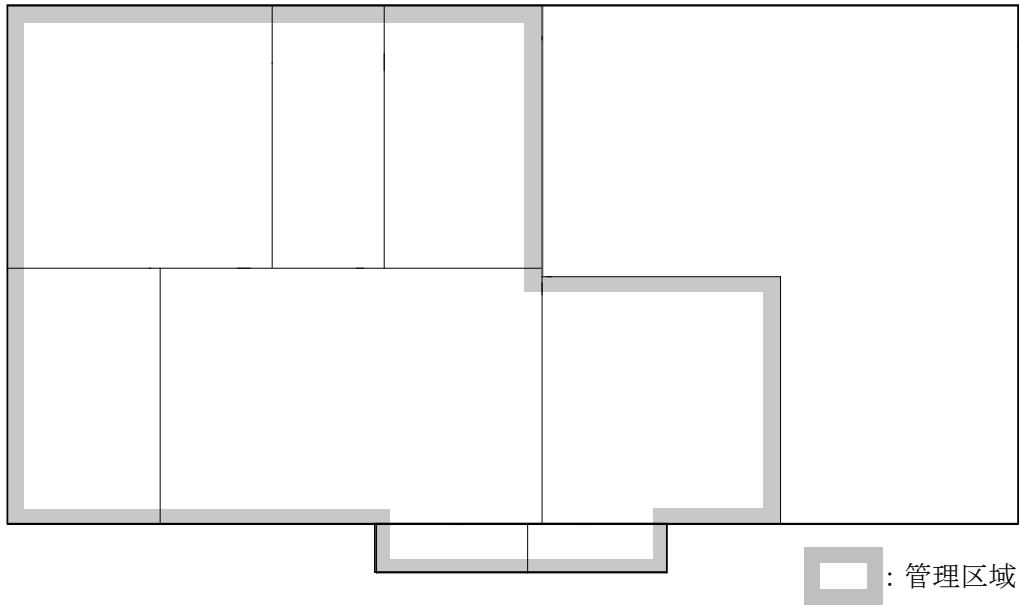


図 6-1 (125) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 4 階)

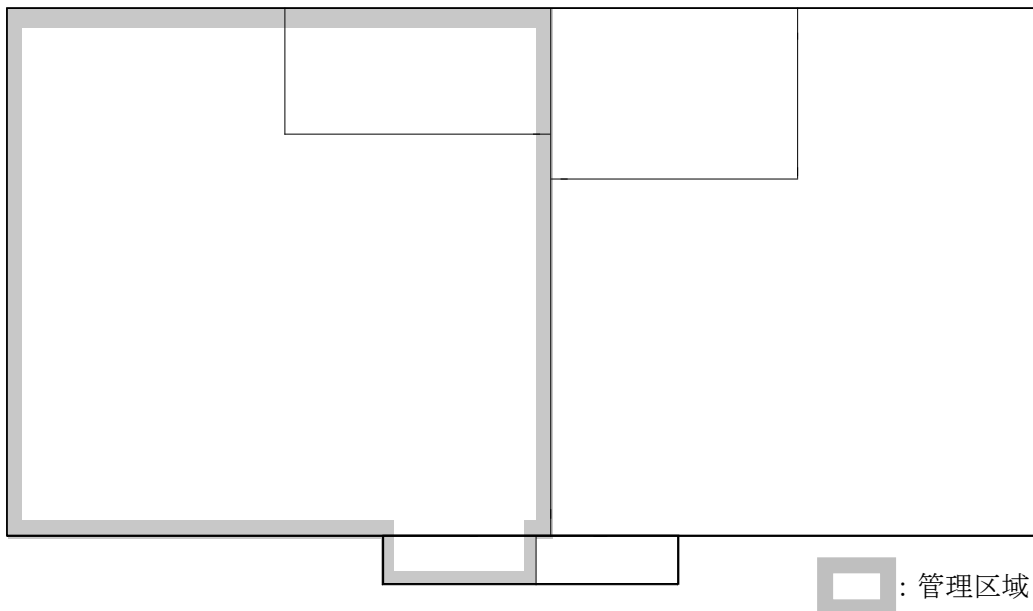


図 6-1 (126) 焼却施設 (IF) の管理区域
(焼却施設 (IF) 5 階)

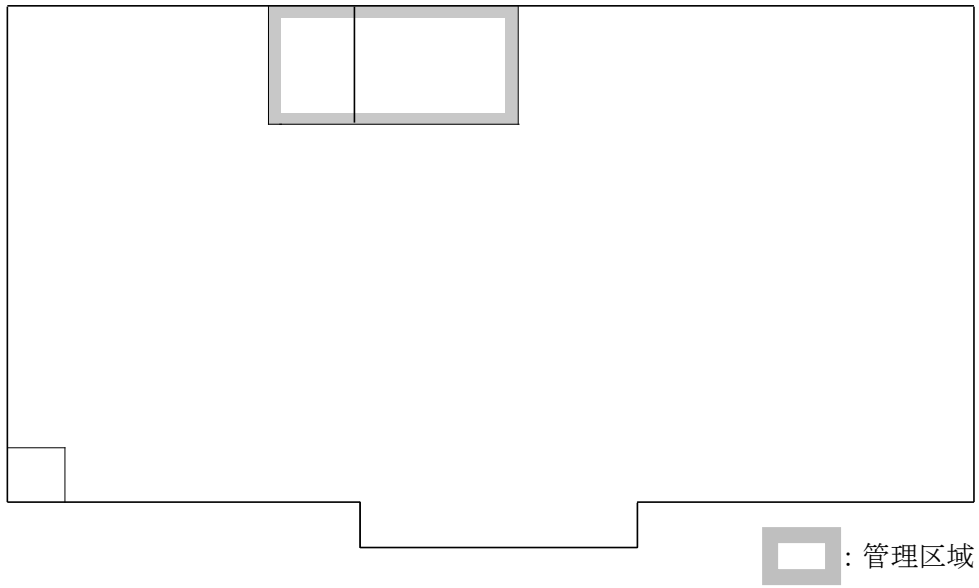


図 6-1 (127) 焼却施設(IF)の管理区域
(焼却施設(IF) 6階)

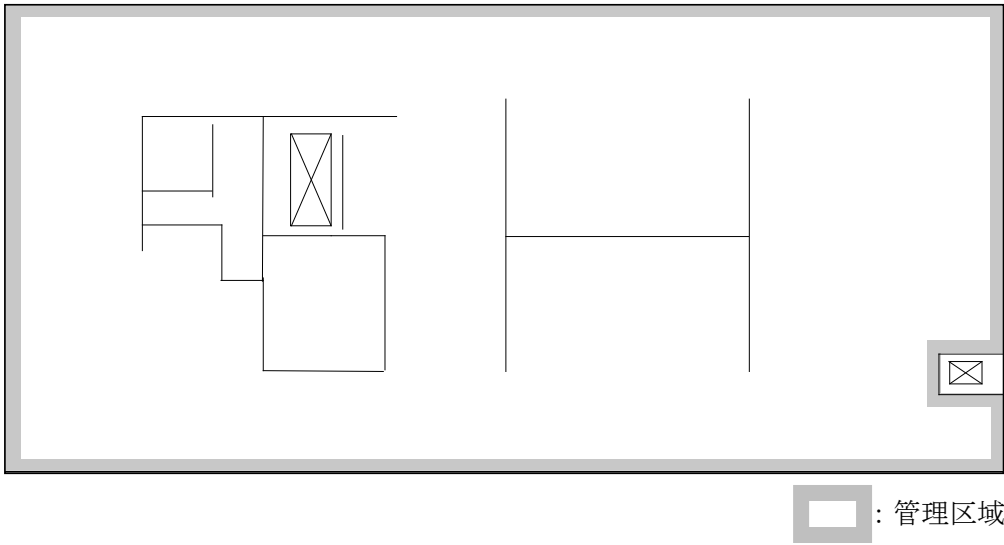


図 6-1 (128) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 地下1階)

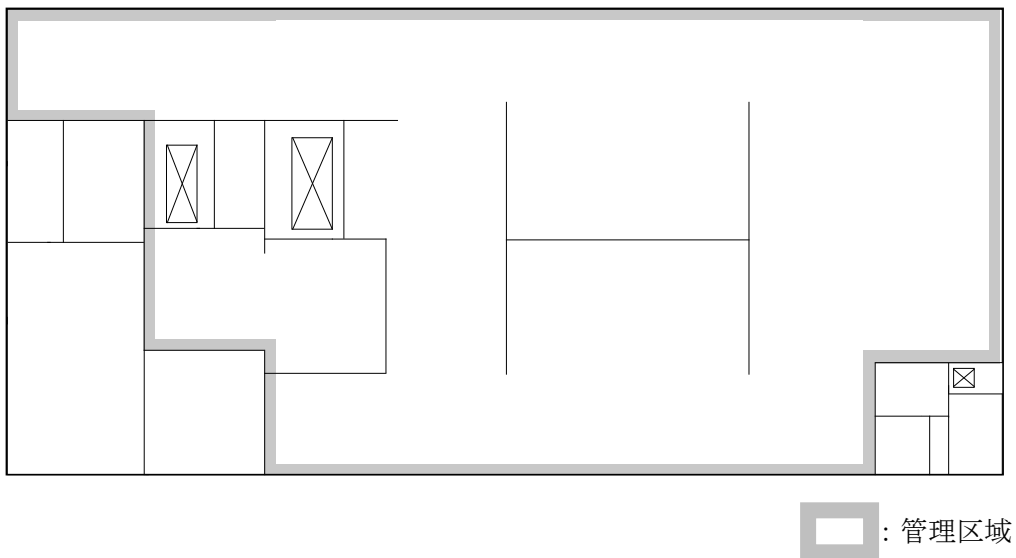


図 6-1 (129) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 1階)

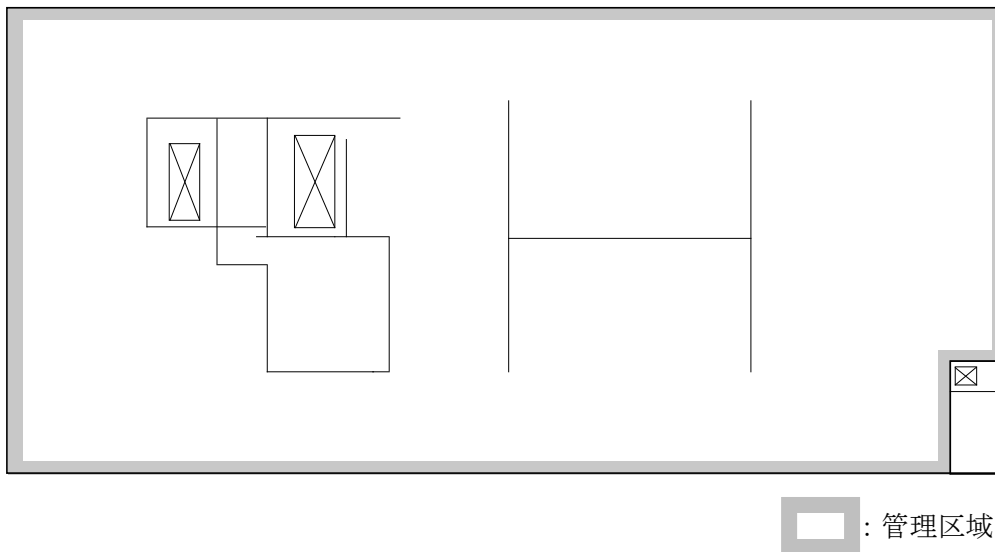


図 6-1 (130) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 2階)

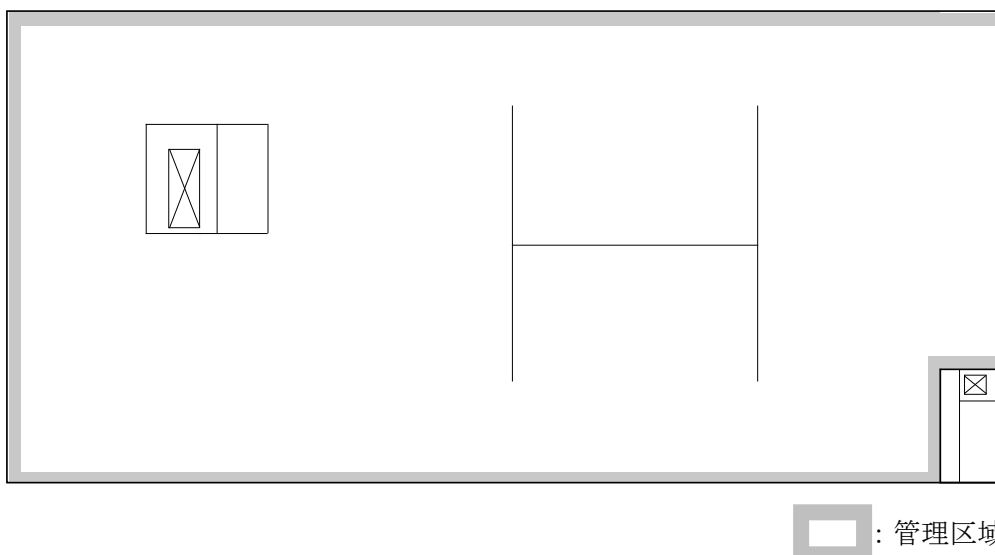


図 6-1 (131) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 3階)

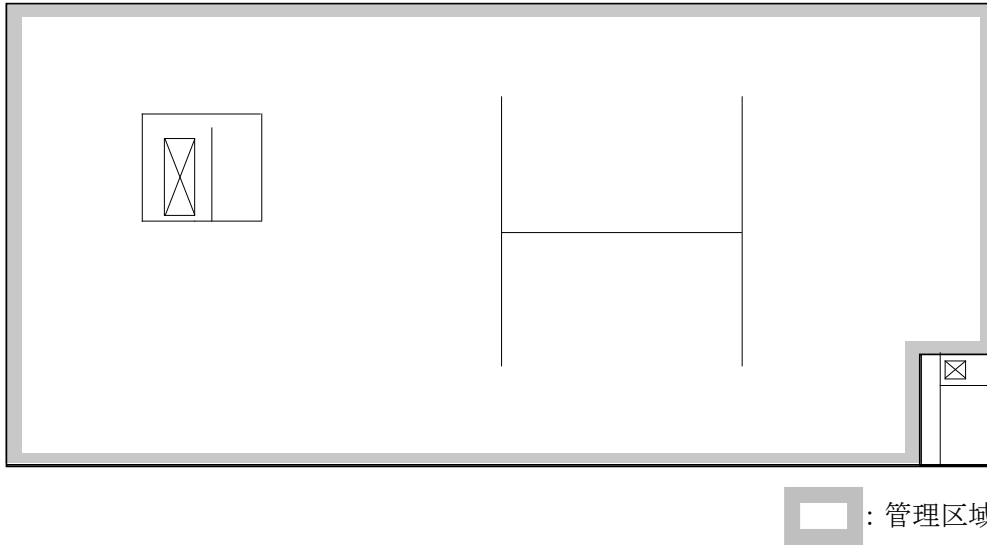


図 6-1 (132) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 4階)

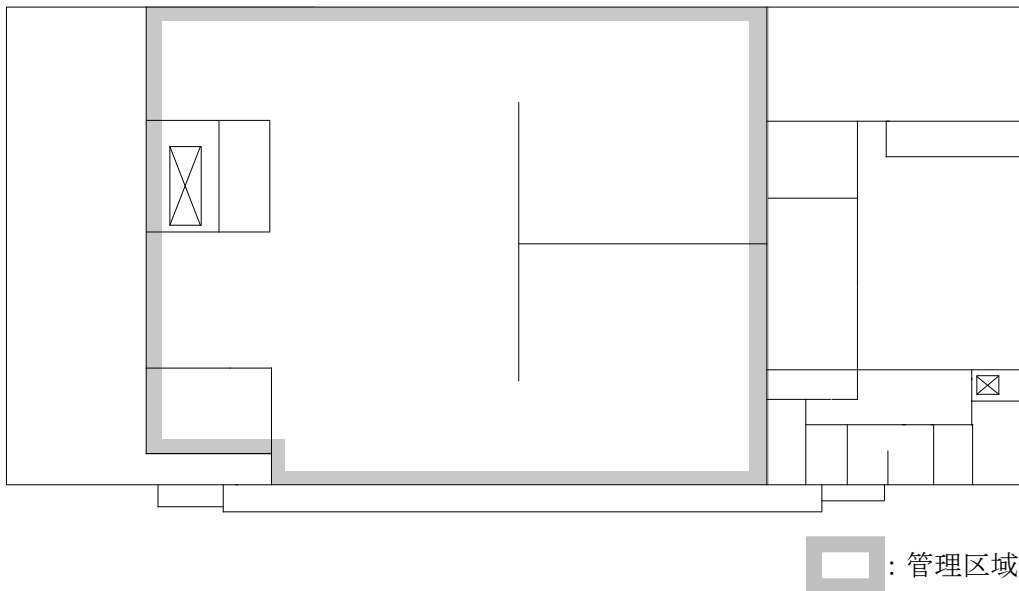


図 6-1 (133) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
(第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 5階)



図 6-1 (134) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)の管理区域
 (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS) 6階)

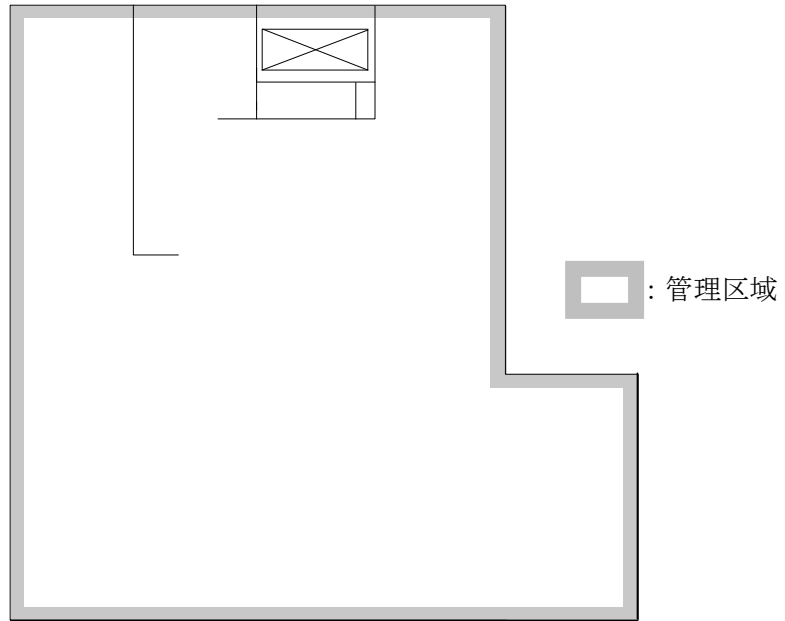


図 6-1 (135) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域
(第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 地下1階)

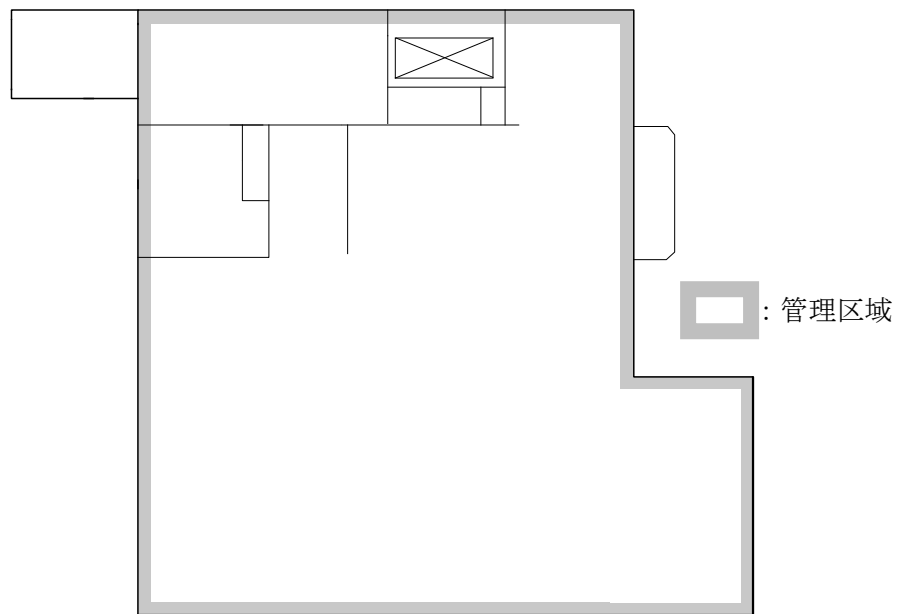


図 6-1 (136) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域
(第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 1階)

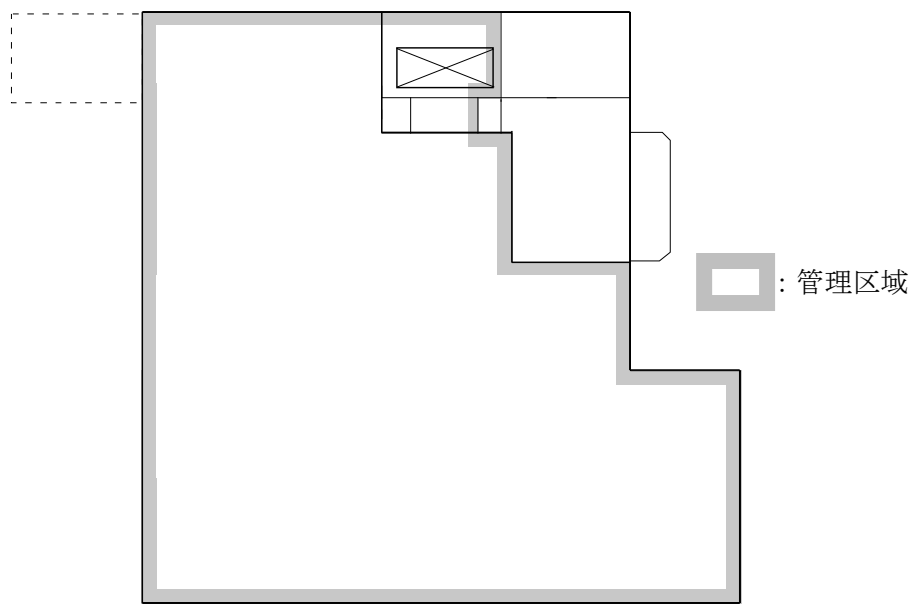


図 6-1 (137) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)の管理区域
(第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS) 2階)

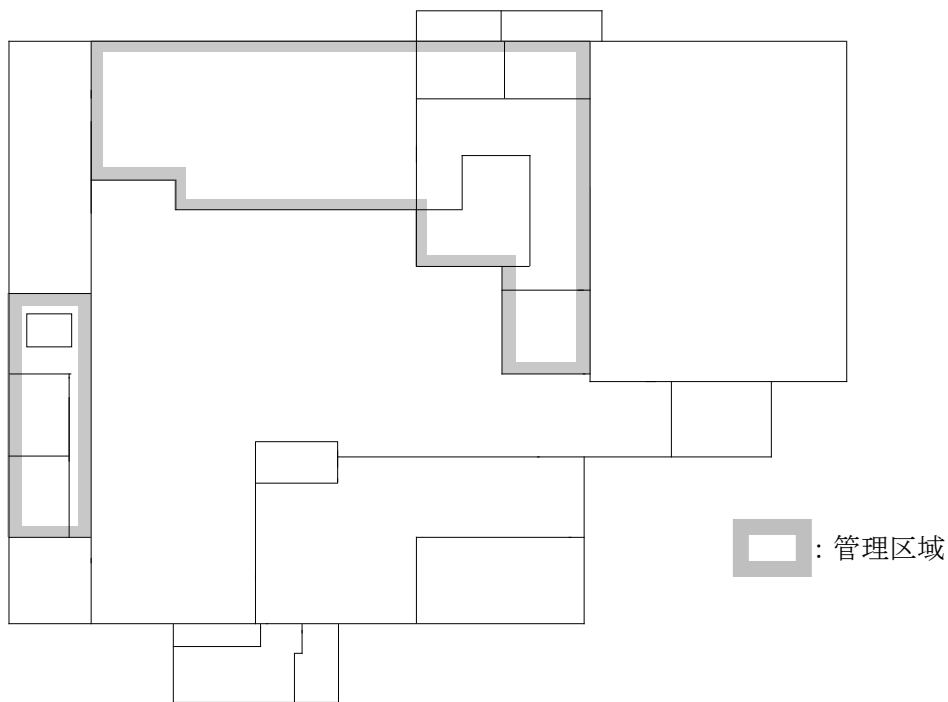


図 6-1 (138) 分析所(CB)の管理区域
(分析所(CB) 地下1階)

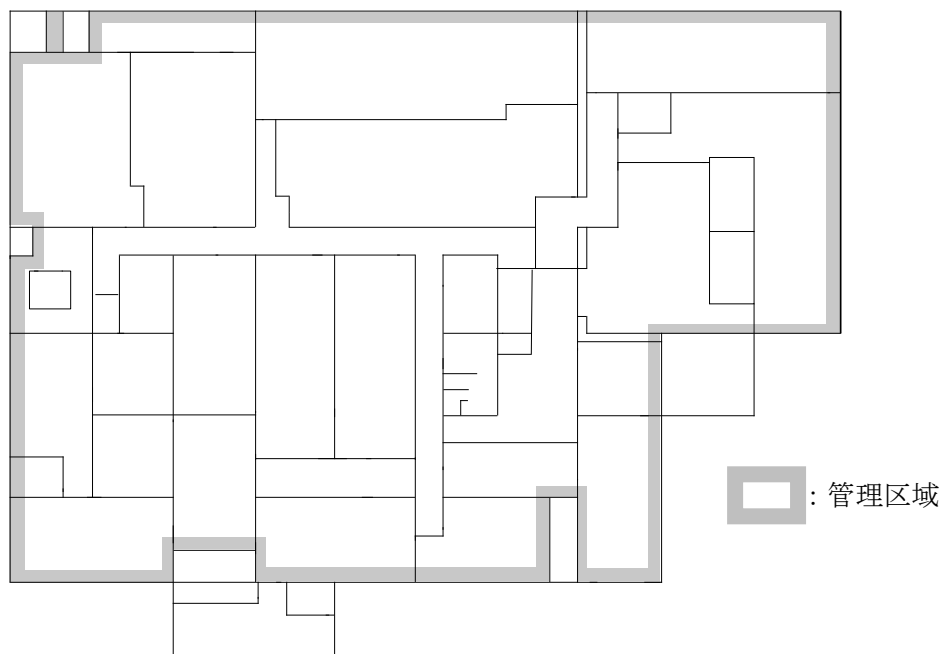


図 6-1 (139) 分析所(CB)の管理区域
(分析所(CB) 1階)

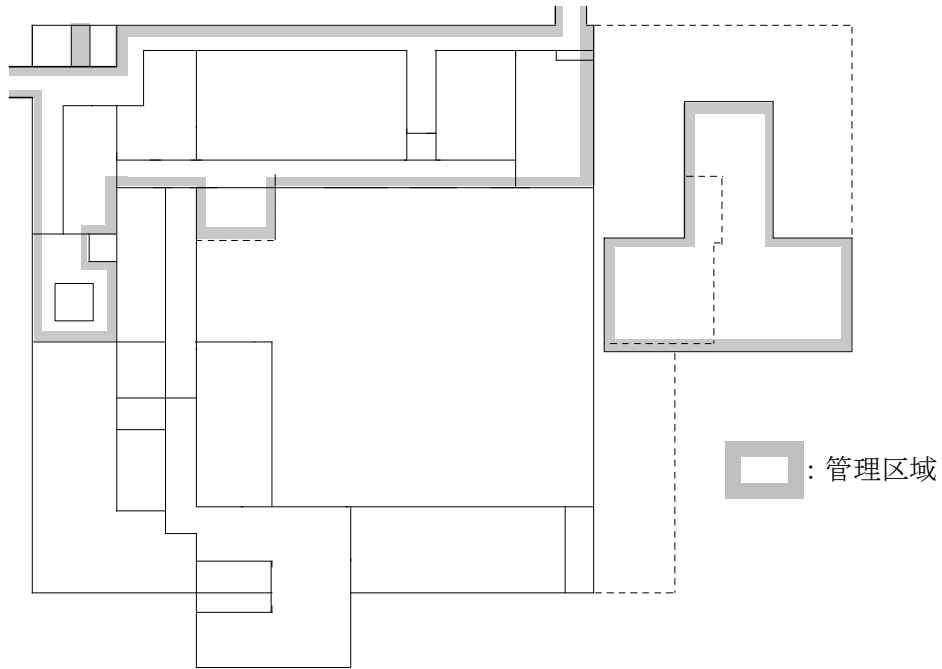


図 6-1 (140) 分析所(CB)の管理区域
(分析所(CB) 2階)

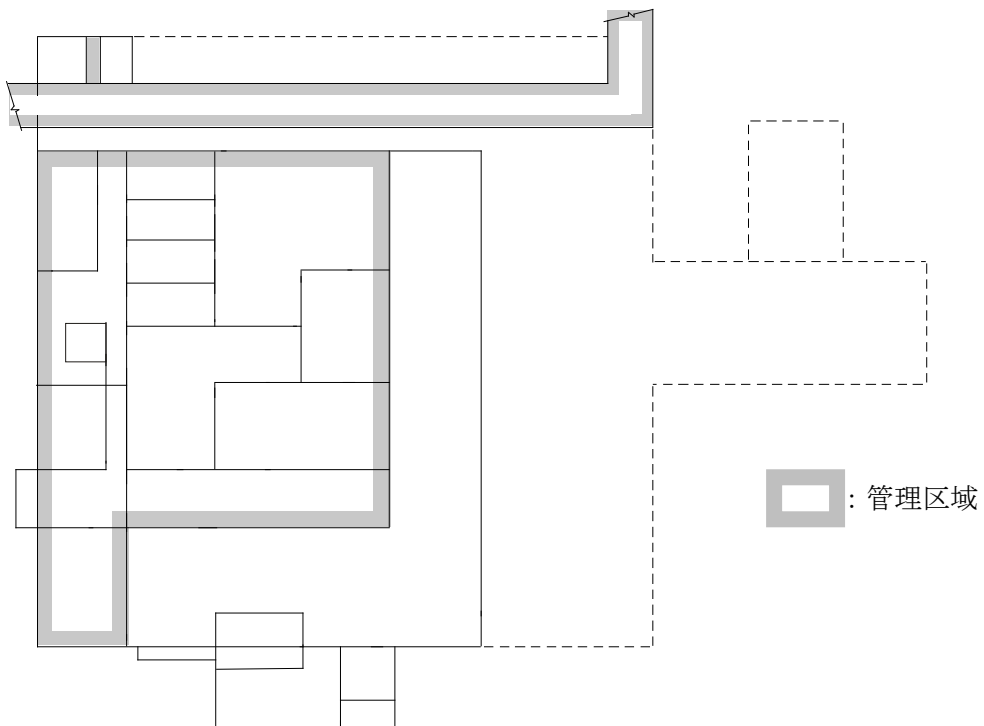


図 6-1 (141) 分析所(CB)の管理区域
(分析所(CB) 3階)

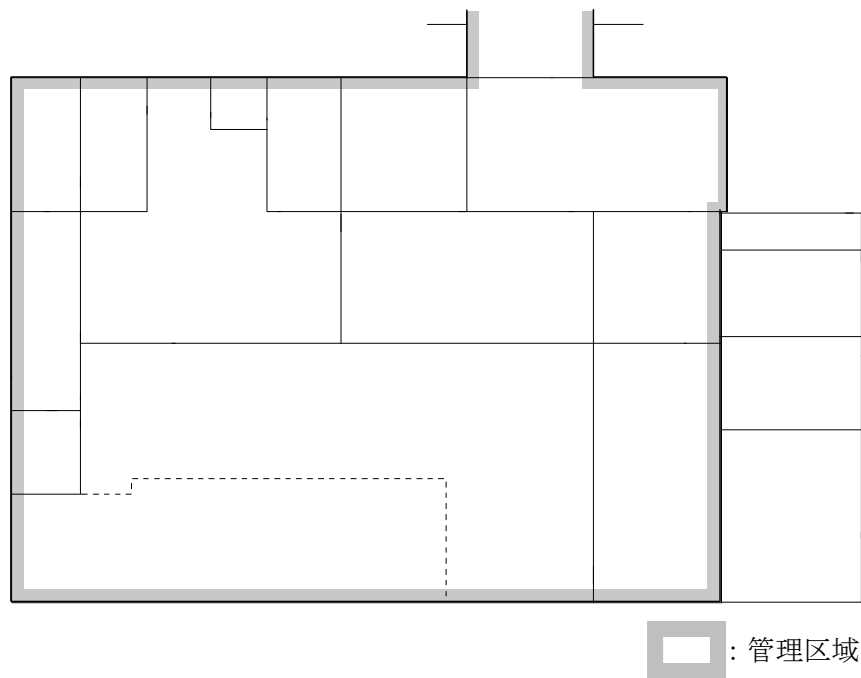


図 6-1 (142) 除染場(DS)の管理区域
(除染場(DS) 1階)

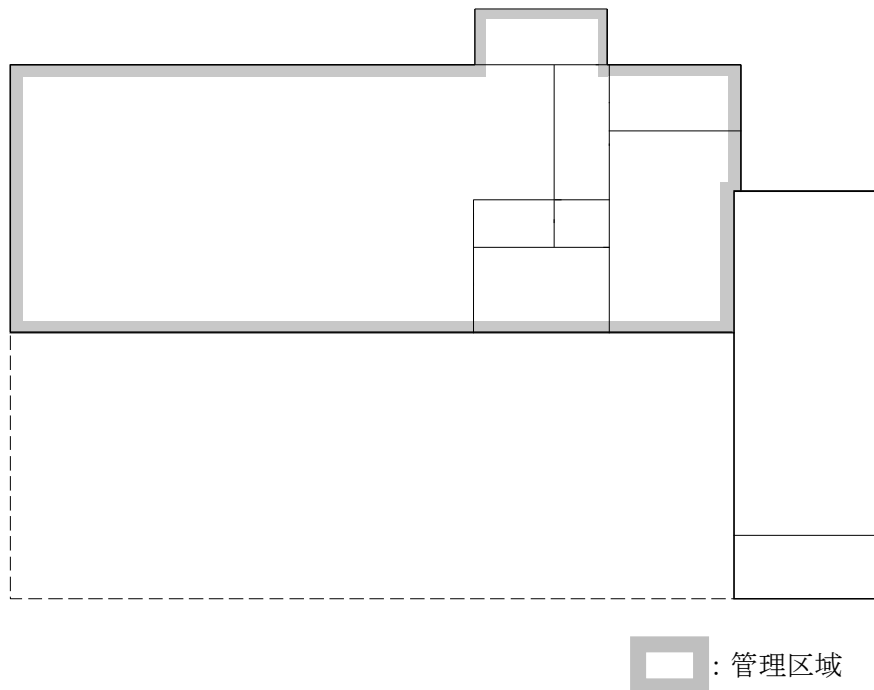


図 6-1 (143) 除染場(DS)の管理区域
(除染場(DS) 2階)

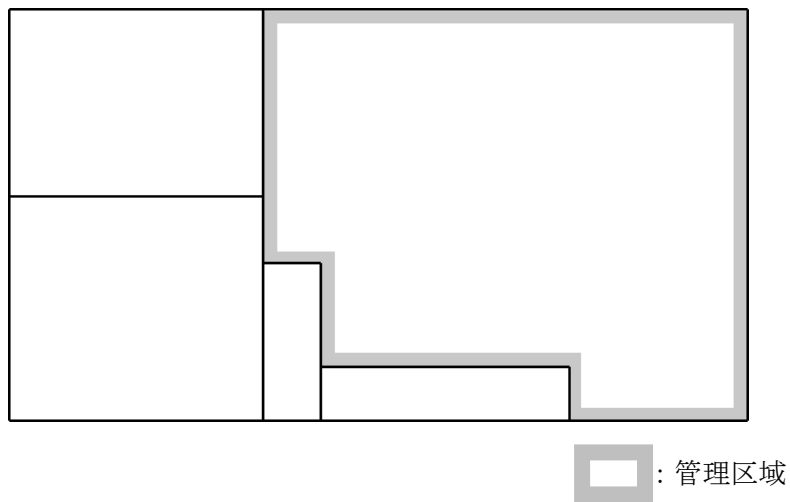


図 6-1 (144) 排水モニタ室 (DMS) の管理区域
(排水モニタ室 (DMS) 1 階)

七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

1. 放射性気体廃棄物

放射性気体廃棄物は、洗浄塔、フィルタ等で洗浄、ろ過したのち、主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒を通じて大気に放出する。クリプトン貯蔵シリンダのクリプトンは、窒素により希釈し、プロセス排気として主排気筒を通じて大気に放出する。また、クリプトン貯蔵シリンダ及び配管に残存するクリプトンは窒素を供給することにより、押し出し、プロセス排気として主排気筒を通じて大気に放出する。

放出に当たっては、排気筒において放射性物質濃度を測定監視し、再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定の「放射性気体廃棄物の管理」に定め、その管理の中で計画、実施、評価及び改善を行う。なお、廃止措置の進捗に応じて、適宜、放射性気体廃棄物の処理及び管理について、再処理施設保安規定を見直す。

2. 放射性液体廃棄物

放射性液体廃棄物のうち、高放射性廃液は、必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち、熔融炉へ送り、ガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体容器に注入し固化する。

中放射性廃液は、酸回収蒸発缶又は中放射性廃液蒸発缶に供給し蒸発濃縮する。濃縮液は高放射性廃液として熔融炉へ送り、ガラス固化する。凝縮液は、低放射性廃液として処理する。

低放射性廃液は、放射能レベルの区分や性状に応じて蒸発処理、中和処理及び油分除去等を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。放出に当たっては、放射性液体廃棄物の放出量が再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。一方、蒸発処理に伴い蒸発濃縮した低放射性濃縮廃液については、今後整備する低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)でセメント固化し放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。廃溶媒については、TBPとドデカンに分離し、TBPについては、エポキシ樹脂等を加えプラスチック固化体にし、放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。ドデカンは主に焼却処理する。放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定の「放射性液体廃棄物等の管理」に定め、その管理の中で計画、実施、評価及び改善を行う。なお、廃止措置の進捗に応じて、適宜、放射性液体廃棄物の処理及び管理について、再処理施設保安規定を見直す。

3. 放射性固体廃棄物

放射性固体廃棄物のうち可燃性廃棄物及び難燃性廃棄物は、焼却したのち放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。不燃性廃棄物は、放射能レベルの区分や性状に応じて放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。処理や運搬スケジュール、貯蔵先の都合等により施設内での貯蔵が必要な場合は、機器解体後のスペースを放射性固体廃棄物の保管場所として活用する。これらの廃棄物は、廃棄体化施設の整備が整い次第廃棄体化施設に搬出し、処分場の要件に見合うよう廃棄体化処理する。廃棄体（ガラス固化体及びセメント固化体を含む。）は処分場の操業開始後随時搬出する。放射性廃棄物でない廃棄物（管理区域外から発生した廃棄物を含む。）は、可能な限り再生利用するか、又は産業廃棄物として適切に廃棄する。

放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置については、再処理施設保安規定の「放射性固体廃棄物の管理」に定め、その管理の中で計画、実施、評価及び改善を行う。なお、廃止措置の進捗に応じて、適宜、放射性固体廃棄物の処理及び管理について、再処理施設保安規定を見直す。

解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物（固体及び液体）の推定発生量を表 7-1 に示す。

表 7-1 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物
(固体及び液体)の推定発生量

(単位：トン)

放射能レベル	推定発生量
低レベル放射性廃棄物 (固体及び液体)	約 71,000

- ※1 再処理に伴い発生した放射性廃棄物 約 22,700 トン，機器解体に伴い発生する解体廃棄物 約 48,600 トンの合計
- ※2 解体廃棄物には，管理区域解除に必要な建家コンクリートのはつり分を含む。
- ※3 推定発生量には，解体作業に伴い発生する防護着や養生シート等の付随廃棄物を含まない。
- ※4 原子炉等規制法第 61 条の 2 に従って放射能濃度の確認を受けることなどにより，低レベル放射性廃棄物の発生量は変動することがある。

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

1. 廃止措置期間中の放射線管理

(1) 作業環境の放射線管理

解体準備期間においては、再処理の運転時から継続して安全確保上必要な機能を維持管理しつつ、主に工程洗浄、系統除染及び施設の汚染状況調査を実施することを計画しており、管理区域において解体作業は行わない。これらの作業は、これまでの維持管理において実施してきた同種作業であり、再処理施設の供用期間中と同様に再処理施設保安規定に基づき放射線管理を適切に行う。

機器解体期間以降も同様の管理を行うこととするが、特別な管理を必要とする場合には、廃止措置計画に反映し廃止措置計画の変更認可を受ける。

1) 線量率

管理区域内の線量率は、放射線業務従事者が頻繁に立ち入る場所について、定期的に線量率を測定し、異常のないことを確認する。

放射性廃棄物の移動又は特別な作業がある場合、その都度線量率を測定し、安全確保のために必要な措置を講じる。

2) 表面汚染

放射線業務従事者が頻繁に立ち入る場所の管理区域内の床、機器等の放射性物質の表面密度は、定期的に定点を間接測定法のスミヤ法によって測定し、異常のないことを確認する。また、表面汚染の発生するおそれのある作業等を行う場合は、必要に応じて直接測定法（サーベイ法）を併用して表面密度を測定し、汚染の管理を行う。

3) 空気汚染

管理区域内の空気中の放射性物質の濃度は、ダストモニタ等によって作業中連続して監視する。また、空気汚染の発生するおそれのある作業等を行う場合は、必要に応じて汚染拡大防止囲いを設置するとともに、可搬型ダストモニタを適宜配置し、作業環境の空気中放射性物質の濃度を連続監視する。

(2) 被ばく管理

作業を実施するに当たっては、事前に詳細な作業分析を行い、効率的な作業手順、放射線防護方法(防護具の使用等)、モニタリング方法等を決定し、放射線業務従事者の被ばくの低減を図る。

特殊放射線作業における個人の外部被ばくによる実効線量は、個人線量計等で測定する。内部被ばく線量は、必要に応じてホールボディカウンタ

等により測定する。また、作業に当たっては放射線業務従事者の線量限度を超えないように管理する。

(3) 放射線業務従事者の出入り及び搬出物品の管理

1) 出入管理

放射線業務従事者に対しては、作業開始前に当該作業について指示及び教育訓練を行い、管理区域内遵守事項を徹底させ作業の安全を図る。

管理区域に立ち入るときは、個人線量計及び防護衣等の作業上必要な防護具を着用して作業を行う。また、管理区域から退出するときは、ハンドフットクロスモニタ等によって身体表面及び衣服の汚染検査を行い、放射線業務従事者の被ばく防護、管理区域外への汚染の拡大防止を図る。汚染が検出された場合は、汚染除去等必要な措置を行う。

2) 搬出物品管理

管理区域から物品を搬出するときは、放射性物質の表面密度を測定し、再処理施設保安規定に定める基準を超えた物品を持ち出さないよう管理する。

(4) 一時的な管理区域の設定及び解除

1) 一時的な管理区域の設定

管理区域以外の区域における空气中放射性物質濃度又は放射性物質の表面密度等が法令に定める値を超えるか、又は超えるおそれがある場合は、汚染拡大防止に必要な措置を講じた上で、対象区域を再処理施設保安規定に基づき一時的な管理区域として設定する。設定した一時的な管理区域は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する等の措置を講じる。

2) 一時的な管理区域の解除

1)で設定した一時的な管理区域の空气中放射性物質濃度又は放射性物質の表面密度等が法令で定める値以下であることを確認した場合は、解体状況等を考慮してその設定を解除する。

(5) 周辺環境の放射線管理

排気モニタにて排気中の放射性物質の濃度を監視し、万一、放射性物質の放出を伴う異常が発生した場合には、敷地周辺の放射線測定、環境試料の採取・測定等を行う。

(6) 放射性廃棄物の放出管理

廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては、放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずる観点から、放出の基準（廃止措置計画に定める1年間の最大放出量等）を定め、廃止措置の進捗に応じて、適宜、これを見直す。

2. 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価

解体準備期間においては、工程洗浄及び系統除染を実施するが再処理運転中よりも放射性物質の取扱い量が少ないこと、原則として管理区域における解体作業は実施せず、汚染された機器の切断に伴う粉じんの舞い上がりはないことから、放射性気体廃棄物の放射エネルギーの増加はない。また、工程洗浄及び系統除染に伴い発生する放射性液体廃棄物は、放射能濃度に応じて適切な処理を行い、放射性液体廃棄物の放出量が再処理施設保安規定の値を超えないように管理する。

一方、解体準備に伴い発生する放射性固体廃棄物は、放射性廃棄物の廃棄施設に搬出し、既往の許認可を受けた放射性廃棄物の貯蔵施設で再処理施設の供用期間中と同様に貯蔵容量以下で保管する。

以上のことから、再処理事業指定申請書に記載している公衆被ばくの評価値に影響はない。

九 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類，程度，影響等

再処理施設の廃止措置期間中において，過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があつた場合に発生すると想定される事故(重大事故等，大規模損壊に係るものを含む。)に対して，設備，体制も含めて事故時対応が適切に実施され，できる限り事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制できることを確認する。

(1) 重大事故等に対して

- 1) 再処理施設においては，重大事故等に対処するために必要な以下の措置を講ずる。
 - ① 重大事故等の発生を防止するための措置
 - ② 当該重大事故等の拡大を防止するための措置
 - ③ 事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するための措置
- 2) 再処理施設において，重大事故等に対処する措置の有効性評価の目的は，以下のとおりである。
 - ① 重大事故等の発生を防止するために講ずる措置の妥当性の確認
 - ② 当該重大事故等の拡大を防止するために講ずる措置の妥当性の確認
 - ③ 事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために講ずる措置の妥当性の確認
- 3) 重大事故等に対処する措置の有効性は，事業指定基準規則及びその解釈に基づき判断する。

(2) 大規模損壊に対して

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模損壊が発生した場合における体制の整備に関し，以下の項目に関する手順書を整備するとともに，当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。

- 1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- 2) 大規模損壊発生時における放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関すること。

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（性能維持施設）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、工程洗浄、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。

廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続を経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に施設定期自主検査として、要求される機能、検査項目、頻度及び維持すべき期間を定めてこれに基づき、再処理施設保安規定に定める体制で実施する。

主な設備・機器等の維持管理の基本的な考え方は、下記のとおりである。

- (1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家及び構築物については、管理区域解除までの期間、閉じ込め及び遮蔽の機能を維持管理する。
- (2) 放射性物質を内包する系統及び機器については、系統除染が完了するまでの期間、閉じ込めの機能を維持管理する。
- (3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設については、使用済燃料を搬出するまでの期間、燃料を取り扱う設備及び臨界防止、遮蔽等の機能を維持管理する。
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設については、管理区域解除までの期間、廃棄物処理に係る機能及び廃棄物貯蔵に係る機能を維持管理する。
- (5) 核燃料物質の貯蔵施設については、核燃料物質を搬出し、管理区域解除するまでの期間、製品を取り扱う機能、製品を貯蔵する機能及び臨界防止機能を維持管理する。
- (6) 計測制御系統施設及び安全保護回路については、系統除染が完了するまでの期間、測定、制御、異常な状態の検知機能を維持管理する。

- (7) 放射線管理施設については、管理区域解除までの期間、放射線を監視する機能を維持管理する。
- (8) 換気設備については、管理区域解除までの期間、閉じ込め機能を維持管理する。
- (9) ユーティリティの供給設備については、供給先の管理区域解除までの期間、ユーティリティの供給に係る機能を維持管理する。
- (10) その他の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。

上記の設備・機器等の機能維持のため、設計時点で定期的な点検等に伴い交換することが想定され、交換作業において安全機能に影響を及ぼさず、当該部品に求められる機能に変更がなく、交換前の部品等と同性能であるもの（日本工業規格、一般市販品の規格等により同等の性能であることを確認できるもの）の場合、再処理施設保安規定に定める管理の方法に基づき部品交換等を実施する。

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1. 廃止措置に要する費用の見積り

再処理施設の廃止措置に要する費用見積総額は約 7,700 億円である。

今後、廃止措置の各段階の計画の進捗に応じて廃止措置計画の変更認可申請を行う際には、廃止措置に要する費用を必要に応じて見直して、同変更認可申請に反映する。

表 11-1 費用見積額 (単位：億円)

項目	見積額
施設解体費 ^{※1}	約 1,400
放射性廃棄物 処理費 ^{※2}	約 2,500
放射性廃棄物 処分費 ^{※3}	約 3,800
合計	約 7,700

※1 施設の特徴や構造、解体方法の類似性を考慮した評価式に基づき、調査・計画費、安全貯蔵費、解体前除染費、機器解体費、はつり費、放射能測定費、設備費、廃棄物容器費、放射線管理費、現場管理費等を算出

※2 低レベル放射性廃棄物（解体廃棄物、再処理に伴い発生した廃棄物）の廃棄体処理により発生する処分区分毎の廃棄体数にそれぞれの対応する廃棄体処理施設の建設・運転に係る費用から算出した処理単価を乗じて算出

※3 低レベル放射性廃棄物（解体廃棄物、再処理に伴い発生した廃棄物）の廃棄体処理により発生する処分区分毎の廃棄体数にそれぞれの処分単価及び輸送単価を乗じて算出

なお、上記費用以外に、東海再処理施設の廃止に向けた計画（平成 28 年 11 月 30 日付け報告）に示した当面 10 年間の計画に必要な費用（約 2,170 億円）等が必要となる。これには新規基準を踏まえた安全対策費、高経年化対策費、ガラス固化運転費等が含まれる。

2. 資金の調達の方法

再処理施設の廃止措置に必要な費用は、エネルギー対策特別会計運営費交付金（電源開発促進勘定・電源利用対策運営費交付金）、エネルギー対策特別会計施設整備費補助金（電源開発促進勘定・電源利用対策施設整備費補助金）等により充当する計画である。

十二 廃止措置の実施体制

1. 廃止措置の実施体制

再処理施設の実施体制は、再処理規則第17条第2項に基づき、再処理施設保安規定において保安管理体制を定め、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするるとともに、保安管理上重要な事項の審査をするための委員会の設置及び審査事項を規定する。また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を監督させるものとする。

これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に行う。

なお、廃止措置の工程は、原子力機構の施設中長期計画に係るPDCAマネジメントにおいて年度ごとに原子力機構として確認・改善を行うとともに、理事長による半期ごとの事業計画レビューで確認しながら着実に進めていくこととし、必要に応じて適宜、廃止措置の実施体制を見直す。

2. 放射線業務に係る経験

再処理施設では、再処理に伴い発生した放射性廃棄物を保有しており、当面の間、高放射性廃液の固化・安定化及び低放射性廃液の処理を着実に実施していく計画である。ガラス固化技術開発施設(TVF)における高放射性廃液の固化・安定化が終了する頃、先行して除染・解体に着手する分離精製工場(MP)等の施設は、管理区域における機器の解体撤去に着手する見通しである。

廃止措置に当たり従事者には作業環境に応じた工事管理能力、汚染状況に基づく放射線管理能力及び緊急時に即時に的確に判断し対応できる能力等が求められる。

そのため、再処理施設で培った保守管理、保安管理、放射線管理等に関する技術の継承を今後も継続していく。

3. 技術者の確保

平成29年6月1日現在における再処理施設の技術者数は389名であり、そのうち、核燃料取扱主任者の有資格者は21名、第1種放射線取扱主任者は76名、技術士(原子力・放射線部門)に登録を受けた者は8名である。

今後、廃止措置を行うために必要な教育及び訓練により技術者を確保するとともに、各種資格取得を奨励し、必要な有資格者を確保していく。

4. 技術者に対する教育・訓練

再処理施設の安全確保に必要な技術的能力を維持・向上させるため、再処理施設保安規定に基づき保安教育に関する計画を立て、それに従って教育

を実施する。

廃止措置に係る業務に従事する技術者に対しては、廃止措置を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う。

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

廃止措置期間中における品質マネジメントシステム活動は、原子炉等規制法第50条第1項に基づく再処理施設保安規定において、再処理規則第8条の3に基づいた理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画を定め、再処理施設保安規定及び品質マネジメント計画書並びにその関連文書により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の確保・維持・向上を図る。

また、廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。

「第十項 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（性能維持施設）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間」に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。

十四 廃止措置の工程

再処理施設の廃止措置は、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施する。再処理施設の廃止措置工程を表 14-1 に示す。

リスクの早期低減として、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策を実施するとともに、ガラス固化技術開発施設 (TVF) におけるガラス固化、高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) の廃棄物の取出し/再貯蔵、低放射性廃棄物処理技術開発施設 (LWTF) における低放射性廃液のセメント固化を最優先で実施する。

施設に保管・貯蔵している使用済燃料及び核燃料物質は、当面の保管・貯蔵の安全を確保するとともに、搬出先が確保できたものから随時施設外へ搬出する。

再処理施設の除染・解体等の廃止措置は、管理区域を有する約 30 施設について所期の目的が終了した建家ごとに基本的に 3 段階 (第 1 段階: 解体準備期間, 第 2 段階: 機器解体期間, 第 3 段階: 管理区域解除期間) のステップで進める。

分離精製工場 (MP), ウラン脱硝施設 (DN), プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 及びクリプトン回収技術開発施設 (Kr) については、先行して上述の除染・解体等の廃止措置に着手する。

今後も継続して放射性廃棄物を取り扱う施設では、廃棄物処理を着実に進め、廃棄物の処理フロー等を考慮した上で、所期の目的を完了した施設から順に除染・解体に着手する。

そのため、除染・解体に着手する範囲を原則として、高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS), ガラス固化技術開発施設 (TVF), 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 等の高線量の放射性廃棄物を取り扱う施設から低線量の放射性廃棄物を取り扱う施設へと推移していく計画とする。

なお、再処理施設から発生する放射性廃棄物を廃棄体化する高線量廃棄物廃棄体化処理技術開発施設 (第 2 期施設) (HWTF-2) と東海固体廃棄物廃棄体化施設 (第 2 期施設) (TWTF-2) を今後必要な時期に建設し廃棄体化処理を行う。

上述のとおり、再処理施設の廃止措置は、施設内に保有する放射性廃棄物の処理を行いつつ所期の目的が終了した建家ごとに段階的に進めることから、最終的に管理区域を有する約 30 施設の廃止措置 (管理区域解除) が全て完了するためには、約 70 年の期間が必要となる見通しである。

表14-1 廃止措置工程表

対象施設等		約10年後	約20年後	約30年後	約40年後	約50年後	約60年後	約70年後
リスク低減の取組	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)	高放射性廃液貯蔵 (HAW)
	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)	ガラス固化処理運転 (TVF)
	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)	高放射性固体廃棄物の貯蔵施設整備 (HASMS-HWTF-1)
	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)	低放射性廃棄物処理技術開発施設整備・処理 (LWTF)
施設の廃止	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)	分離精製工場 (MP)
	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)	ケーン設備施設 (DN)
	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)	フルニウム転換技術開発施設 (PDF)
使用済燃料・核燃料物質の保管・貯蔵	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)	使用済燃料 (MPのプール)
	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)	ウラン製品 (UC, 2UO ₃ , 3UO ₄)
	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)	フルニウム・ウラン混合酸化物粉末 (PDFの貯蔵ホール)
	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)	高放射性固体廃棄物貯蔵 (HASMS)
低レベル放射性廃棄物の処理・貯蔵	処理	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)	低放射性廃液処理・焼却処理 (AAFEZCJF)
	貯蔵	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)	廃液貯蔵 (ST)
	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)	低放射性濃縮液貯蔵 (WS)
	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)	低放射性濃縮液貯蔵 (ASP)
	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)	低放射性濃縮液貯蔵 (LWSF)
	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)	スラッジ・廃液貯蔵 (LW/LW2)
	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)	アスファルト固化体等貯蔵 (ASI, AS2)
	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)	固体廃棄物貯蔵 (1LASMS, 2LASMS)
	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)	分析所 (GB)
	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)	除染場 (DS)
その他の施設の利用	主排気筒	主排気筒	主排気筒	主排気筒	主排気筒	主排気筒	主排気筒	主排気筒
	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒	第一付属排気筒
廃棄物処理の整備	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒	第二付属排気筒
	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)	アクティブレンヂ (20施設)
	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)	高濃度廃棄物廃棄物体化処理技術開発施設整備・処理 (HWTF-2)
東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	東海固体廃棄物体化施設整備・処理 (TWTF-2)	
処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	処分場の立地・整備	

固媒体に求められる条件の検討は、処分場の選定と並行して実施する必要がある。固媒体の選定は、処分場の選定と並行して実施する必要がある。

本工程の起点は平成28年度。本資料は追跡等に応じて適宜更新する。

十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は見直しを行った日付，変更の内容及びその理由を含む。）

No.	日付	変更箇所	変更理由
0	平成30年12月25日	廃止措置実施方針作成	—
1	令和3年10月29日	第十三項における記載の適正化	使用済燃料の再処理の事業に関する規則の改正により、記載項目が変更になったため
2	令和4年6月7日	第五項における記載の変更	工程洗浄の具体的な方法が定まったことによるプルトニウム溶液の再処理設備本体等からの取り出し方法が変更となったため